

法科大学院認証評価

自己評価書

金沢大学大学院法務研究科法務専攻

令和元年6月

金沢大学

目 次

| | | |
|-----|------------------|-----|
| I | 現況及び特徴 | 1 |
| II | 目的 | 2 |
| III | 章ごとの自己評価 | |
| | 第1章 教育の理念及び目標 | 3 |
| | 第2章 教育内容 | 11 |
| | 第3章 教育方法 | 34 |
| | 第4章 成績評価及び修了認定 | 43 |
| | 第5章 教育内容等の改善措置 | 60 |
| | 第6章 入学者選抜等 | 74 |
| | 第7章 学生の支援体制 | 101 |
| | 第8章 教員組織 | 119 |
| | 第9章 管理運営等 | 135 |
| | 第10章 施設、設備及び図書館等 | 143 |
| | 第11章 自己点検及び評価等 | 149 |

I 現況及び特徴

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
金沢大学大学院法務研究科法務専攻
- (2) 所在地 石川県金沢市
- (3) 学生数及び教員数（令和元年5月1日現在）
学生数：26人
教員数：14人（うち実務家教員5人）

2 特徴

(1) 本研究科は、平成16年の設立の段階から、北陸三県の弁護士会（金沢弁護士会、富山県弁護士会、福井弁護士会）から全面的な協力・支援を受け、地域における法曹等の法律学に特化した高度専門職業人の養成機関として社会的な役割を担っている。本研究科は、**地域に根ざした法曹教育**という基本理念のもと、弁護士過疎地域に隣接する地に位置するという地域的特性にも鑑み、「地域社会の人の立場にたった法律家の養成」、「適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成」、及び「紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成」という教育目標を掲げた。この教育目標の下で実施した教育により、現に、平成30年度までの司法試験合格者は95人となり、そのうち北陸三県で弁護士となった者が48人である。東京、大阪、京都等の大都市で弁護士となった者や裁判官となった者を除くと、74人が地域の弁護士として活躍しており、一定の成果を挙げている。また、法曹以外の職域についても、修了生の多くが北陸地域を中心に、公務員等の行政官、企業法務等の業務、法学・政策学系研究者等に就職しており、地域社会に貢献しうる多数の人材を輩出している。

(2) **徹底した少人数教育**

本研究科は、学生の入学定員を当初40人に設定し、授業では、講義形式で40人、演習形式では20人の2クラス編成（平成26年度まで）によって少人数教育を実現させた（その後、入学定員は平成22～26年度は25人、27年度から15人に縮小）。法科大学院としては小規模であるが、こうした少人数編成の講義及び演習形式の授業実施によって、教員が学生の理解度を測りながら、教員と学生による双方向又は学生間による多方向の授業運営が可能となっている。ただ近年は、入学定員未充足の状況が継続しており、学生相互間の多方向の授業等、授業運

営に工夫が必要となる場面も見受けられたが、平成29年度の入学者は12人に回復し、円滑な授業運営の改善が図られている。

(3) **地域に根ざした実践的な教育**

本研究科は、北陸三県弁護士会の弁護士から構成される法科大学院支援委員会との連携により、①本研究科の授業科目における非常勤講師として、専門分野に知見を有する弁護士の派遣、②「エクスターンシップ」における弁護士事務所への学生受入れ及び指導、③学内における学生に対する法曹の進路指導や学習指導の定期的な実施、④授業見学や研究科のFD研修会への参加及び提言、⑤学生に対する様々な経済的支援の実施等、継続的かつ様々な支援を受けている。また本研究科は、金沢地方裁判所、金沢地方検察庁等の地元の司法機関等からのレクチャー・参加型プログラムなど法曹実務教育について、様々な形で支援を得ている。

このほか、近年、インハウスロイヤーとしての経験をする機会を学生に提供するため、北陸銀行（本店・富山市）及び中村留精密工業株式会社（本社・白山市）との間でインターンシップに関する協定を結び、さらに石川県加賀市議会と法務研究科との間で連携協定を締結し、インターンシップとして学生に研修の機会を与えるとともに、展開・先端科目群に設置し、単位化した。地域の企業や自治体と連携を深めてきたが、さらに、社会人学生の学習環境改善等のアドバイスを受けるために（株）PFUと連携協定を締結した。

(4) **他大学の法科大学院等との連携**

本研究科は近隣に他の法科大学院がなく、地域に孤立した状況にある。そこで、学生にとって有意な授業科目の展開、さらに他大学法科大学院の教員とのFD活動や学生交流の推進を目的として、千葉大学及び筑波大学の法科大学院との間で連携協定を締結している。ICTを活用し本学及び千葉大学の複数教員がオムニバスに担当する「現代法の諸問題」の相互配信及び合同FD研修会を実施した。また、夜間の授業を行う筑波大学との連携により、ICTによる筑波大学との単位互換も開始するなど、連携による教育の充実化を図った。

本学法学類と法曹コースにおける連携協定をはじめ、法学系学士課程との連携協定を結び、実務家教員による授業の提供などを通して、本研究科への進学機会の拡大を図る予定である。

II 目的

本研究科は、**地域に根ざした法曹教育**を本研究科の基本理念として掲げている。これに基づき、次のような教育目標及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。

○教育目標

1. 法そのものの知識を習得することと同時に、人や社会に対する深い洞察力を養うことで、地域社会の人の立場にたった法律家を養成する。

本学における法学教育に通底する考え方である「人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養」を、本研究科でもその目標の根幹に据えている。

2. 地方都市における法律家として、扱われる多種多様な事件をひとりで解決するために、適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる能力の育成を図る。

北陸地方に限らず、我が国の地方都市では、法律事務所の多くは個人経営又は小規模な共同経営によって運営されており、専門化・分業化は進んでいない。ところが、持ち込まれる事件の種類は、民事、刑事、行政の各分野に及び、その内容も交通事故、医療事故、消費者問題、労働事件、環境問題、相隣関係、離婚、相続、特許紛争など多岐にわたる。このことを踏まえ、本研究科においては、特定の狭い分野だけの専門家ではなく、あらゆる法的問題を一人でバランス良く包括的に解決することのできる能力を備えた法律家の養成を目標に掲げている。

3. 21世紀を担う法律家として、紛争の解決のみならず、紛争予防にも重要な役割を果たすため社会貢献することのできる法律家の養成、すなわち、社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力、そして私的紛争を予測・回避する能力の育成を図る。

一方では、21世紀の社会を担う法曹は、単に法的紛争の解決のみにとどまらず、紛争予防のためのシステムを構築することに対しても、重要な役割を担っていかなければならない。《公》の場面では、地方自治体の各種審議会等において、既存の法制度や組織の整合性に配慮しながら将来起こりうる問題解決・紛争予防のための枠組み作りに指導的役割を期待される場面も多くなると予想される。他方《私》の場面では、契約書や遺言書の作成、個人の財産管理、会社設立等、私人間に生じる法的問題の調整も、法曹の重要な業務の一つであると考えられる。

このことを踏まえ、本研究科では、《公・私》いずれの場面においても、紛争予防のための調整能力を備え、社会貢献をなす法律家の養成を目標として掲げている。

○教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

4. 理論と実務を架橋する高度な教育を実施するために、法律学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務的教育へと段階的に学修することができる教育課程を編成する。

基本理念に基づく以上のような目標を達成するため、多様なバックグラウンドをもった学生に対し、法科大学院での教育を円滑に行うために、まず「法学入門」において導入教育を行い、さらに学年進行に応じ、基礎から応用へ、実体法から手続法へ、理論から実務へと段階的な学修を行い、理論的教育と実務的教育の架橋に留意した総合的な理解を深める教育課程を編成している。

特に、教育目標2. に示す事件を分野横断的に捉えることができる法曹には、解釈法学、紛争解決法学の根幹を成す**法律基本科目のバランスのとれた習熟**が不可欠なのは言うまでもなく、実体法理論のみならず**紛争解決に関する手続・実務への精通**が不可欠である。また、複数の領域にまたがる複雑な問題を一人で処理するためには、広い視野に立ち、**紛争類型に即した分野横断的な洞察力の養成**が必須となる。そこで、本研究科では、このような能力を学生が身につけられるようカリキュラムを編成している。また、教育目標の3に示すように、**社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力の育成、私的紛争を予測・回避する能力の養成**を目的として、カリキュラムを編成している。

Ⅲ 章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1-1 教育の理念及び目標

基準1-1-1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準1-1-1に係る状況)

本研究科の設置以前においては、法学に関する教育研究機関である本学法学部および大学院法学研究科が、**法学教育を通じて人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力を涵養すること**を理念とし、この理念のもと法曹・準法曹（司法書士・行政書士等）をはじめとして公務員や企業における法務担当者等の人材養成を担ってきた。この理念には、法律を適用して紛争を解決し、あるいは種々の政策を策定するのは「人」であり、その適用対象もまた基本的には「人」であること、そして法を解釈・適用する者が、現に「人」が生活する社会に対して常に関心を払い、深い理解を示すということがなければ、「法による支配」は実現しないという考えが含まれている。

このほか、平成13年「司法制度改革審議会意見書—21世紀の日本を支える司法制度」

(以下、「意見書」)において、**法曹の資質**としては「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が一層求められる」と明言されており、**法曹の役割**としては「法曹が、個人や企業等の諸活動に関連する個々の問題について、法的助言を含む適切な法的サービスを提供することによりそれらの活動が法的ルールに従って行われるよう助力し、紛争の発生を未然に防止するとともに、更に紛争が発生した場合には、これについて法的ルールの下で適正・迅速かつ実効的な解決・救済を図ってその役割を果たすことが期待される」と明言されている。

本研究科は、従来からの法学教育に関する理念である**法学教育を通じて人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力を涵養すること**を根底にしつつ、意見書の趣旨に則るとともに北陸三県の弁護士会や地域の司法・行政・企業法務に携わる人材養成の必要性を踏まえ、**地域に根ざした法曹教育**を基本理念として掲げている（法務研究科 Web サイト「概要>基本理念」）（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引1頁「大学院法務研究科の基本理念」、別添資料1：2020年法務研究科案内2頁「金沢大学法科大学院の基本理念」）。

基本理念に掲げる**地域に根ざした法曹**については、主にデータ1-1-1-Aに示すような期待が寄せられると考えられる。この基本理念を実現するため、本研究科では「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」及び「教育目標及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」を定め、**地域社会の人の立場にたった法律家の養成**、**適切かつ迅**

速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家の養成及び紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家の養成という三つの教育目標とともに、修了者が身につけるべき資質や能力及び教育課程編成・実施の方針を明らかにするとともに、「学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」を定めることにより、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの目標及び内容を踏まえた、本研究科に適合する学生の受入方針を明確にしている。（データ1-1-1-B, 1-1-1-C, 1-1-1-D）

こうした本研究科の基本理念及び教育目標、養成しようとする資質及び能力は、先に掲げた法科大学院制度の目的に合致したものであるとともに、地域に根ざした法曹の養成は本研究科を特徴づけるものである。【解釈指針1-1-1-1】

これら三つのポリシーは、広く社会に対し、本研究科案内及び Web サイトに明記して公表するとともに、特にアドミッション・ポリシーについては、学生募集要項に記載し、本研究科への入学を志願する者への周知に努めている。（別添資料1：2020年法務研究科案内2頁「金沢大学法科大学院の基本理念」、別添資料5-2：2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項1頁「1. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」）

また、教育理念や教育目標等については、教員および学生に周知するため、入学時に学生に配付する「履修の手引」（教員には毎年度配付）に明記するとともに（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引1-2頁「大学院法務研究科の基本理念」「大学院法務研究科の教育目標及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」）、入学者オリエンテーションや授業ガイダンス（教員も原則として出席）においても教務・学生委員長によって口頭で説明されている。【解釈指針1-1-1-2】

【データ1-1-1-A】地域に根ざした法曹に期待されること

- ・ 個人や企業等の相談者にとって、特定の狭い先端的分野に特化した専門の法律家ではなく、日常的に生じうるあらゆる法的問題をバランス良く包括的に解決することのできる能力を備えた法律家であること、換言すれば医療におけるホームドクターのごとき役割を果たすこと
- ・ 予見される紛争を回避するために、未然の防止措置を講じることや、紛争リスクを管理することが期待されており、具体的には地方分権化の進む地方自治体の各種審議会等において、既存の法制度や組織の整合性に配慮しながら将来起こりうる問題解決・紛争予防のための枠組み作りに指導的役割を果たすこと
- ・ 契約書や遺言書の作成、個人、とりわけ成年後見制度における財産管理、企業におけるコンプライアンスの体制作り等、個別のマネジメント策定や生活設計や財産管理的な役割を果たすこと

（出典：法務研究科作成）

【データ1-1-1-B】学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

金沢大学大学院法務研究科は、「地域に根ざした法曹教育」を理念に掲げ、カリキュラム・ポリシーに基づき実施されたカリキュラムにより、専門職として法曹にふさわしい高度な法知識及び社会の問題に精通し、また人間に深い理解を示す公平な感覚をもって実践的法運用を実現できる能力を備えた者に対し「法務博士」の学位を授与する。

（出典：別添資料1：2020年法務研究科案内3頁）

【データ1-1-1-C】教育目標及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

金沢大学大学院法務研究科は、以下の教育目標の下、教育課程を編成し、実施する。

1. 法そのものの知識を習得することと同時に、人や社会に対する深い洞察力を養うことで、地域社会の人の立場にたった法律家を養成する。
2. 地方都市における法律家として、扱われる多種多様な事件をひとりで解決するために、適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる能力の育成を図る。
3. 21世紀を担う法律家として、紛争の解決のみならず、紛争予防にも重要な役割を果たすため社会貢献することのできる法律家の養成、すなわち、社会状況を的確に把握する能力、それに基づく制度設計能力、そして私的紛争を予測・回避する能力の育成を図る。
4. 理論と実務を架橋する高度な教育を実施するために、法学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務的教育へと段階的に学修することができる教育課程を編成する。

（出典：別添資料1：2020年法務研究科案内3頁，
別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引1-2頁）

【データ1-1-1-D】学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）

（1）推論能力や論理展開能力等、法学教育に必要な基礎能力を備えている方

生の事実から法的に重要な事実を読み取り、そこから一定の結論を論理的に導いて行く能力は、法律家にとって何よりも必要なものです。こうした能力は、本研究科の教育課程においても養われるべきものですが、一朝一夕に修得できるものではないため、限られた時間内で法曹を養成しなければならない現実を考慮すれば、入学以前より一定程度の水準に達していることが法科大学院の入学者にとって必要です。

（2）「人間と社会に対する健全な関心と判断能力」を有する方

本研究科は、カリキュラムポリシーの「1」に、「法そのものの知識を習得することと同時に、人や社会に対する深い洞察力を養うことで、地域社会の人の立場に立った法律家を養成する。」を掲げていますが、そのためには大学教育あるいは社会の実生活において、常日頃から人や社会に対して健全な関心を有していることが必要です。

（3）様々なバックグラウンドを有する方

現在、法曹界においては、単なる法律の専門家ではなく、多様な知識を有する人材が求められており、そのことが法科大学院構想の重要な要素として認識されています。こうした現状に鑑み、本研究科においても、法学部出身者以外の様々な専門的知識や多様な社会経験を有する人材を広く社会に求めることが必要です。

（4）法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方（短縮コースのみ）

短縮コースの入学者に関しては、その制度の趣旨よりして、法律基本科目（いわゆる「実定法科目」）について、一定水準の専門知識を有していることが必要となります。

（出典：別添資料5-2：2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項1頁）

基準1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準1-1-2に係る状況)

本研究科は、本学における法学教育に通底する考え方である人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力の涵養を根底としつつ、**地域に根ざした法曹教育**を基本理念として掲げ、この基本理念のもと教育目標として、**地域社会の人の立場にたった法律家**、**適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家**及び**紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなしうる法律家**の養成を目指している。

上記の基本理念及び教育目標を達成するために、教育課程の編成や成績評価において下記のような措置を講じている。

(1) 教育課程の編成

本研究科は、基本理念及び教育目標を踏まえ、学年進行に応じ、基礎から応用へ、実体法から手続法へ、理論から実務へと段階的な学修を行い、理論的教育と実務的教育の架橋に留意した総合的な理解を深める教育課程を編成している。具体例を以下に示す。

- ① 多様なバックグラウンドをもった学生に対して、法科大学院での教育を円滑に行うために、本格的な授業履修の前に、2単位の「法学入門」を集中講義的に履修させている。具体的には、法学一般・判例や法情報の読み方やアクセスといった導入教育のほか、実務家教員が実務的発想の基礎を講じている（別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus[授業計画]2019 法務研究科編2-3頁「法学入門」）。また、各法の特性に応じた判例の読み方を早期に修得させるため、標準コース1年次の学生向けに「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を平成31年度から開始する予定である（別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus[授業計画]2019 法務研究科編4-5頁「基礎演習Ⅰ」、同6-7頁「基礎演習Ⅱ」）。
- ② 学生の適切な判断能力の育成と、国際的に幅広い視野を養うために、基礎法学・隣接科目群には、「法理学」「政治学」「日本法の歴史」「西洋法の歴史」「英米法」「刑事政策」を配置し、展開・先端科目群には、「国際法適用論」「国際私法」「国際取引法」を配置している。
- ③ 地域に根ざした法曹教育を実現するために、「地方自治の現状と課題」「公共政策論（政策法務）」を基礎法学・隣接科目群に配置するとともに、北陸三県弁護士会の協力を得て、地域における具体的な法的紛争を主な素材として学生の実務教育を展開させる科目として、「紛争とその法的解決Ⅰ」及び「紛争とその法的解決Ⅱ」を展開・先端科目群に配置している（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」）。
- ④ 地方に所在する企業の法務や地方自治体における条例作成等の法的作業を担当できる人材を養成する目的で、平成30年度から北陸に所在する企業へのインターンシップを単位化した（展開・先端科目群、1単位）。
- ⑤ ホームドクター的の法曹像を意識して、「環境法」「租税法」「消費者法」「医事

法」「社会保障法」「労働法」「知的財産法」の多様な専門分野の授業科目を展開・先端科目群に配置している。

- ⑥ 学生自らが主体的に科目を選択できるように、「個人法律事務所で仕事をする」ことを前提とした『ホーム・ロイヤー』」「国または地方公共団体等において貢献をなし得る法律家」「ビジネス界における法律家」という3つの履修モデルを策定し、それぞれのモデルで履修が推奨される科目を提示している（Web サイト「教育＞カリキュラムの構成」）（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引14-15頁「履修モデル」）。

（2）成績評価・進級判定

本研究科を修了する学生が、基本理念及び教育目標に掲げる法曹としての能力を備えていることを担保するための措置として、厳格な成績評価基準を設定するとともに（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引17-19頁「成績評価基準について」）、法律基本科目群及び実務基礎科目群の必修科目の修得を義務づけ、進級要件として、平成30年度においては金沢大学大学院法務研究科規程第18条において「学生は、各学年において当該学年配当のすべての必修科目の単位を修得しなければ次学年に進級することができない。ただし、未修得の必修科目が1科目であり、かつ、当該学年におけるGPAが2.00以上であれば進級することができる。」と定めている（別添資料3-1：2018（平成30年度）大学院法務研究科履修の手引8頁「金沢大学大学院法務研究科規程第18条」）。なお、共通到達度確認試験の本格実施に伴い、平成31年度から進級要件が変更される予定である）。学生の成績評価に関しては、教員は本研究科が定める成績評価基準に従って、素点による絶対評価を基本とし、上位者については相対評価を行う成績評価を実施しているが、近年の入学定員未充足の結果、授業科目の受講者数が5人に満たないため相対評価の対象とならない科目も存在する（別添資料9：科目別受講者数・成績分布等調）。

次に、本研究科の基本理念及び教育目標が、本研究科の教育を通じて達成されているかについて分析する。

まず、学生数の状況について、平成25年度から平成31年度まで、入学定員の未充足の状況が続いているが、平成30年度、31年度は減少したものの入学者数は全般的に回復傾向にある。また、司法試験に合格できるレベルに達するよう厳しい成績評価を行っていることに伴い、毎年十数名の原級留置者が出ている。さらに、成績が不良であったり、法曹への適性に欠けると思われる学生に対し、早期に進路について考え直すよう退学勧告をしていることもあり、毎年数名が本研究科を退学し、適性に合った進路を選択している。（様式2-1：学生数の状況）（別添資料9：科目別受講者数・成績分布等調）

次に、司法試験合格状況であるが、過去5年に実施された各年度の司法試験のうち、合格率が判明している平成25年度から平成29年度において、本研究科の修了を受験資格として受験した者に対する司法試験に合格した者の割合は、平成30年度を除き全国平均の2分の1以上を維持している。（データ1-1-2-A）（様式2-2：司法試験の合格状況）

また、5年の評価期間中に実施された司法試験のうち、平成25年度から平成29年度

までに本研究科を修了した者に対する、平成26年度から平成30年までに本研究科の修了を受験資格として司法試験を受験し合格した者の割合は31.48%であり、全国平均の2分の1を上回っている。また、これまでに本研究科を修了した者のうち、司法試験に合格した者の割合は38.31%、修了後5年を経過した者のうち合格者の割合は40.38%である。(データ1-1-2-B) (様式2-2:司法試験の合格状況) (別添資料10:金沢大学法科大学院司法試験実績) 【解釈指針1-1-2-2, 1-1-2-3 (該当なし)】

これらのことから、本研究科の定める基本理念及び教育目標は、本研究科の教育を通じて達成されているものと評価できる。【解釈指針1-1-2-1】

【データ1-1-2-A】司法試験の状況(各年度合格率)

単位:人

| | 全国 | | | | 金沢大学 | | |
|--------|-------|-------|--------|---------|------|-----|--------|
| | 受験者 | 合格者 | 合格率 | 合格率×1/2 | 受験者 | 合格者 | 合格率 |
| 平成26年度 | 7,771 | 1,647 | 21.19% | 10.59% | 45 | 6 | 13.33% |
| 平成27年度 | 7,715 | 1,664 | 21.56% | 10.78% | 54 | 6 | 11.11% |
| 平成28年度 | 6,517 | 1,348 | 20.68% | 10.34% | 41 | 6 | 14.63% |
| 平成29年度 | 5,567 | 1,253 | 22.51% | 11.25% | 36 | 6 | 16.67% |
| 平成30年度 | 4,805 | 1,189 | 24.75% | 12.37% | 28 | 1 | 3.57% |

(出典:法務省司法試験法科大学院別合格者数)

受験者数、合格者数ともに予備試験受験者を含まない。

合格率及び合格率×1/2は、小数点第5位切り捨てにより算出

【データ1-1-2-B】司法試験の状況(累計合格率)

単位:人

| 全国 | | | | 金沢大学 | | |
|--------|-------|--------|---------|------|-----|--------|
| 修了者 | 合格者 | 合格率 | 合格率×1/2 | 修了者 | 合格者 | 合格率 |
| 11,235 | 5,590 | 49.75% | 24.87% | 54 | 17 | 31.48% |

(出典:法務省司法試験法科大学院別合格者数及び文部科学省中央教育審議会資料)

修了者数は平成24年度から平成29年度までの法科大学院修了者の累計

合格者数は、表中の修了者のうち、平成26年度から平成30年度までの司法試験合格者の累計

合格率及び合格率×1/2は、小数点第5位切り捨てにより算出

(出典:法務研究科作成)

最後に、本研究科の修了者の進路及び活動状況について、本研究科では毎年、過去5年間の修了者のうち進路が確定していない者にアンケートを送付し、組織的に修了者の進路について追跡調査をしている。同調査等によれば、本研究科の修了者のうち司法試験に合格した者の多くが弁護士となっており、そのうち北陸三県弁護士会の所属弁護士となった者は48名と司法試験合格者の95名の約半数に達しているほか、大都市圏以外の地方の弁護士会に所属する者も74名に達している。このことから、**地域に根ざす法曹教育**という

基本理念が、本研究科の教育を通じて達成されていると判断している。（データ1-1-2-C, 1-1-2-D）（別添資料11：修了生アンケート）

また、司法試験に合格しなかった修了者についても、追跡調査の結果からは、法学に関する高度専門職業人として公務員や企業人、そして研究者としても広い職域で活躍していることが伺われる。【解釈指針1-1-2-1】

【データ1-1-2-C】修了生の進路 単位：人

| 修了年度 | 修了者数 | 司法試験合格者数 | | | | 就職等 | |
|-----------------------------|------|-------------|------------------|-----------|-----|-----|----|
| | | 弁護士 登録者数 | 課程・ 企業) 任官 | 司法 修習中 | 公務員 | その他 | |
| 平成25年度 | 14 | 6 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 平成26年度 | 17 | 6 | 3 | 0 | 2 | 0 | 1 |
| 平成27年度 | 7 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 平成28年度 | 7 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成29年度 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 全修了生 (平成18年度～ 平成29年度) | 248 | 95 | 88 | 1 | 3 | 25 | 65 |

(平成31年2月1日現在) (出典：修了生アンケート結果を基に作成)

【データ1-1-2-D】都道府県別弁護士登録者数 単位：人

| 都道府県 | 人数 | 都道府県 | 人数 | 都道府県 | 人数 |
|------|----|------|----|------|----|
| 合計 | 88 | 北海道 | 1 | 青森 | 1 |
| | | 宮城 | 2 | 岩手 | 1 |
| 石川 | 31 | 栃木 | 1 | 岡山 | 1 |
| 富山 | 8 | 東京 | 8 | 鳥取 | 1 |
| 福井 | 9 | 神奈川 | 2 | 徳島 | 1 |
| 岐阜 | 6 | 京都 | 2 | 高知 | 1 |
| 静岡 | 2 | 大阪 | 1 | 福岡 | 1 |
| 愛知 | 2 | 兵庫 | 1 | 大分 | 1 |
| 三重 | 1 | 奈良 | 1 | 長崎 | 2 |

(平成31年2月1日現在) (出典：修了生アンケート結果を基に作成)

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 従来からの本学法学類・法学研究科の「法学教育を通じて人間及び社会に対する健全な関心と適切な判断能力を涵養すること」という理念を念頭に置き、本研究科設置時に、地元での法曹や法務に携わる人材養成の必要性を踏まえ、「地域に根ざした法曹教育」を基本理念とし、また、それを実現するための教育目標及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを定めている。
- ② これらの基本理念や教育目標、各種ポリシーは、本研究科案内や履修の手引、学生募集要項に明記され、受験生や学生、その他本研究科に興味を持つ人にも周知されている。さらに、Web サイトにもこれらを明記し、社会に対しても我々の理念や目的、目標等を広く周知している。
- ③ これらの基本理念や教育目標を実現するために、教育課程の編成や成績評価において様々な工夫を行い、またそれは司法試験合格率や修了者の進路にみられるように、一定の成果を上げている。

(2) 課題等

該当なし

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

（基準2-1-1に係る状況）

（1）本研究科における教育課程の編成

① 段階的な学修及び理論と実務の架橋を意識した教育課程

基準1-1-1に係る状況でも述べたように、本研究科においては、法曹養成に特化した専門職大学院として、また、地方都市に位置し弁護士過疎地域に隣接する金沢市に設置された法科大学院として、「地域に根ざした法曹教育」を基本理念に掲げている。この基本理念に基づき、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、さらにこれを踏まえて教育目標及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定めている。（データ1-1-1-B，データ1-1-1-C）

具体的には、カリキュラム・ポリシーで定めるように、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるため、法律学の基礎から発展・応用へ、理論的教育を踏まえて実務的教育へと段階的に学修することができるよう、法学未修者を対象とする標準コース（標準修業年限3年）及び法学既修者を対象とする短縮コース（標準修業年限2年）からなる教育課程を編成している。（様式1：開設授業科目一覧）（別添資料1：2020年法務研究科案内4頁「カリキュラムの構成」、別添資料3-2：2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」、13-15頁「履修計画について」「履修モデル」）

標準コースにおいては、社会人及び他学部出身者等の法学未修者が法科大学院の授業にスムーズに入っていけるように、1年次前期の授業期間開始前の集中講義として「法学入門」を配置し、法学を学ぶ上での基礎知識、法律科目を学ぶために必要な法情報の調査収集（法令、判例、文献の検索方法等）やまとめ方等を修得させているほか、各法の特性に応じた判例の読み方を早期に修得させるため、標準コース1年次の学生向けに「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を平成31年度から開始する予定である（選択科目）。これに引き続き、1年次においては、法律基本科目のうち、公法（憲法、行政法）、民法、商法、刑法といった実体法の講義を配置し、2年次においては、法律基本科目

のうち、民事訴訟法、刑事訴訟法といった手続法の講義及び法律基本科目の演習を配置し、3年次において公法、民事法、刑事法の各分野につき分野横断的な問題や理論と実務の両面に及ぶ問題を扱う総合演習を配置している。なお、短縮コース入学者にも確実な力をつけさせるため、平成31年度入学者から行政法を2年次配当に変更する予定である。

さらに、実務的教育との関係においても、理論的教育との連携及び架橋を強く意識したカリキュラムを編成しており、2年次前期に「エクスターンシップ」、2年次後期に「民事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」を配置し、その後の3年次前期に「刑事訴訟実務の基礎」「クリニック」「模擬裁判」を配置することで、理論的教育を踏まえて実務的教育が段階的に進められるとともに豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養している。

短縮コースにおいては、法学既修者が入学時に身につけている法学知識の水準に鑑み、標準コースの2年次、3年次に相当する授業科目を配置している。ただし、短縮コースにおいても、法科大学院の授業にスムーズに入っていけるように、標準コース同様、「法学入門」を必修としている。【解釈指針2-1-1-1】

② 飛び入学及び転入学に対応した教育課程

本研究科では、平成27年度入試から飛び入学及び転入学の制度を設けた。飛び入学者を法学既修者として認定する場合、および転入学者を標準コースの2年次から受け入れる場合には、基準4-3-1に係る状況で述べるように、通常の短縮コース入学者と同一の法学既修者試験（法律科目専門試験）を課し、1年次で学ぶべき内容を修得していることを確認できた者を入学させ、法科大学院教育の段階性および完結性を維持できるよう工夫している。なお、平成27年度から平成31年度入試において、飛び入学の志願者、転入学の希望者はともにいなかった。（別添資料5-2：2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項3頁「出願資格」、別添資料6：平成31年度金沢大学法科大学院学生募集要項【転入学試験】）【解釈指針2-1-1-2，2-1-1-3】

③ 多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに対応した学修指導

社会人や他学部出身者をはじめとする多様なバックグラウンドを備えた学生に応じた適切な学修指導を行うため、小規模校の特色を生かし、全ての学生が指定された2～3名の教員（アドバイス教員）により、履修状況、生活状況等に関し助言指導を受けることができるアドバイス教員制度を導入・運用しており（基準7-1-1に係る状況参照）、各学生に応じた緊密な個別指導を行っている。【解釈指針2-1-1-4】

④ 地域に根ざした法曹となるための幅広い学識の涵養

教育目標及び教育課程編成・実施方針の1及び3で示すように、地域社会で活躍する法曹になるためには、幅広い法分野における学識を備えている必要があることから、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目において、特定の分野に偏ることなく多

様な授業科目を配置し、地域社会においてあらゆる法的問題に対処することのできる幅広い学識の涵養を図っている。(様式1:開設授業科目一覧)(別添資料1:2020年法務研究科案内4頁「カリキュラムの構成」,別添資料3-1:2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」,別添資料4:金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編)

(2) 本学における本研究科教育と法学類教育との関係

本学法学類の理念・目標は、「現代社会に対して幅広い関心を持ち、より良い社会の実現のために法的・政策的な観点から問題の解決策を導き出せる人材を育成する」ことである。このような観点から、法学類では、企業活動最前線の諸問題を法的にとらえる「企業関係法コース」、法学と政治・政策学を体系的・有機的に学ぶ「公法政策コース」、将来、法律の専門能力の修得のために大学院進学を視野に入れた「総合法学コース」を設置し、3年次よりコース別のカリキュラムによる教育を行っている。(別添資料12:金沢大学法学類案内2018 3頁,別添資料13:法学類ハンドブック2019年度版44-46頁「③コース選択について(2年次後期)」)

本研究科は、当初より法学類(当時は法学部)とは別組織として設置され、法学類における教育課程とは明確に区分されており、本研究科の教育課程は理論的教育と実務的教育の架橋が完結的に行われるよう編成されている。(別添資料12:金沢大学法学類案内2018 2頁「法学類フローチャート」「学類の理念・目標」)

また、基準5-1-1に係る状況及び基準5-2-1に係る状況において述べる通り、法曹実務家あるいは他大学と合同で行われるものも含めた各種FD活動や、教育課程連携協議会の審議を踏まえ、状況の変化等に対応した見直し等が随時行われている。【解釈指針2-1-1-1】

なお、昨今は法科大学院進学者が減少傾向にあることから、法学類学生に、法科大学院及び法曹に対する関心を持ってもらうため、法科大学院専任教員が、法科大学院での授業を体験する「総合法学演習」を平成27年度から、実務を知るための「法律実務」を平成26年度から、それぞれ提供している。(データ2-1-1-A, 2-1-1-B)

(別添資料13:法学類ハンドブック2019年度版41頁「(5)法律実務」,49-50頁「(1)総合法学演習」)

このように、法学類との連携により、法学類の学生に法曹の活動についての具体的なイメージを与え、これからの法律学習への熱意を喚起するとともに、法曹という進路に興味をもってもらい、法曹への進路を考えている者には、法科大学院での具体的な学修のイメージを与えることができおり、進学後の学修環境に馴染みやすくなるというメリットを与えている。

【データ2-1-1-A】法学類における提供科目概要

| 科目名 | 概要 |
|--------|---|
| 総合法学演習 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 実際の法科大学院の授業がどのようなものか体験してもらうため、平成27年度から複数の本研究科専任教員が担当。前期（憲法・行政法・民法・商法）、後期（刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法）に分けて開講。（平成22～26年度は弁護士や法学類教員による民事法・刑事法の演習） ○ 法科大学院で行われる双方向型授業により、法的課題・問題の解決への複数のアプローチを知り、そこで用いられる判例規範や解釈理論の知識を得ると同時に当該法律に対して興味を持つことを主題とする。 ○ 総合法学コースの学生のみ受講可能。 |
| 法律実務 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本研究科実務家専任教員と本研究科を修了した複数の弁護士が担当。 ○ 弁護士、検察官及び裁判官の実務経験を通じて、法曹の仕事やこの地域社会の事件の理解を深めるとともに、各法律の適用場面を知ることを主題とする。 ○ すべての法学類生が1年次より受講可能（平成27年度入学者より。平成26年度以前の入学者は2年次以上配当のプロジェクト科目「法実務入門」）。 |

（出典：法務研究科作成）

【データ2-1-1-B】法学類における提供科目受講者数

① 総合法学演習

| | 総合法学コース 在籍者数（3年次） | 前期 受講者数 | 後期 受講者数 | 受講者のうち本 研究科 進学者数 | 受講者のうち他 大学法科大学院 進学者数 |
|--------|----------------------|------------|------------|------------------------|----------------------------|
| 平成25年度 | 22 | 7 | 9 | 1 | 7 |
| 平成26年度 | 31 | 9 | 15 | 2 | 5 |
| 平成27年度 | 26 | 13 | 11 | 1 | 4 |
| 平成28年度 | 23 | 12 | 9 | 2* | 1 |
| 平成29年度 | 18 | 17 | 15 | 1* | 5 |
| 平成30年度 | 18 | 8 | 7 | | |
| 平成31年度 | 18 | 11 | | | |

* 3年次での早期卒業者を含む

② 法律実務

| | 受講者数 |
|--------|------|
| 平成26年度 | 96* |
| 平成27年度 | 164 |
| 平成28年度 | 97 |
| 平成29年度 | 22 |
| 平成30年度 | 30 |

* この年度のみ2年生以上対象

（出典：法学類作成）

基準 2-1-2**各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。**

(基準 2-1-2 に係る状況)

平成 23 年度から、「共通的な到達目標 (コア・カリキュラム)」モデルが存在する必修科目においては、「共通的な到達目標」モデルを元に、本研究科の講義において扱うもの、自学自習に任せるものをそれぞれ印で示した上、本研究科独自の到達目標項目を加筆する形で「共通的な到達目標」をアップグレードした金沢大学版「到達目標」を策定し、常に最新版を Web サイト上に掲載し、学生・教員に Web にて配付している。

そして、シラバス (冊子版) において、各回の授業内容と金沢大学版「到達目標」との対応関係を明示するとともに、当該科目において扱う内容と程度、修得すべき知識や能力を具体的に記載することとし、3 年の課程を通じて金沢大学版「到達目標」に掲げる知識または能力を修得できるよう配慮している。それ以外の科目についても、これに準じて、シラバスにおいて、当該科目において扱う内容と程度、修得すべき知識や能力を具体的に記載することとしている。

金沢大学版「到達目標」は、法令の改正や新しい判例等に対応するため、教務・学生委員会が毎年度科目担当教員に確認及び見直しを依頼し、各教員から提出された改訂版の「到達目標」を同委員会が確認しており、教育内容の適切性について責任ある体制がとられている。(法務研究科 Web サイト「教育>金沢大学版『到達目標』」)(別添資料 7: 金沢大学版「到達目標」, 別添資料 4: 金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編) 【解釈指針 2-1-2-1】

基準2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-3に係る状況)

本研究科は、次の授業科目を開設しており、上記各号に掲げる授業科目を適切な科目区分の下に開設している。(別添資料3-1：2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」)【解釈指針2-1-3-1】

(1) 法律基本科目

法律基本科目として導入1科目(「法学入門」)、公法系5科目(「公法Ⅰ・Ⅱ」「憲法演習」「行政法演習」「公法総合演習」)、民事系11科目(「民法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「民法演習Ⅰ・Ⅱ」「商法」「商法演習」「民事訴訟法」「民事訴訟法演習」「民事法総合演習Ⅰ・Ⅱ」)、刑事系6科目(「刑法Ⅰ・Ⅱ」「刑法演習」「刑事訴訟法」「刑事訴訟法演習」「刑事法総合演習」)を開設している。「公法Ⅰ」は憲法、「公法Ⅱ」は行政法を扱う講義である。

法律基本科目は、講義形式の授業によって各科目の基本事項を修得し、その後、演習形式の授業や教員及び学生間での議論によってその理解を深化させるようなカリキュラムとなっている。さらに、最終学年に開講する総合演習は、総仕上げという性質を有しており、「民事法総合演習Ⅰ」及び「民事法総合演習Ⅱ」は、民事実体法・民事手続法の理論と民事実務を架橋して民事法分野の総仕上げとすることを目指したもの、「刑事法総合演習」は、刑事裁判に関する実務と、刑事実体法・刑事手続法の理論を架橋して刑事法分野の総仕上げとすることを目指したものとなっている。このように、いずれも将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本的な教育内容を、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的に学習の課程が進められるよう配慮した教育課程が採られており、学生の理解度に則した構成となっている。また、各法の特性に依じた判例の読み方を早期に修得させるため、標準コース1年次の学生向けに選択科目として「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を平成31年度から開設する予定である。(様式1：開設授業科目一覧)(別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編2-68頁)【解釈指針2-1-3-2】

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目として「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「エクスターンシップ」「クリニック」及び「模擬裁判」を開設している。「法曹倫理」では、法曹三者それぞれの立場から法曹としての倫理観・責任感を涵養する。「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」においては、法律基本科目における学識を踏まえて要件事実・事実認定論及び法文書作成の基礎を修得させる。「エクスターンシップ」では、一定期間にわたり弁護士事務所で業務に従事させることにより、法理論が実務でどのように用いられているのか、修得した実務の基礎が実際にどのように業務に結びついているのかを体験的に学ばせるとともに、法曹としての責任感を体験させる。「クリニック」では、実際に法的問題を抱えた相談者から直接相談を受けることにより、生の紛争に触れさせ、紛争解決の難しさを実感させ、法曹としての責任感を体験させる。また、平成20年度から開講している「模擬裁判」では、民事・刑事それぞれの争点整理や起案書の作成から弁論までを体験する。いずれの授業科目も実務家教員が担当し、法律基本科目と連携しつつ法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい教育を実施している。(様式1：開設授業科目一覧)(別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 69-82 頁)【解釈指針2-1-3-3】

本研究科においては、理論教育から実務教育への架橋という理念にしたがって、1年次で法律基本科目の各分野を十分に理解したと認められた学生が、2年次で法律の実務に関する基礎的な内容の理解を主眼とした法律実務基礎科目を受講することになっており、法律基本科目と法律実務基礎科目の区分が、適切に行われている。【解釈指針2-1-3-8】

(3) 基礎法学・隣接科目

この科目群では、法とは何かを学ぶ「法理学」をはじめとし、我が国あるいは西洋の法律の由来や根拠を学ぶ「日本法の歴史」や「西洋法の歴史」「英米法」、さらに社会の在り方を学ぶ「刑事政策」「政治学」「地方自治の現状と課題」「公共政策論(政策法務)」など、人間や社会のあり方に関する思索を深め、法に対する理解の視野を広げることに寄与する専門的な教育科目を置いている。(様式1：開設授業科目一覧)(別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 83-98 頁)【解釈指針2-1-3-4】

(4) 展開・先端科目

この科目群は、法律基本科目中実体法を修得した後、社会の多様なニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を修得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門教育を行うという観点から置かれている。それぞれの分野を専門とする研究者教員により専門的な知識を学ぶ「民事保全・執行法」「労働法Ⅰ」「経済法」「社会保障法」「環境法」「国際私法」「国際取引法」「国際法適用論」のほか、特に実務との融合に配慮して講師も実務家を中心に配置されている科目として「紛争とその法的解決Ⅰ」「紛争とその法的解決Ⅱ」「倒産

法Ⅰ」「倒産法Ⅱ」「労働法Ⅱ」「知的財産法」「消費者法」「租税法」「法医学」「医事法」がある。

また、千葉大学大学院専門法務研究科との共同開講科目として「現代法の諸問題」があり、それぞれの大学の教員が専門に研究する現代的な課題を取り上げるものである。

(法務研究科 Web サイト「教員紹介」)(様式1:開設授業科目一覧)(別添資料4:金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 99-140 頁)【解釈指針2-1-3-5】

さらに、地方に所在する企業の法務や地方自治体における条例作成等の法的作業を担当できる人材を養成する目的で、平成30年度から北陸に所在する企業への「インターンシップ」を単位化した。

法律基本科目の周辺的な問題を扱うことのある展開・先端科目については、例えば「民事保全・執行法」は民事訴訟法の基本分野ではなく民事保全法・民事執行法に特化した専門知識を学ぶ科目となっており、「社会保障法」「環境法」「経済法」「現代法の諸問題」等においても同じく、法律基本科目の基本分野ではなく、特別法あるいは特殊な分野についての専門知識もしくは先端的な実務課題を学ぶ科目となっている。また、「消費者法」「労働法Ⅱ」等は、実務家が行う、あるいは実務家が参加することにより、専門的な知識を学ぶ科目となっており、法律基本科目の延長になることがないように計画している。【解釈指針2-1-3-7】

以上のとおり、(1)法律基本科目、(2)法律実務基礎科目、(3)基礎法学・隣接科目、(4)展開・先端科目として開設されている授業科目は、適切な科目区分にしたがって開設されている。実質的にも、法律基本科目に当たる授業科目が、展開・先端科目や法律実務基礎科目など他の科目区分の授業科目として開設されることはなく、授業の内容・形態も適切な科目区分に従って開設するよう考慮されており、一の授業科目の中で法律基本科目に該当する部分と展開・先端科目や法律実務基礎科目に該当する部分が混在していることもない。(様式1:開設授業科目一覧)(別添資料4:金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編)【解釈指針2-1-3-6, 2-1-3-9 (該当なし)】

基準2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準2-1-4に係る状況)

(1) 法律基本科目

本研究科における法律基本科目の単位数は、平成30年度において次のとおりである。

- ① 公法系 5科目 14単位
- ② 民事系 11科目 34単位
- ③ 刑事系 6科目 18単位

それぞれの授業科目は、基準2-1-3に係る状況において記したとおりである。このほかに、導入科目として、公法系、民事系、刑事系及びすべてに共通する法学の基礎知識を教育する「法学入門」（2単位）を置いている。この「法学入門」は、平成27年度から2単位（それ以前は1単位）となり、従来の法学概論、判例の読み方等に加え、基本7法の全体像や基礎を学ぶことができる充実した導入科目として設置されたものであるが、入学者に法曹実務家の活動に関する具体的なイメージを早い時期に持たせることを目的に、平成30年度からは実務家教員を中心に民事実務・刑事実務の入門的内容を講じるものへとリニューアルされた。また、各法の特性に応じた判例の読み方を早期に修得させるため、標準コース1年次の学生向けに選択科目として「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を平成31年度から開設する予定である。

本研究科において教育目標として掲げる法律家を養成するためには、カリキュラム・ポリシーに基づき、将来の法曹として必要とされる基本的な知識をバランスよく修得する必要があることから、法律基本科目は、「法学入門」を含め、すべて必修科目となっている（平成31年度開設予定の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は除く）。また、カリキュラム・ポリシーに掲げるように、基礎から応用へ、理論から実務へと段階的に履修することができるよう、1年次では、実体法の科目を、2年次では、手続法の科目及び演習を、3年次では、公法、民事法、刑事法の各分野について分野横断的な問題や理論と実務の両面に及ぶ問題を扱う総合演習を配置し、理論と実務を架橋する教育を実施できるように工夫している。（データ1-1-1-C）（様式1：開設授業科目一覧）（別添資料1：2020年法務研究科案内4頁「カリキュラムの構成」、別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」）【解釈指針2-1-4-1】

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目としては、「法曹倫理」（2単位）、「民事訴訟実務の基礎」（2単位）、「刑事訴訟実務の基礎」（2単位）を必修科目として、「エクスターンシップ」（2単位）、「クリニック」（2単位）、「模擬裁判」（2単位）を選択必修科目（4単位の修得）として開設している。本研究科が教育目標として掲げる法律家を養成する

ためには、紛争解決に関する手続・実務に精通している必要があることから、カリキュラム・ポリシーに基づき、法律実務基礎科目は、法律実務に携わることへの導入を行う科目として開設されている。また、理論的教育を踏まえた実務的教育を段階的に履修することができるよう、法律基本科目に対する基礎的な知識を修得している2年次以降に科目を配置している。（データ1-1-1-C）（様式1：開設授業科目一覧）（別添資料1：2020年法務研究科案内4頁「カリキュラムの構成」，別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」）

（3）基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目としては、基準2-1-3に係る状況（3）で記した8科目を開設しており、このうち、2科目4単位を選択必修とし、さらに選択科目として履修することも可能としている。内容的にも、基礎法、外国法、政治・公共政策とバラエティーに富んでおり、各学生の関心に応じて効果的な履修ができるよう開設科目の内容を充実させているだけでなく、年次配当についても、1年次からの履修が可能であり、必修科目等と重ならないように時間割を調整することで、幅広い選択ができるよう、配慮している。とりわけ、本研究科が教育目標として掲げる「紛争予防のための調整能力を備えた、社会貢献をなす法律家の養成」とは、紛争予防の観点から行政過程における政策策定や条例制定過程に参画することで地域社会に貢献することのできる法律家の養成を想定しており、そのため、政治・公共政策に関する授業科目として「政治学」「地方自治の現状と課題」及び「公共政策論（政策法務）」を隣接科目として配置している。（様式1：開設授業科目一覧）（別添資料1：2020年法務研究科案内4頁「カリキュラムの構成」，別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」）

（4）展開・先端科目

展開・先端科目としては、基準2-1-3に係る状況（4）で示した20科目を開設しており、このうち、12単位を選択必修とし、さらに選択科目として履修することも可能としている。本研究科の基本理念である「地域に根ざした法曹教育」は、ある特定の限られた法領域のエキスパートであるよりも、むしろあらゆる分野の法律問題を一定水準維持しながら処理することのできるゼネラリストであることが要求される。このような見地から、本研究科では、特定の分野に偏った授業科目を置くのではなく、多様な法分野の授業科目を開設している。

展開・先端科目については、手続法を除く法律基本科目を修得した2年次からの履修が可能であり、必修科目等と重ならないように時間割を調整することで、幅広い選択ができるよう、配慮を行っている。（様式1：開設授業科目一覧）（別添資料1：2020年法務研究科案内4頁「カリキュラムの構成」，別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」）

以上のように、本研究科では、教育目標に応じ、カリキュラム・ポリシーに従って適

切な単位数の授業科目を開設しており、(1)～(4)で述べたとおり、適切に必修・選択必修の分類が行われ、また、段階的に履修できるよう科目の年次配当についても配慮している。

基準2-1-5：重点基準

基準2-1-3(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|------|
| (1) 公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12単位 |

（基準2-1-5に係る状況）

本研究科において、法律基本科目に該当する科目はすべて必修科目になっており（平成31年度開設予定の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」は除く）、科目区分ごとの単位数は、平成30年度において以下のとおりである。

- | | | |
|-----------|------|------|
| (1) 公法系科目 | 5科目 | 14単位 |
| (2) 民事系科目 | 11科目 | 34単位 |
| (3) 刑事系科目 | 6科目 | 18単位 |

このほかに、(1)から(3)までに明確に区分できない教科として、公法系、民事系、刑事系すべてに共通する法学の基礎知識を教育する導入科目である「法学入門」（2単位）を置いている。【解釈指針2-1-5-2】

標準単位数を公法系科目で4単位、民事系科目で2単位、刑事系科目で6単位上回って開講されており、また、総単位数では、68単位となっているが、これは、必修総単位の上限である62単位に法学未修者1年次に配当される法律基本科目6単位を加えた単位数（68単位）である。

前記に関しては、中央教育審議会において、「法学未修者1年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、法律基本科目の単位数を6単位程度増加させること」が提言されたことを踏まえ、平成22年度から1年次配当科目中、「公法Ⅱ」「商法」「刑法Ⅰ」の3科目において各2単位を増加させた。これは、未修者教育の充実を目的としたものである。

また、基本科目の確実な理解を目的とし、平成27年度から2年次配当科目である「民事訴訟法」「刑事訴訟法」の2科目において各2単位を増加させている。（様式1：開設授業科目一覧）（別添資料1：2020年法務研究科案内4頁「カリキュラムの構成」、別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」）

さらに、短縮コース入学者にも行政法の確実な理解を得させるため、平成31年度入学者から「公法Ⅱ」を2年次配当とする予定である。

なお、本研究科においては、4年を超える標準修業年限を定める制度はない。【解釈指

針2-1-5-1 (該当なし)】

基準2-1-6：重点基準

- (1) 基準2-1-3(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目(2単位)
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目(2単位)
- (2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目((1)に掲げる内容の授業科目を除く。)のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身につけさせる教育内容)
 - イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR(裁判外紛争処理)の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
 - ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
 - エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
 - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1)アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 法律実務基礎科目

本研究科における法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする「法曹倫理」(2単位, 2年後期), 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする「民事訴訟実務の基礎」(2単位, 2年後期), 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする「刑事訴訟実務の基礎」(2単位, 3年前期)を必修科目として開設している。(様式1: 開設授業科目一覧)(別添資料3-2: 2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」, 別添資料4: 金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 69-82頁)

(2) 実習的科目

実務基礎科目群のうち、法律実務を実習的に行う科目として、「エクスターンシップ」(2単位, 2年前期), 「クリニック」(2単位, 3年前期), 「模擬裁判」(2単位, 3年前期)を選択必修科目(4単位の修得)として開設している。なお、「クリニック」「模擬裁判」は必修である「法曹倫理」を2年後期に学んだ後に受講するカリキュラムとなっている。また、「エクスターンシップ」については、実施時期に関して北陸三県の各弁護士会と協議した結果、「法曹倫理」受講前の夏期に実習を実施することになったため、「エクスターンシップ」実施に際しては法曹倫理の観点が必要であることに鑑み、同科目の事前研修時に法曹倫理の指導を組み込んでおり、秘密保持義務や利益相反受任の禁止等、弁護士倫理の基本を中心に、具体例に基づいた指導を行っている。(様式1: 開設授業科目一覧)(別添資料3-2: 2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」, 別添資料4: 金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 77-82頁, 別添資料14: エクスターンシップ(2018年度)実施要領, 別添資料15: エクスターンシップガイド(指導弁護士用), 別添資料16: エクスターンシップ2016・事前研修(弁護士倫理基礎)「弁護士倫理・イロハの『イ』」)【解釈指針2-1-6-2】

各実習的科目の詳細は以下のとおりであり、多くの学生がこれらの実習的科目を受講している。(データ2-1-6-A, データ2-1-6-B)

【データ2-1-6-A】実習科目の概要

| 法律実務科目 | 概要 |
|-----------|--|
| エクスターンシップ | 履修者が金沢弁護士会，富山県弁護士会，福井弁護士会所属の弁護士事務所に配置され，2週間にわたり弁護士実務（弁護士会活動や公益活動などの弁護士の社会貢献活動を含む）を実体験する。履修希望者はほぼ全員履修できる。 |
| クリニック | 「クリニック」は，広報活動により一般市民からの相談を受け，履修者は，金沢弁護士会所属弁護士の立会いの下で事実関係聴取から法的助言までの法律相談業務を実際に行う。 |
| 模擬裁判 | 民事の模擬裁判を7回，刑事の模擬裁判を8回行う。ロールプレイ方式で争点整理や起案書等の法文書作成，弁論などを体験する。 |

（出典：法務研究科作成）

【データ2-1-6-B】「エクスターンシップ」「クリニック」「模擬裁判」履修者数

①「エクスターンシップ」（2単位）履修者数

| | 2年生在学数(a) (休学者・既修得者を除く) | 履修者数(b) (前年度に修得した原級留置者を除く) | 履修率(b/a) |
|--------|----------------------------|-------------------------------|----------|
| 平成26年度 | 15人 | 12人 | 80% |
| 平成27年度 | 9人 | 9人 | 100% |
| 平成28年度 | 6人 | 6人 | 100% |
| 平成29年度 | 6人 | 6人 | 100% |
| 平成30年度 | 9人 | 9人 | 100% |
| 平成31年度 | 5人 | 5人 | 100% |

②「クリニック」（2単位）履修者数

| | 3年生在学数(a) (休学者・既修得者を除く) | 履修者数(b) (前年度に修得した原級留置者を除く) | 履修率(b/a) |
|--------|----------------------------|-------------------------------|----------|
| 平成26年度 | 15人 | 12人 | 80% |
| 平成27年度 | 10人 | 8人 | 80% |
| 平成28年度 | 9人 | 9人 | 100% |
| 平成29年度 | 6人 | 4人 | 67% |
| 平成30年度 | 6人 | 6人 | 100% |
| 平成31年度 | 5人 | 5人 | 100% |

③「模擬裁判」（2単位）履修者数

| | 3年生在学数(a) (休学者・既修得者を除く) | 履修者数(b) (前年度に修得した原級留置者を除く) | 履修率(b/a) |
|--------|----------------------------|-------------------------------|----------|
| 平成26年度 | 17人 | 7人 | 41% |
| 平成27年度 | 10人 | 6人 | 60% |
| 平成28年度 | 9人 | 6人 | 67% |
| 平成29年度 | 5人 | 4人 | 80% |

| | | | |
|----------|-----|-----|------|
| 平成 30 年度 | 5 人 | 5 人 | 100% |
| 平成 31 年度 | 5 人 | 5 人 | 100% |

(各年度とも 5 月 1 日現在)

(出典：法務研究科作成)

実務基礎科目群の授業科目については、実務家教員が担当し、関連の深い科目の研究者教員を連携教員として配置した。この制度は、実務基礎科目の授業内容の決定、シラバスの記載などを実務家教員と研究者教員が協力して行うものである。

(データ 2-1-6-C) (様式 1：開設授業科目一覧) (別添資料 8：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領(平成 31 年度版) 2 頁「(9) 連携教員」) 【解釈指針 2-1-6-1】

【データ 2-1-6-C】平成 30 年度 連携教員一覧

| 実務基礎科目 | 連携教員名 |
|-----------|----------------|
| 法曹倫理 | 稲葉, 宇都宮 |
| 民事訴訟実務の基礎 | 樫見, 舟橋, 本間, 鶴澤 |
| 刑事訴訟実務の基礎 | 佐藤, 小島 |
| 模擬裁判 | 宮本 |
| クリニック | 尾島 |
| エクスターンシップ | 尾島 |

(出典：法務研究科作成)

(3) 法曹倫理

実務基礎科目群中、法曹としての責任感や倫理観を育む「法曹倫理」は、独立の科目として開設している。「法曹倫理」15 回の講義中、検察官 5 回、裁判官 4 回、弁護士 6 回を分担して行っており、法曹三者としての職業倫理や社会的役割を修得するものである。(様式 1：開設授業科目一覧) (別添資料 4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 69-70 頁「法曹倫理」) 【解釈指針 2-1-6-2】

なお、他の授業科目においても、当然ながら法曹倫理に留意した教育を行っている。例えば、「民事訴訟実務の基礎」においては、請求原因事実に対する認否の方法を扱う際に、依頼者からの求めに応じた被告代理人の具体的な対処について考えさせることを行っている。

(4) その他

短縮コース、標準コースを問わず、入学後の 4 月に実施される「法学入門」において、授業期間開始時に、法令、判例等の法情報の検索方法及び情報分析(いわゆる「法情報調査」)を学修し、さらにごく初歩的な法文書作成についても学修する。(別添資料 4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 2-3 頁, 別添資料 17：法学入門 2018 講義資料)

民事分野における訴状・準備書面などの基本的な法文書作成は、民事裁判における要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む演習形態での「民事訴訟実務の基礎」及び「模擬裁判」で取り扱っている。刑事分野における起訴状や準備書面等の法文書作成は、刑事手続実務について起訴から公判手続までを法曹実務家の指導により学ぶ「刑事訴訟実務の基礎」及び「模擬裁判」において取り扱っている。(データ 2-1-6-D)

(様式1：開設授業科目一覧) (別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画]
2019 法務研究科編 71-78 頁, 別添資料 18：平成 30 年度「刑事訴訟実務の基礎」法文
書作成課題, 別添資料 19：平成 30 年度「民事訴訟実務の基礎」法文書作成課題)

「法学入門」「民事訴訟実務の基礎」及び「刑事訴訟実務の基礎」はいずれも必修科目であるので、学生全員に対し指導を行っている。(別添資料3-2：2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引 11-12 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」) 【解釈指針2-1-6-3】

| 【データ2-1-6-D】法文書作成に係る教育内容例 | |
|---------------------------|--|
| 科目名 | 教育内容 |
| 法学入門 (法文書作成概説) | 議論の一般モデルであるトゥールミン・モデルに即して、事実あるいは規範の説得のための文章としての法文書(訴訟における主張書面のみならず依頼者との関係における説明書面や相手方との関係における交渉書面等が広く含まれる)が共通して備えているべき説得の論理構造を概説し、この構造が平成26年度司法試験(民法第2問)の「採点雑感」が法科大学院教育の獲得目標として明示する「法的な思考」の構造でもあることを理解させる。 |
| 民事訴訟実務の基礎 | 事前に配付している予習用課題シート記載の事例問題について、原告代理人チームと被告代理人チームが訴状・答弁書・準備書面等の主張書面を起案し、これを授業で議論・検討した後に授業者が作成した起案例を復習用資料として配付。 |
| 刑事訴訟実務の基礎 | 刑事実務の導入の基礎として、「法的文書の書き方」の基礎をレジュメに従った講義形式で指導。 ① 法律の読み方 法律特有の文言が混入した法律について、具体例を示しながら、法律の文書構造を理解する ② 法的文書作成上の注意点 文書の基本構造、作成上の留意点、強調の仕方、理由付けの仕方等、法律を読んでその内容を理解し、自らが法的文書作成する上で基本となる知識を体系的に解説する |
| 模擬裁判(民事) | 訴状・答弁書等の主張書面の起案にとどまらず、内容証明郵便や証拠収集のための事実照会文書等の起案を行う。 |
| 模擬裁判(刑事) | 刑事記録教材をもとに、検察官役・弁護人役に分かれて、検察官が作成する冒頭陳述要旨・論告、弁護人が作成する冒頭陳述要旨・弁論を各自で作成し、班内でこれを検討した上で、全体会でその内容を検討した後、教員による参考起案を提示。 |

(出典：法務研究科作成)

基準2-1-7

基準2-1-3(3)に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準2-1-7に係る状況)

本研究科では、基礎法学・隣接科目として、「法理学」「日本法の歴史」「西洋法の歴史」「英米法」「刑事政策」「政治学」「地方自治の現状と課題」「公共政策論(政策法務)」(いずれも2単位)を開設しており、これらの科目はいずれも、本研究科の基本理念である「地域に根ざした法曹」の養成に必要な広い視野の涵養に寄与する内容を有するものとなっている。

この科目群は、2科目4単位を選択必修にするとともに、学生の興味対象や範囲に応じ、選択科目として履修できることとしている。さらに、上記科目の開講に当たっては、必修科目等と重ならないように時間割の調整を行うとともに、学生の履修深度やそれに伴う学生の興味関心に対応するため、1年次から履修できるようになっている。(様式1:開設授業科目一覧)(別添資料3-2:2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引11-12頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」、別添資料4:金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 83-98頁, 別添資料 20:平成30年度大学院法務研究科授業時間割表)

基準 2-1-8

基準 2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

(基準 2-1-8 に係る状況)

本研究科の基本理念である「地域に根ざした法曹」の養成のためには、特定の法領域のエキスパートであることより、あらゆる法律問題を、一定水準を維持しながら処理するゼネラリストであることが要求される。そのような法曹を育てるために、本研究科では、幅広い学びを提供し、学生の分野横断的な洞察力を涵養するため、展開・先端科目として、「紛争とその法的解決Ⅰ」「紛争とその法的解決Ⅱ」「民事保全・執行法」「倒産法Ⅰ」「倒産法Ⅱ」「消費者法」「知的財産法」「環境法」「医事法」「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」「社会保障法」「国際法適用論」「国際私法」「国際取引法」「租税法」「経済法」「法医学」「現代法の諸問題」「インターンシップ」と、多様な分野の科目を開設し、このうち 12 単位を選択必修とし、さらにこの 12 単位を超える科目についても、学生の興味対象や範囲に応じ、選択科目として履修できる仕組みを取り入れている。

このうち、「現代法の諸問題」は、千葉大学大学院専門法務研究科との連携により開講しており、両大学の法務研究科から毎年 2～4 名の教員を選任し、オムニバス形式でそれぞれの教員の専門とする現代的な問題を取り扱うことで、より多様な内容を提供することが可能となっている。

また、「インターンシップ」は、北陸地域のような地方でも企業法務の重要性に対する認知度とニーズが上昇していることに伴い、地方に所在する企業の法務や地方自治体における条例作成等の法的作業を担当できる人材を養成する目的で、平成 30 年度から単位化したものである。

上記科目の開講に当たっては、必修科目等と重ならないように時間割を調整している。

(様式 1：開設授業科目一覧) (別添資料 3-2：2019 (平成 31 年度)大学院法務研究科履修の手引 11-12 頁「金沢大学大学院法務研究科規程別表・授業科目及び単位数」、別添資料 4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 99-140 頁、別添資料 20：平成 30 年度大学院法務研究科授業時間割表) 【解釈指針 2-1-8-1】

基準2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準2-1-9に係る状況)

大学設置基準第21条については、同条第1項及び第2項に相応する規定を金沢大学大学院法務研究科規程第11条に定め、これを実質化するため、各学生が相当の予習・復習をしていることを前提とした教育を実施している。(データ2-1-9-A)

【データ2-1-9-A】大学設置基準第21条関係

金沢大学大学院法務研究科規程(抜粋)

第11条 授業科目の単位は、1単位45時間の学修を必要とする内容とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 大学院学則第21条第2項の規定により、一の授業科目について、講義、演習又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(出典：金沢大学大学院法務研究科規程)

大学設置基準第22条については、年間35週の授業期間を確保している。大学設置基準第23条については、各授業科目の授業は原則として15週を単位として実施している。(別添資料4：金沢大学大学院Syllabus〔授業計画〕2019法務研究科編表紙裏「2019年度 大学院法務研究科学年暦」)

やむを得ず休講した場合には、必ず補講を行っている。休講及び補講については、担当教員が授業時に口頭で学生に周知しているほか、アカンサスポータル(学習や学務に関する情報を入手できる本学独自のワンストップサービスのサイト)による周知も行っている。

また、教室の利用にあたり、担当教員による大学院係への申請を必須としており、加えて、上記アカンサスポータルの休講及び補講の情報を大学院係においても共有している。

この他、授業時間数等については、定期試験終了時に成績報告として担当教員が提出する学生の出欠を記録した履修者名簿により、必要時間数の授業を行ったかどうか大学院係においても確認を行っている。

これらの方法により、休講及び補講の状況、授業時間数等について、大学院係において一元的に把握している。(別添資料8：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領(平成31年度版)2頁「(7)休講・補講」)

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 教育目標に照らした効果的な教育を展開するために、講義、演習、臨床実務授業という多様な授業形態を適切に組み合わせて授業を実施している。特に、「法律実務基礎科目」においては、理論と実践を結びつけ、現場でいかせる実践力を養成するため、実務現場を体験する「クリニック」や「エクスターンシップ」と有機的に連携した教育を実施している。このように、理論的教育と実務的教育の架橋に留意した教育課程を編成している。
- ② 「地域に根ざした法曹教育」という本研究科の基本理念に即し、特定の分野に偏ることなく、あらゆる分野について法曹として必要な水準の学識が涵養できるような教育課程を編成している。
- ③ 基礎から応用へと段階的に学習の課程が進められるよう配慮した教育課程を編成している。
- ④ 実務基礎科目群中の実習科目においては、「クリニック」及び「エクスターンシップ」について全員受講することができるよう配慮しており、金沢弁護士会等の協力のもと、より多くの学生に弁護士実務を実体験できる機会を提供している。
- ⑤ 学生の興味対象や範囲に応じ、幅広い分野の多様な講義科目を提供している。例えば、展開・先端科目の授業科目「紛争とその法的解決Ⅰ」及び「紛争とその法的解決Ⅱ」は、主として北陸三県で発生した事例を取り上げ、実際に担当した弁護士を外部講師として招き、オムニバス形式で展開される講義となっている。
- ⑥ 幅広い分野の多様な講義科目を選択科目として提供するに際し、時間割が必修科目と重なって希望する選択科目が受講できないという事態が生じないように、時間割の編成を工夫している。
- ⑦ 平成 27 年度から、千葉大学大学院専門法務研究科との連携により、展開・先端科目として「現代法の諸問題」を開講する等、学生に多様な学びを提供できるよう、授業科目を編成している。
- ⑧ 北陸地域のような地方でも企業法務の重要性に対する認知度とニーズが上昇していることに伴い、地方に所在する企業の法務を担当できる人材を養成する目的で、平成 30 年度から「インターンシップ」を単位化した。
- ⑧ 法学未修者に対しては、法律基本科目の指導を充実させるため、1 年次配当の 3 科目において各 2 単位を増加させている。また、法科大学院の授業にスムーズに入っていけるように、1 年次前期の授業期間開始前の集中講義として「法学入門」を配置し、法学を学ぶ上での基礎知識、基本 7 法のイメージ（平成 30 年度からは民事実務・刑事実務のイメージ）、法律科目を学ぶために必要な法情報の調査収集やまとめ方等を修得させているほか、各法の特性に応じた判例の読み方を早期に修得させるため、標準コース 1 年次の学生向けに「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を平成 31 年度から開設する予定である（選択科目）。

(2) 課題等

該当なし

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本研究科においては、少人数による双方向的・多方向的な密度の高い教育を実効ならしめるため、設立当初から定員が少人数とされており、現在、1クラス10人程度で授業を行っている。本研究科の入学定員は、平成22年度からは25名(標準コース20名、短縮コース5名)、平成27年度からは15名(標準コース10名、短縮コース5名)となっており、教員が一丸となり、少人数による双方向的・多方向的な、より密度の濃い教育を実践している。特に、演習の授業においては、綿密な教員の指導に加え、教員・学生間及び学生同士の議論等が行われており、少人数である利点をいかした双方向・多方向的な密度の高い授業が実施されている。【解釈指針3-1-1-1】

受講学生数には、再履修者が含まれる場合もあるが、入学定員が少数であるため、同時に授業を受講する学生数は適切に維持されている。(様式1：開設授業科目一覧)(別添資料20：平成30年度大学院法務研究科授業時間割表、別添資料9：科目別受講者数・成績分布等調)【解釈指針3-1-1-2(1)】

また、定員が少ないことで生じる、学生数が少ない授業のうち、グループディスカッション等多方向的な教育が望ましい授業については、学生アドバイザー(SA)の授業参加(授業補助業務)等により、一定程度の人数を確保する措置を講じている。(基準7-1-1(4)③参照)

本研究科の授業科目を他研究科の学生、科目等履修生等が受講することは、筑波大学との単位互換に係るものを除き、認めておらず、本研究科は1専攻であり、他専攻の学生は存在しないため、他専攻の学生が本研究科の授業科目を受講することもない。(様式1：開設授業科目一覧)【解釈指針3-1-1-2(2)、3-1-1-3】

なお、本研究科学生で、履修登録をした者以外の聴講については、履修単位上限が定められていることに鑑み、すでに過年度に当該科目を履修済みの学生に限っており、その場合にも、授業担当教員が受講適正人数を超えないか、受講者の履修の支障にならないかを判断し、許可することができることとしている。(別添資料8：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領(平成31年度版)1頁「(4)授業の聴講」)

基準3-1-2**法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。**

(基準3-1-2に係る状況)

法律基本科目の受講登録学生数は、入学定員と同数として設定しており、平成26年度までは25人、平成27年度以降は15人となっている。法律基本科目の各授業の受講学生数は、再履修者を含めても、50人を超えたことはなく、現在は20人以下となっている。

また、定員が少ないことで生じる、学生数が少ない授業のうち、グループディスカッション等多方向的な教育が望ましい授業については、学生アドバイザー(SA)の授業参加(授業補助業務)等により、一定程度の人数を確保する措置を講じている。(基準7-1-1(4)③参照)(様式1:開設授業科目一覧)(別添資料9:科目別受講者数・成績分布等調)【解釈指針3-1-2-1(該当なし)】

3-2 授業の方法

基準3-2-1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

(1) 適切な教育方法

本研究科では、各授業科目において法曹として一般に必要と考えられる水準及び法知識を提供できるよう留意してその内容や方法を定めている。とりわけ、必修である「憲法」「行政法」「民法」「商法」「民事訴訟法」「刑法」「刑事訴訟法」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」の各科目については、後述(2)の金沢大学版「到達目標」に従った内容を確保するために、シラバスにもその対応関係が明記されている。(別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 8-23 頁, 27-47 頁, 53-66 頁, 69-76 頁, 別添資料7：金沢大学版「到達目標」)

【解釈指針3-2-1-1】

特に演習科目においては、授業の題材として主に判例等の具体的事例について、実践的な教材を用いて少人数による双方向的・多方向的な討論や事例研究等を行うことを通じて、具体的事例や新たな事例に的確に対応することのできる能力を身につけ、妥当な結論を出す訓練を行っている。さらに、「紛争とその法的解決」等一部の科目においては現地調査を行ったり、金沢弁護士会や金沢大学法曹会、検察庁等の支援を得ての課外授業を行ったりと、実務を踏まえた教育を行っている。(データ7-1-1-C)【解釈指針3-2-1-2, 3-2-1-3】

全ての科目の授業において、理解を伴わない断片的な知識の機械的な暗記をさせる等の受験技術に偏した指導を行わないとの認識を学生と共有した上で、法的思考過程を丁寧に解説し、あるいは学生に法的思考過程を説明させることにより、法的思考力の涵養に努めている。このことは、「教務関係要領」により専任教員・非常勤教員を問わず周知され、非常勤教員には依頼時にも文書をもって周知している。(別添資料8：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領(平成31年度版)1頁「(2)授業方法」)【解釈指針3-2-1-5】

また、法律基本科目及び法律実務基礎科目の授業の実施に当たっては、以下の措置を講じている。

① 法律基本科目

授業方法としては、教員と学生との対話式授業を中心としつつ、適宜、講義スタイルを併用した授業を行っている。また、演習科目においては、あらかじめ報告者を定め、その報告に基づいて議論する方式と、報告者を定めることなく学生を無作為に指名し答述させる方式を併用している。

法学未修者1年次の授業科目においては、原則として体系的なレジュメを用意してアカンサスポータルを通じて事前に配付し、学生が予習をしやすくするとともに、講義スタイルの比率を高める等、授業方法に工夫を加えて、法学を全く学んでいない者、法学の基礎的な学識が備わっていない者が法学の基礎・基本を修得できるよう配慮している。【解釈指針3-2-1-4】

② 法律実務基礎科目

「クリニック」については、開講時期を必修科目の「法曹倫理」受講後としており、さらに学生に対する事前指導を必須として関係法令の遵守・守秘義務の遵守等の指導を行うとともに、事後の報告会を行うことにより、反省点や課題を共有している。

(別添資料 22：金沢大学法科大学院リーガルクリニック指導実施要領(2018年度版)、別添資料 4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 79-80 頁「クリニック」)

また、「エクスターンシップ」においては、基準2-1-6に係る状況(2)でも述べたように「法曹倫理」受講前の開講となるため、事前指導を必須として、関係法令の遵守・守秘義務の遵守等の指導を丁寧

に行うとともに、指導弁護士用・学生用それぞれの「ガイド」を作成するとともに、具体的な実施方法を制度化し、専任教員が研修先の事務所と連絡を取り合って研修学生を指導監督し、成績評価や単位認定に責任を持つ体制が整備されている。(データ3-2-1-A) (別添資料 14：エクスターンシップ(2018年度)実施要領、別添資料 15：エクスターンシップ・ガイド(指導弁護士用)、別添資料 16：エクスターンシップ 2016・事前研修(弁護士倫理基礎)「弁護士倫理・イロハの『イ』」、別添資料 4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 81-82 頁)

なお、「クリニック」及び「エクスターンシップ」において、学生が弁護士事務所

【データ3-2-1-A】平成29年度
エクスターンシップ受入先一覧

| 配属事務所 | 所在地 |
|--------------------|-----|
| 山口法律事務所 | 金沢市 |
| 堀口・犬塚法律事務所 | 金沢市 |
| 松田法律特許事務所 | 金沢市 |
| 中島史雄法律事務所 | 金沢市 |
| 中村吉輝法律事務所 | 金沢市 |
| 金沢みらい法律事務所 | 金沢市 |
| 中西祐一法律事務所 | 金沢市 |
| 弁護士法人本田総合法 律事務所 | 高岡市 |
| 銀座高岡法律事務所 | 高岡市 |

(出典：法務研究科作成)

や相談者等から報酬を受け取ることは認めていない。【解釈指針3-2-1-6】

(2) 到達目標の設定

基準2-1-2に係る状況で述べたように、本研究科では、平成23年度に、法科大学院協会から発表された「共通的な到達目標モデル」を基にその内容を独自に再構成し授業の到達目標を記載した金沢大学版「到達目標」を策定している。この金沢大学版「到達目標」は、「共通的な到達目標モデル」に記載されているもののうち本研究科の授業で扱う項目を○、授業時間の関係で学生の自学自習に委ねざるを得ない部分を△、金沢大学版のオリジナルな授業到達目標を☆で示したものであり、毎年度改訂の上、最新版をWeb上で学生・教員に配付し、シラバスには各回の授業と到達目標との関連を明記している。(別添資料7:金沢大学版「到達目標」, 別添資料4:金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 8-23 頁, 27-47 頁, 53-66 頁, 69-76 頁) 【解釈指針3-2-1-7 (3) (4)】

(3) 学生に対する授業情報の周知

1年間の授業計画等、各授業科目における授業内容及び方法、教材、予習事項等については、これらを記載したシラバス(冊子版)を1年生については各年度の冒頭に、2年生・3年生については前年度末に学生に配付するとともに、シラバスはアカンサスポータルを通じてWebサイトでも確認できるようになっている。成績評価の基準と方法については、履修の手引に明記されている。(別添資料4:金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編, 別添資料3-2:2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引 17-19 頁「6 成績評価基準について」) 【解釈指針3-2-1-7 (2) (3) (4)】

(4) 授業時間外学習への対応

① 授業時間割

必修科目について、各日3コマを最大限とすることにより、学生の自習時間を考慮した授業時間割を作成している。(別添資料20:平成30年度大学院法務研究科授業時間割表) 【解釈指針3-2-1-7 (1)】

授業では、シラバスにおいて適切な教科書や参考図書を指定し、各回の授業で扱う範囲を明示するとともに、毎回の授業に先立って、アカンサスポータルを用いて予習資料を配付し、事前予習の指導をしている。さらに、上述(2)で述べたように、金沢大学版「到達目標」と各回の授業内容との対応を明記し、また各科目において学生の自学自習に委ねる部分を明確にすることにより、学生が予習・復習や自習をする上での参考にできるようにしている。また、授業後における復習のためのレポート課題や小テストの実施等により、教員が学生の理解度を確認し、これを授業にフィードバックしている。(別添資料4:金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編, 別添資料8:金沢大学大学院法務研究科教務関係要領(平成31年度版) 1 頁「(5)レジュメ資料の配付方法」) 【解釈指針3-2-1-7 (2) (3) (4)】

② 学習環境

基準 10-1-1に係る状況で示すように、自習室には、学生一人ひとりに与えられる机を設置しており、また、必要な図書を法務研究科図書室に備えている。自習室、法務研究科図書室とも 24 時間使用可能となっている。（別添資料 23：法務研究科教室・研究室等の状況）【解釈指針 3-2-1-7(5)】

③ 法情報データベース等の提供

TKC ローライブラリー、LLI 等の法律情報データベースを利用に供している。法律情報検索は自宅のパソコンからも利用可能であるが、法情報実習室を 24 時間利用できるよう開放している。（別添資料 3-2：2019（平成 31 年度）大学院法務研究科履修の手引 26 頁「6 法律関係データベースについて」）【解釈指針 3-2-1-7(5)】

④ 集中講義

予習資料を事前配付するほか、学生の負担や予習時間を確保することを考慮して、原則として 1 日 4 コマを超えないように時間割を組んでいる。授業終了後試験まで、原則として 1 週間、少なくとも 3 日を空け、復習時間も確保している。また、複数科目の同時開講は行わず、休業期間がすべて集中講義でつぶれることもないよう留意している。（別添資料 21：平成 29 年度・30 年度法務研究科集中講義日程）【解釈指針 3-2-1-8】

⑤ 入学前指定図書

入学者に対して、図書を指定し、授業が開始されるまでに読むことを推奨することで、入学当初から効果的な学習を行えるよう配慮している。（基準 7-1-1に係る状況（1）参照）（別添資料 24：入学までの注意事項等について（平成 30 年度版）2 頁「4. 入学前の事前学習について」、別紙「指定図書一覧」）

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

(1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目

8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目

6単位

(2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

(基準3-3-1に係る状況)

本研究科では、各学期に学生が履修登録できる授業科目の上限単位数は、1年次は前期20単位、後期22単位、2年次は各学期18単位(ただし、実習科目である「エクスターンシップ」(2単位)と「インターンシップ」(1単位)は除く)、3年次は各学期22単位となっている。したがって、年間では1年次は36単位とは別に、法学未修者に配当される法律基本科目の6単位を合わせて42単位、2年次においては36単位(「エクスターンシップ」と「インターンシップ」を含めれば39単位)、3年次(在学の最終年次)においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等の点を考慮し、44単位を上限としている。

なお、2年次において履修登録できる上限単位数は、実習科目である「エクスターンシップ」と「インターンシップ」を含めて39単位となるところ、基準の解釈の相違により、平成27年度、28年度は規程上40単位まで履修登録可能となっていた。これについては、研究科規程を改正し平成29年度は38単位、「インターンシップ」が開設された平成30年度以降は39単位を上限としている。(データ3-3-1-A)【解釈指針3-3-1-1, 3-3-1-2】

【データ3-3-1-A】履修登録できる授業科目の上限単位数

(平成31年度)

金沢大学大学院法務研究科規程(抜粋)(別添資料3-2:2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引7頁)

第12条(略)

2 履修科目として登録できる授業科目の上限単位数（第14条第1項の規定により修得したとみなす単位数を除く。）は、1年次前期は20単位、1年次後期は22単位、2年次は各学期18単位、3年次は各学期22単位とする。

3 エクスターンシップ、インターンシップ及び法教育演習に係る単位数については、前項の上限単位数に加えることができる。ただし、この場合においても、履修科目として登録できる授業科目の上限単位数は年間44単位とする。

（平成30年度）

金沢大学大学院法務研究科規程（平成30年6月1日施行・同年4月1日より遡及適用 抜粋）

第12条（略）

2 履修科目として登録できる授業科目の上限単位数は、1年次前期は20単位、1年次後期は22単位、2年次は各学期18単位、3年次は各学期22単位とする。ただし、第14条第1項の規定により修得したとみなす単位数並びにエクスターンシップ及びインターンシップに係る単位数は除く。

（平成29年度）

金沢大学大学院法務研究科規程（抜粋）（別添資料3-1：2018（平成30年度）大学院法務研究科履修の手引7頁）

第12条（略）

2 履修科目として登録できる授業科目の上限単位数は、1年次前期は20単位、1年次後期は22単位、2年次は各学期18単位、3年次は各学期22単位とする。ただし、第14条第1項の規定により修得したとみなす単位数及びエクスターンシップに係る単位数は除く。

（平成27年度・28年度）

金沢大学大学院法務研究科規程（平成28年2月1日施行 抜粋）

第12条（略）

2 履修科目として登録できる授業科目の上限単位数は、1年次前期は20単位、1年次後期は22単位、2年次は各学期20単位、3年次は各学期22単位とする。ただし、第14条第1項の規定により修得したとみなす単位数は除く。

（平成23年度から平成26年度まで）

金沢大学大学院法務研究科規程（平成23年4月1日施行 抜粋）

第9条（略）

2 履修科目として登録できる授業科目の上限単位数は、1年次前期は20単位、1年次後期は22単位、2年次は各学期18単位、3年次は各学期22単位とする。ただし、第11条第1項の規定により修得したとみなす単位数は除く。

（出典：金沢大学大学院法務研究科規程）

なお、入学前の既修得単位を修得した単位とみなす場合については、実際に当該学期において履修するものではないため、履修登録可能な単位数の上限から除外している。

このほか、進級が認められた場合の再履修科目単位についても、履修登録可能な単位数の上限に含むこととしている。【解釈指針3-3-1-3、3-3-1-4】

なお、本研究科は、3年を超える年次を標準修業年限とするコースは設置していない。

【解釈指針3-3-1-5（該当なし）】

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 平成 27 年度に入学定員が 15 人となったことにより、講義、演習ともに約 15 人が標準となり、より少人数で授業を行うことが可能となった。その結果、授業の際、学生の理解度に応じた質疑応答や対話式授業の実践による双方向又は多方向的な討論を実施している。人数が少ない授業については、SA の授業参加等により、一定程度の人数を確保する措置を講じている。
- ② 法律基本科目を始めとした授業において、金沢大学版「到達目標」の設定、予習・復習のための資料配付、レポート課題や小テストの実施による学生の理解度の確認と授業へのフィードバックなど、授業方法の工夫を行っている。特に、アカンサスポータルの利用により、簡便に学生・教員双方の授業準備及び授業管理を行っている。
- ③ 実務を踏まえた教育として、現地調査や、弁護士会や金沢大学法曹会、検察庁等の支援を得ての課外授業を行っている。
- ④ 法学を全く学んでいない者にも法学の基礎・基本を周知できるように、体系的なレジュメを事前に配付する、法律基本科目では講義スタイルの比率を高める、入学前に事前に指定した図書を読んでおくよう指導する等、授業方法の工夫を行っている。
- ⑤ 各授業科目における 1 年間の授業計画と授業の内容・方法、教材、予習事項等について記載されたシラバスを配付し、成績評価の基準についても履修の手引に明記することにより、学生に周知している。
- ⑥ 「クリニック」「エクスターンシップ」については、法曹倫理の重要性に鑑み、これについての事前指導を必須としている。
- ⑦ 授業時間外学習の時間を確保するために、必修科目については各日 3 コマを上限とし、また集中講義においても、1 日の授業時間数を原則として 4 コマ以下とするとともに、試験まで原則として 1 週間を空けている。
- ⑧ 受験技術に傾斜した授業を行わないよう、FD 研修会の前提として繰り返し確認され、また中教審の会議の内容が法務研究科会議において報告されている。非常勤講師に対しても、依頼文や教務関係要領において周知している。

(2) 課題等

該当なし

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

(1) 科目ごとの達成度の適切な設定と客観的かつ厳正な成績評価

本研究科では、各学年、配当学期及び各授業科目の性質にしたがい、授業ごとの達成度をシラバスに「授業の目標・授業の到達目標」として掲げ、学生に明示している。また、基準2-1-2に係る状況及び基準3-2-1に係る状況(2)で述べたように、各回の授業内容と金沢大学版「到達目標」との対応もシラバスに明示し、学期ごとの学生による授業評価および教員相互の授業参観においても対応関係を検証できるようにしている。その上で、本研究科における成績評価の際の統一基準である「成績評価基準」を設定しており、これに基づき、学生が身につけた能力および資質を正確に反映する、客観的かつ厳正な成績評価を行っている。（別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編，別添資料7：金沢大学版「到達目標」，別添資料8：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領（平成31年度版）1頁「(1) 授業の到達目標」）

【解釈指針4-1-1-1】

(2) 成績評価基準の設定と周知

本研究科における単位認定は、原則として筆記試験により行い、その成績評価は「成績評価基準」に基づいて行われる。

成績評価については、教員による評価のバラツキや問題の難易によるバラツキを避け、

厳正に行うための方策として、素点による絶対評価を原則としながら、S、Aには、（履修者が5名未満（平成31年度から「6名未満」に変更の予定）の場合を除き）受講生に対する割合で上限を設定する（ただし、同点者がいる場合についてはこの限りでない）、一部相対評価を導入している。「成績評価基準」については、「履修の手引」に掲載しているほか、成績評価の考慮要素として、各科目の評価の方法をシラバスにおいて明示することで、学生に対し、あらかじめ明確にしている。（データ4-1-1-A、4-1-1-B）（別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編）【解釈指針4-1-1-2（1）】

【データ4-1-1-A】成績評価

金沢大学大学院法務研究科規程（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引7-8頁）

（単位修得の認定）

第15条 単位修得の認定は、試験その他の適切な方法により厳正に行う。

23 （略）

第16条 授業科目の成績は、合格を上位から「S」、「A」、「B」、「C」の評語とし、不合格を「不可」の評語とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

2 授業科目の各評語の学修到達度は、学修到達目標100%に対し、次のとおりとする。

S：90%以上，A：80%以上90%未満，B：70%以上80%未満，C：60%以上70%未満，不可：60%未満

3 授業科目の成績に対し、次のグレード・ポイント（以下「GP」という。）を与える。

S=4，A=3，B=2，C=1，不可=0，放棄=0

4 履修登録した授業科目については、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）を算出する。ただし、法学入門、法情報調査、模擬裁判、クリニック及びエクスターンシップを除く。

5 GPAを算出する基準は、次のとおりとする。

$GPA = (\text{各授業科目で得たGP} \times \text{当該科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})$

【データ4-1-1-B】成績評価基準

「成績評価基準について」

（平成31年度）

（2）講義科目および演習科目の成績評価

① 素点による評価

当該科目の開講年度におけるシラバス〔授業計画〕に記載された「評価の方法・割合」に従って、「学生の学習目標」への到達度を素点（100点満点）で厳正に評価する。

講義科目においては、評価は原則として筆記試験によるものとする。

演習科目においては、評価は原則として筆記試験及び授業参加（報告・発言内容）による総合評価により行う。

② 成績評価

履修者の素点について、次のようにランク付けを行い、S～Cを合格とする。

ただし、S、Aについては、原則として以下の人数分布に収まるように調整する。（同点者がいる場合についてはこの限りではない。）ただし、履修者が6人に満たない場合は、以下の趣旨を尊重しつつ、人数分布の厳密な調整は要しないものとする。

S 90点以上、かつ履修者の10%以内（履修者が10人に満たない場合は1人以内）

A 80点以上、かつSも含めて履修者の3分の1以内

B 70点以上

C 60点以上70点未満

不可 60点未満（不合格・「評価された結果である」ことから、定期試験を受験し、成績評価基準に則って評価が行われた結果、合格とする水準に達しなかった場合。）

放棄 （不合格・定期試験を受験せず評価の対象となり得なかった場合、及び定期試験を受験したが、欠席回数により評価の対象としない場合）

（出典：別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引18頁）

（平成30年度以前）

（2）講義科目および演習科目の成績評価

① 素点による評価

当該科目の開講年度におけるシラバス〔授業計画〕に記載された「評価の方法・割合」に従って、「学生の学習目標」への到達度を素点（100点満点）で厳正に評価する。

講義科目においては、評価は原則として筆記試験によるものとする。

演習科目においては、評価は原則として筆記試験及び授業参加（報告・発言内容）による総合評価により行う。

② 成績評価

履修者の素点について、次のようにランク付けを行い、S～Cを合格とする。

ただし、S、Aについては、原則として以下の人数分布に収まるように調整する。（同点者がいる場合についてはこの限りではない。）ただし、履修者が5人に満たない場合は、以下の趣旨を尊重しつつ、人数分布の厳密な調整は要しないものとする。

S 90点以上、かつ履修者の10%以内（履修者が10人に満たない場合は1人以内）

A 80点以上、かつSも含めて履修者の30%以内

B 70点以上

C 60点以上70点未満

不可 60点未満（不合格・「評価された結果である」ことから、定期試験を受験し、成績評価基準に則って評価が行われた結果、合格とする水準に達しなかった場合。）

放棄 （不合格・定期試験を受験せず評価の対象となり得なかった場合、及び定期試験を受験したが、欠席回数により評価の対象としない場合）

（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引18頁）

成績評価に際して、履修の手引に記載した「成績評価基準」を前提とした上で、評価尺度を教員間で共有化するとともに、科目間における成績のバラツキを防止するための取組について、平成19年度の教員研修会において議論を行い、以下の2点を基本方針とすることを決定し、教務関係要領に記載して以降、現在まで、周知徹底している。

① 講義科目については、評価は原則として筆記試験により、問題作成の際に平均点がおおむね70点程度となるように調整する。

② 演習科目については、評価は原則として筆記試験（期末試験・中間試験等）及び平常点（報告・発言内容等）による総合評価となるが、平常点は20%程度とし、30%を超えないようにする。

なお、実務基礎科目等を除く科目では、レポート・小テストが成績評価に占める割合が過大とならないようにしている。（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引17-19頁「6 成績評価基準について」、別添資料8：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領（平成31年度版）2-3頁「（1）出題の意図、評価基準の基本的な考え、成績分布」）【解釈指針4-1-1-2（2）】

（3）成績評価の実施

各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）は、研究科

会議で配付するとともに、大学院係で閲覧に供することにより、教員間で共有されている。成績評価が「成績評価基準」にしたがって行われているか、教務・学生委員会において確認を行い、合致に疑義がある場合には、科目担当者に訂正を求め、成績評価基準にしたがった成績評価を確保している。（別添資料9：科目別受講者数・成績分布等調）

【解釈指針4-1-1-3（2）】

また、定期試験の後、原則としてすべての科目について、授業担当教員による定期試験の講評を行っている。法律基本科目については、履修者全員を対象とした答案講評を行い、法律実務基礎科目及び展開・先端科目のうち司法試験選択科目については、学生の希望に応じ、授業担当教員が①履修者全員を対象とした口頭による答案講評の実施、②履修者全員を対象として個別に指導、③希望者を対象として個別に指導、の3つの中から選べることとなっている（専任教員は①を原則とする）。その他の科目については、授業担当教員が書面で講評を提出し、学生に配付している。（別添資料8：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領（平成31年度版）4頁「（8）定期試験の講評」）【解釈指針4-1-1-3（1）】

（4）成績評価結果の学生への告知

「成績評価基準」にしたがって厳正に成績評価を行っていることを担保するため、採点済みの定期試験答案用紙（コピー）を、答案講評の際に担当教員から、もしくは返却日を決めて大学院係から各学生に返却している。

成績が不可と認定された学生に対しては、答案返却の際に担当教員との個別面談日時を指定し、個別面談において不可の理由の説明を受けることとなっている。それでもなお異議がある場合には、成績に対する異議申立手続に従い、研究科長に対し異議を申し立てることができる。（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引19-22頁「7 成績に対する異議の申立てについて」）【解釈指針4-1-1-3（1）】

各授業科目の成績評価に関するデータ（履修者数、合格率、成績分布等）及び授業担当者から提出された採点基準・解答例、さらにSの評価を得た答案（学籍番号を消したもの）は、大学院係で管理されており、学生が常時自由に閲覧できるようになっている。なお、解答例については、大学院係で閲覧に供するだけでなく、答案返却の際、各学生に配付するか、またはアカンサスポータルに掲示している。【解釈指針4-1-1-4】

（5）定期試験実施の適正性の担保

定期試験の実施方法は、授業科目ごとにシラバスに掲載するとともに、定期試験の日程を事前に掲示により周知している。定期試験の日程については、必修科目の試験を1日当たり2科目までにとどめるなど、学生にとって過重な負担とならないように配慮している（別添資料4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編，別添資料25：平成30年度定期試験時間割表）。

なお、平成22年度末より定期試験実施に際して教員が準備すべきことなど、教務関係の留意事項をまとめた「教務関係要領」を策定し、各教員に配付している。定期試験採点后、教員はすみやかに試験問題、解答、設問の趣旨、模範解答例、成績評価、成績分

布表を大学院係に提出することとなっている。

成績評価は、学生の到達度を正確に把握するため客観的かつ厳正に行うべきものであるとの観点から、定期試験の答案用紙には氏名を記載せず、学籍番号のみ記入させるという措置をとっている。また、試験時における教材の持込み禁止を徹底させ、六法については研究科から貸与することとしている。定期試験時の監督については、受験者の人数にかかわらず必ず2名の教員が担当することとしており、その上でさらに監督待機者として必ず教員1名が待機することになっている。このように、定期試験実施についても厳正な体制をとっている。（別添資料8：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領（平成31年度版）2－4頁「2. 定期試験について」）

（6）追試験の実施

通常の定期試験期間にやむを得ない事情により受験できなかった学生は、申請により、追試験を受験することが可能である。学生の進路の幅を広げるため、定期試験と公務員試験が重なった場合に、公務員試験の受験者について追試験を認めている。また、追試験の実施に当たっては、問題の難易度・分量、出題形式・出題範囲の点で定期試験と差がないように問題を作成し、定期試験と類似の問題を出さないこととし、受験者が不当に利益又は不利益を受けることがないよう配慮している。（データ4－1－1－C）【解釈指針4－1－1－5】

なお、再試験の制度は、本研究科では設けていない。【解釈指針4－1－1－6（該当なし）】

【データ4－1－1－C】追試験に関する要項

「追試験に関する要項」（別添資料3－2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引 16－17頁）

（趣旨）

第1条 この要項は、病気、その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった学生が追試験を希望する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

（追試験願）

第2条 追試験を希望する者は、欠席した該当授業科目の定期試験日から3日以内（ただし、最終日が休日の場合は、翌大学院係業務日）に、所定の書面（追試験願）に、次の表に定める欠席理由を証明する書類等を添えて、人間社会系事務部学生課大学院係へ提出しなければならない。

| 欠席理由 | 欠席理由を証明する書類等 |
|----------------------|--------------|
| 本人の病気、負傷 | 医師の診断書 |
| 3親等以内の親族の死亡による忌引き | 事実を確認できる書類 |
| 親族の看護 | 事実を確認できる書類 |
| 交通機関の運休又は遅延 | 交通機関の遅延証明書 |
| 国家公務員採用試験、地方公務員採用試験又 | 事実を確認できる書類 |

| | |
|---|--|
| はこれに準ずる試験の受験 | |
| <p>2 追試験願の提出に当たっては、代理人による提出を妨げない。 (追試験受験の許可)</p> <p>第3条 追試験受験の可否は、教務・学生委員会又は教務・学生委員により決定され、担当教員へ通知する。 (追試験受験の手続)</p> <p>第4条 前条により、追試験の受験が許可された者、及び当該学生の受験が認められた授業科目は書面により当該学生に通知する。 (追試験の実施)</p> <p>第5条 追試験は、該当授業科目の担当教員が定めた日時に実施する。ただし、原則として定期試験日最終日から7日以内とする。</p> <p>第6条 この要項に定めのない事項ならびに、この要項により難しい事項については、教務・学生委員会の議を経て研究科会議が決定する。</p> | |

(7) 定期試験を実施しない科目

本研究科において定期試験を実施しない科目は、「法学入門」「クリニック」「エクスターンシップ」「法曹倫理(一部)」「刑事訴訟実務の基礎」「現代法の諸問題」「インターンシップ」「法医学」のみである。「法学入門」は、導入科目として、法科大学院における授業や学習において必要な基礎的事項の修得を目的として、前期授業開始時に集中講義の形式で行われるものであるという性格上、レポートにより可否のみで判定している。「クリニック」「エクスターンシップ」「インターンシップ」は実習科目という性格上、やはり定期試験を実施せず、レポート等により、可否のみで判定を行っている。「法曹倫理」及び「刑事訴訟実務の基礎」は、実務家教員3名で担当する科目であり、それぞれの教員が実施した筆記試験、レポート等により行った評価を合計して、総合的評価を行っている。「現代法の諸問題」は、千葉大学法科大学院との共同開講科目であり、この科目では、複数の教員がオムニバス形式で授業を担当し、レポート等により評価を行っている。「法医学」も科目の性質上レポート課題により成績評価を行っている。

成績評価に当たり、レポート、平常点(教務関係要領にも明示してあるように、報告・発言内容等に対する点であり、出席点ではない)等の評価を行う際には、シラバスにおいて加点や減点の基準等を明示するとともに、「シラバス記載事項チェックシート」において成績評価が客観的資料により根拠づけられるものであることを確認させ、客観的で適正な成績評価が行われるよう配慮している。【解釈指針4-1-1-7】

基準4-1-2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-2に係る状況）

本研究科の学生は、各学年において当該学年配当のすべての必修科目の単位を修得しなければ次学年に進級することができない。すなわち、各学年に配当している必修科目を1科目でも修得できなかった学生は、原級に留置される。原級に留置される場合、再履修を要する授業科目は、修得できなかった必修科目である。【解釈指針4-1-2-1】

ただし、未修得の必修単位が1科目であり、当該学年のGPA値が2.00以上の場合には、例外的に進級することができる。また、同一必修科目につき2回連続で不可となった学生、1年次終了時の当該学年におけるGPAが1.30未満の学生、2年次終了時の当該学年におけるGPAが1.50未満の学生に対しては、研究科会議の議を経て退学勧告を行うことになっており、成績不良の学生に対して、できるだけ早い時期に進路を考え直す機会を与えるよう配慮している。なお、GPAが基準値に満たない者のうち、すでに進路変更を決定した者や、病気による長期休業などやむを得ない理由がある者については、退学勧告を行う必要がないことから、退学勧告をするにあたっては研究科会議でその必要性を判断することとしている。（GPAの算出については、データ4-1-1-A（法務研究科規程第16条）参照）【解釈指針4-1-2-2】

これらについては、本研究科規程を「履修の手引」に掲載するとともに、入学時のガイダンスにおいて説明することを通じて、学生に周知している。（様式2-1：学生数の状況）（データ4-1-2-A）【解釈指針4-1-2-1】【解釈指針4-1-2-3（該当なし）】

なお、共通到達度確認試験の本格実施に伴い、平成31年度から進級要件、退学勧告要件が変更される予定である。

【データ4-1-2-A】進級制**（平成31年度入学生から）**

（進級要件）

第18条 1年次に在学する学生は、当該学年配当のすべての必修科目の単位を修得し、かつ、共通到達度確認試験の成績が全国の上位85%以内でなければ、2年次に進級することができない。ただし、未修得の必修科目が1科目以下であって共通到達度確認試験を受験した者が、次の各号のいずれかに該当するときは進級することができる。

- (1) 当該学年におけるGPAが2.00以上である者
- (2) 共通到達度確認試験の成績が全国の上位30%以内である者

2 2年次に在学する学生は、当該学年配当のすべての必修科目の単位を修得しなければ、3年次に進級することができない。ただし、未修得の必修科目が1科目である者が、当該学年におけるGPAが2.00以上であれば進級することができる。

3 前2項の規定により進級できない場合においては、学生は修得できなかった必修科目を再履修しなければならない。この場合、原級留置された学年に配当されている選択必修科目及び選択科目を履修す

ることを妨げない。

(退学勧告)

第 19 条 研究科長は、以下の項目に該当する学生に対し、研究科会議の議を経て、書面の交付により、退学を勧告しなければならない。ただし、研究科会議で必要がないと認める場合は、その限りでない。

- (1) 同一必修科目の成績評価が、2回連続して不可又は放棄となった学生
- (2) 1年次に在学する学生で、当該学年における GPA が 1.30 未満の者
- (3) 1年次に在学する学生で、2回連続して、共通到達度確認試験を不受験又は成績が全国の上位 85% に達しない者
- (4) 2年次に在学する学生で、当該学年における GPA が 1.50 未満の者

(平成 30 年度入学生まで)

金沢大学大学院法務研究科規程（別添資料 3-1：2018（平成 30 年度）大学院法務研究科履修の手引 8 頁）

(進級要件)

第 18 条 学生は、各学年において当該学年配当のすべての必修科目の単位を修得しなければ次学年に進級することができない。ただし、未修得の必修科目が 1 科目であり、かつ、当該学年における GPA が 2.00 以上であれば進級することができる。

2 前項の規定により進級できない場合においては、学生は修得できなかった必修科目を再履修しなければならない。この場合、原級留置された学年に配当されている選択必修科目及び選択科目を履修することを妨げない。

(退学勧告)

第 19 条 研究科長は、以下の項目に該当する学生に対し、研究科会議の議を経て、書面の交付により、退学を勧告しなければならない。ただし、研究科会議で必要がないと認める場合は、その限りでない。

- (1) 同一必修科目の成績評価が、2回連続して不可又は放棄となった学生
- (2) 1年次に在学する学生で、当該学年における GPA が 1.30 未満の者
- (3) 2年次に在学する学生で、当該学年における GPA が 1.50 未満の者

4-2 修了認定及びその要件

基準4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であって、当該法科大学院において実務経験等を評価した上で適当と認められる場合には、カに属

する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数を力に定める単位数に算入することができる（算入することのできる単位数は4単位を上限とする。）。

| | | |
|---|-----------|------|
| ア | 公法系科目 | 8単位 |
| イ | 民事系科目 | 24単位 |
| ウ | 刑事系科目 | 10単位 |
| エ | 法律実務基礎科目 | 10単位 |
| オ | 基礎法学・隣接科目 | 4単位 |
| カ | 展開・先端科目 | 12単位 |

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31単位以上修得していること（なお、(2)において力に算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。）。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 修了要件

修了要件については、平成22年度入学者からは、標準コース（標準修業年限3年）では、法学未修者1年次に対して増加した6単位分の法律基本科目（「基準2-1-5に係る状況」参照）を含めた必修科目70単位、選択科目30単位の合計100単位、短縮コース（標準修業年限2年）では、法律専門科目試験により修得したとみなされる35単位のほか、必修科目35単位（1年次配当科目を除く）、選択科目30単位の合計100単位を修得することとしていた。

平成27年度入学者からは、2年次の法律基本科目の履修単位をさらに4単位増加させたことや「法学入門」を2単位に増加させ短縮コースにおいても必修としたこと等に伴い、標準コースでは必修科目74単位、選択科目30単位の合計104単位、短縮コースでは法律専門科目試験により修得したとみなされる34単位のほか、必修科目40単位（1年次配当科目を除く）、選択科目30単位の合計104単位を修得することとしている。

(データ4-2-1-A)

【データ4-2-1-A】修了要件

① 平成22年度から平成26年度までの入学者

金沢大学大学院法務研究科規程（平成22年4月1日施行）

(修了要件)

第17条 研究科の修了要件は、標準コース及び短縮コースの区別に従い、次のとおりとする。

(1) 標準コース

当該コースに3年以上在学し、別表に定める必修科目70単位、選択必修科目20単位及び選択科目10単位以上の合計100単位以上を修得すること。

(2) 短縮コース

当該コースに2年以上在学し、第12条第2項により修得したとみなされる35単位のほか、別表に定める必修科目35単位、選択必修科目20単位及び選択科目10単位以上の合計100単位以上を修得すること。

| 必修・選択 | | | 標準コース | 短縮コース |
|--------|----------------------|--------------------------------|-------|-------|
| 必修科目 | 法律基本科目 | 法学入門 | 1単位 | — |
| | | 公法系科目 | 14単位 | 6単位 |
| | | 民事系科目 | 32単位 | 14単位 |
| | | 刑事系科目 | 16単位 | 8単位 |
| | 法律実務基礎科目 | 法情報調査，法曹倫理，民事訴訟実務の基礎，刑事訴訟実務の基礎 | 7単位 | 7単位 |
| 選択必修科目 | (法律実務基礎科目) | 模擬裁判，クリニック，エクスターンシップ | 4単位 | 4単位 |
| | 基礎法学・隣接科目 | (8科目 16単位) | 4単位 | 4単位 |
| | 展開・先端科目 | (18科目 36単位) | 12単位 | 12単位 |
| 選択科目 | 選択必修科目として修得しなかった授業科目 | | 10単位 | 10単位 |

② 平成27年度以降の入学者

金沢大学大学院法務研究科規程（平成27年4月1日施行）（別添資料3-1：2018（平成30年度）大学院法務研究科履修の手引8-9頁）

（修了要件）

第20条 研究科の修了要件は，標準コース及び短縮コースの区別に従い，次のとおりとする。

(1) 標準コース

当該コースに3年以上在学し，別表に定める必修科目74単位，選択必修科目20単位及び選択科目10単位以上の合計104単位以上を修得すること。

(2) 短縮コース

当該コースに2年以上在学し，第15条第2項により修得したとみなされる34単位のほか，別表に定める必修科目40単位，選択必修科目20単位及び選択科目10単位以上の合計104単位以上を修得すること。

| 必修・選択 | | | 標準コース | 短縮コース |
|--------|----------------------|--------------------------|-------|-------|
| 必修科目 | 法律基本科目 | 法学入門 | 2単位 | 2単位 |
| | | 公法系科目 | 14単位 | 6単位 |
| | | 民事系科目 | 34単位 | 16単位 |
| | | 刑事系科目 | 18単位 | 10単位 |
| | 法律実務基礎科目 | 法曹倫理，民事訴訟実務の基礎，刑事訴訟実務の基礎 | 6単位 | 6単位 |
| 選択必修科目 | (法律実務基礎科目) | 模擬裁判，クリニック，エクスターンシップ | 4単位 | 4単位 |
| | 基礎法学・隣接科目 | (8科目 16単位) | 4単位 | 4単位 |
| | 展開・先端科目 | (19科目 37単位) | 12単位 | 12単位 |
| 選択科目 | 選択必修科目として修得しなかった授業科目 | | 10単位 | 10単位 |

（出典：法務研究科作成）

本研究科では、教育上有益であるとの観点から、研究科長の許可を得て他の大学院の授業科目を履修する場合、本研究科会議の議に基づき、30 単位を超えない範囲で、本研究科の単位を認定することができるとしている。また、同じく教育上有益であるとの観点から、学生が入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位についても、30 単位を超えない範囲で認定できることとなっている。これらの単位認定においては、科目内容がわかる資料、例えばシラバス等を基に審査しており、教育内容の一体性が損なわれていないこと、また厳正で客観的な成績評価が行われていることに特に留意することとしている。なお、これまでに、これらの単位認定を実施したことはない。（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引7頁「金沢大学大学院法務研究科規程」第13条・第14条）

また、法学既修者に対しては、1年次必修科目のうち法学入門を除く34単位を修得したものと認めるが、基準2-1-5に係る状況に記したとおり、30単位を超えている部分は平成22年度から1年次配当の法律基本科目の必修科目の単位数を増加させたことに伴うものである。【解釈指針4-2-1-1】

（2）科目区分及び法律基本科目における系区分ごとの修得すべき単位数

科目区分及び法律基本科目における系区分ごとの修得すべき単位数については、データ4-2-1-Aに示すとおりであり、標準コース、短縮コースともに、基準4-2-1（2）にある単位数以上となっている。また、修了要件である104単位中、法律基本科目は法学入門、公法系科目、民事系科目、刑事系科目を合わせた68単位であることから、法律基本科目以外の科目の単位数は36単位となっており、基準4-2-1（3）に定める31単位を超えている。（データ4-2-1-A）

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者に対し、実務経験により法律基本科目を履修したものと認め単位を与える取扱いは、現在のところ本研究科では行っていないが、関係規程の整備を含め対応していくことを検討している。【解釈指針4-2-1-3，4-2-1-4，4-2-1-5（いずれも該当なし）】

（3）GPAの活用

本研究科では、修了要件としてはGPAを活用していない。しかし、基準4-1-2に係る状況で述べたように、成績不良の学生に対して、できるだけ早い時期に進路を考え直す機会を与えるために、退学勧告の基準として活用している。（データ4-1-2-A）
【解釈指針4-2-1-2】

基準4-2-2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準4-2-2に係る状況)

本研究科の修了単位数は、基準4-2-1に係る現況で述べたとおり、平成22年度から平成26年度までの入学者は100単位、平成27年度入学者からは104単位と定められている。平成27年度入学者からは102単位を超えているが、これは基準4-2-1に係る状況で述べたとおり、基準2-1-5のただし書により認められる増加単位数を含んでいる。

(データ4-2-1-A)

4-3 法学既修者の認定

基準4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

（1）既修者認定試験（法律科目専門試験）

法学既修者の認定制度については、論述式の既修者認定試験（法律専門科目試験）を実施し、面接試験、特筆すべき資格等と併せ総合的に判定している。（別添資料5-2：2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項）

なお、法科大学院全国統一適性試験の成績は、平成31年度入学者選抜からは合否判定に加味されないことになった。

法学既修者認定のための試験は、前述のとおり、通常の入学試験における法律専門科目試験として実施しており、憲法、民法、刑法、商法の論述式試験が行われる。なお、カリキュラム改正に伴い、平成31年度入学生からは公法Ⅱ（行政法）が2年次配当科目となることから、「公法」の試験科目がなくなり「憲法」に一本化し、それにあわせて「私法」の試験科目も「民法」と「商法」に分けて実施することになった。

また、当該法律科目試験については、本学法学類の定期試験問題又はそれと類似の試験問題が出題されることのないよう、出題委員及び入試・広報委員において事前に問題を確認するとともに、採点については、すべて受験番号のみにより処理し、出題者が作成した「出題の意図」及び「採点基準」に基づいて厳正に採点することにより、本学出身者、他大学出身者にかかわらず、出題及び採点において公平性を担保している。【解釈指針4-3-1-1、4-3-1-5】

既修者認定試験（法律専門科目試験）では、1年次必修科目となっている憲法、民法、刑法、商法に係る論述式試験が行われ、行政法及び訴訟法は試験科目として課されていない。これは、行政法、民事訴訟法及び刑事訴訟法のいずれも2年次配当科目となっており（平成31年度入学者より）、短縮コースで2年次に入学しても、必修科目として修得しなければならないからである。以上のように、2年次に入学することにより修得が免除される授業科目については、すべて既修者認定のための法律専門科目試験の対象となった分野に対応する授業科目に限られている。（基準6-1-4に係る状況（6）参照）。【解釈指針4-3-1-3】

なお、法律専門科目試験においては、科目ごとに合格最低点を設定しており、1科目でも基準に満たない場合は不合格としている。（データ4-3-1-A）（法務研究科Webサイト「入試＞入試結果概要」）【解釈指針4-3-1-2】

【データ4-3-1-A】法学既修者の認定（平成22年度～平成30年度入学者選抜）

(2) 短縮コース

①法科大学院全国統一適性試験の成績，②本研究科が実施する法律専門科目試験，③面接試験及び④特筆すべき資格等により総合的に判定します。

| 試験科目 | | 概要 | 評価 |
|------|---------------|---|--------|
| ① | 法科大学院全国統一適性試験 | 第1部～第3部の成績を換算して評価します。 | 50点 |
| ② | 法律専門科目試験 | 公法・私法については，各個別法分野の問題に加えて，憲法・行政法及び民法・商法の複合的問題が出題されることがあります。 なお，試験に使用する六法は，本研究科で準備しますので持参する必要はありません。 | |
| | 公法（憲法・行政法） | | 50点 |
| | 私法（民法・商法） | | 50点 |
| | 刑法 | | 25点 |
| | | 受験者全体の得点状況を勘案し，科目ごとに合格最低点を設定します。1科目でも合格最低点に満たない受験者は不合格となります。 また，面接試験が不合格の場合は採点しません。 | |
| ③ | 面接試験 | 志望理由書及び成績証明書をもとに実施します。 | 合否のみ判定 |

④ 以下のような特筆すべき資格等がある場合，点数を加算します。（上限20点）

法律関係の資格； 公認会計士，司法書士，税理士，不動産鑑定士，社会保険労務士

その他； 国家公務員試験総合職合格，地方公務員試験（上級）合格

※ 上記以外の特筆すべき顕著な社会的実績については，面接時に確認の上，加算の対象とする場合があります。

（出典：平成30年度金沢大学法科大学院学生募集要項6頁）

（平成31年度入学者選抜以降）

(2) 短縮コース

①本研究科が実施する法律専門科目試験，②面接試験，③自己評価書の審査及び④特筆すべき資格等により総合的に判定します。

| 試験科目 | | 概要 | 評価 |
|------|----------|---|-----|
| ① | 法律専門科目試験 | 試験に使用する六法は，本研究科で準備しますので持参する必要はありません。 | |
| | 憲法 | | 25点 |
| | 民法 | | 25点 |
| | 刑法 | | 25点 |
| | 商法 | | 25点 |
| | | 各個別法分野ごとに合格最低点を設定します。合格最低点に満たない個別法分野が一つでもあれば不合格となります。 また，面接試験が不合格の場合は採点しません。 | |

| | | | |
|---|------|------------------------|--------|
| ② | 面接試験 | 自己評価書及び成績証明書をもとに実施します。 | 可否のみ判定 |
| <p>③ 自己評価書を審査し、点数を加算します。(上限 20 点)</p> <p>④ 以下のような特筆すべき資格等がある場合、点数を加算します。(上限 20 点)</p> <p>法律関係の資格； 公認会計士，司法書士，税理士，不動産鑑定士，社会保険労務士 その他 ； 国家公務員試験総合職合格，地方公務員試験（上級）合格</p> <p>※ 上記以外の特筆すべき顕著な社会的実績については、面接時に確認の上、加算の対象とする場合があります。(出典：別添資料 5-2：2020 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 6-7 頁)</p> | | | |

(2) 既修者に対する単位の免除

短縮コースの入学試験（法律専門科目試験）に合格し、既修者として認定された者は、1 年次配当の必修科目のうち、「法学入門」（2 単位）を除く合計 34 単位（平成 27 年度から）を一括して免除され、これに応じて 1 年間の在学期間の短縮が認められる。なお、この一括免除について、本研究科では例外的な扱いは行っていない。【解釈指針 4-3-1-4（1），4-3-1-7】（別添資料 3-2：2019（平成 31 年度）大学院法務研究科履修の手引 7 頁 金沢大学大学院法務研究科規程第 15 条第 2 項）

また、平成 27 年度入試から導入した飛び入学制度においては、同制度に特化した特別な既修者認定試験を行うものではなく、飛び入学により短縮コースに入学することを希望した場合も、前述の既修者認定と同様に、通常法律専門科目試験に合格した者に、一括して 34 単位を免除することとなる。なお、平成 31 年度入試までに、飛び入学の志願者はいなかった。（データ 4-3-1-B）【解釈指針 4-3-1-4（2）】

なお、平成 31 年度以降における一括免除単位数は、カリキュラム改正により変更される見込みである。

【データ 4-3-1-B】飛び入学制度

3. 出願資格

次の各項のいずれかに該当する者又は平成 30 年 3 月 31 日までに該当する見込みの者とします。

⑧ 本研究科入学時において大学の在学期間が 3 年以上（または見込み）となる者で、本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認められた者（飛び入学）

※ ⑧に掲げる「本研究科の定める単位を優秀な成績で修得」とは、大学 3 年次前期までに卒業所要単位数の 70%以上を修得し、且つ、既修得単位の 60%以上において「優（A）以上」または「80 点以上」の評価（ただし、可否のみで評点のつかない科目は除く）を得ている場合です。

（出典：別添資料 5-2：2020 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 3 頁）

本研究科では、法学既修者の認定に当たり、日弁連法務研究財団等他の機関が実施する法学既修者試験の結果を考慮していない。【解釈指針 4-3-1-6（該当なし）】

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 定期試験の実施については、成績評価基準を周知し、厳正な評価を行うようにしている。採点に際しても、答案に学籍番号のみを記載させることで匿名性を確保しており、また、学生全員に答案のコピーを返却し、答案講評を行い、採点基準や解答例、成績分布、優秀答案にもいつでもアクセスできるようにするなど、成績評価の公平性及び透明性を確保している。
- ② 不可となった学生に対しては、個別面談を行って不可となった理由を説明し、それでも異議がある者は、異議申立をすることができる。
- ③ 定期試験の実施については、必修科目の試験を1日当たり2科目までとするなど、学生にとって過重な負担とならないよう配慮している。また、常時2名の教員が監督を行い、さらに1名が待機することで、定期試験を厳正に実施している。
- ④ 学生の進路の幅を広げるため、定期試験と公務員試験が重なった場合に、公務員試験の受験者について追試験を認めている。
- ⑤ 本研究科では、原則として必修科目を1科目でも修得できなかった学生は原級留置としている。ただし、未修得の必修単位が1科目であり、当該学年のGPA値が2.00以上の場合には、例外的に進級を認めている。また、成績が良好でない学生に早い時期での進路変更や学修上の自覚を促すため、GPAが一定水準以下の学生には退学勧告を行う制度を設けている。
- ⑥ 法学既修者認定試験（法律専門科目試験）は、本研究科1年次の必修科目、すなわち公法（憲法・行政法）、私法（民法・商法）、刑法については、論述式試験を行っており、合格した者には試験の対象となっている1年次の必修科目（法学入門を除く）を一括免除している。飛び入学についても、同一の法律科目専門試験によっている。
- ⑦ 法律専門科目試験においては、科目ごとに合格最低点を設定し、1科目でもこれに満たない場合には不合格としている。採点については、受験番号のみにより処理し、出題の意図に基づき厳正に採点している。

(2) 課題等

該当なし

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

(1) 組織及び継続性について【解釈指針5-1-1-4】

本研究科では、カリキュラム・FD委員会（以下、「FD委員会」という。なお、その委員を以下、「FD委員」という。）を設置し、下記のとおり、継続的に教育内容等の改善措置を講じている。（データ5-1-1-A）（別添資料26：法務研究科科内委員会及び関連会議等，別添資料27：平成30年度法務研究科科内委員・学内委員名簿）

なお、FD委員会は、次の3つを主たる任務にしている。

- ① 学生向けアンケート調査の企画・実施及びその結果の取りまとめをすること
- ② 教育内容等の改善や教員の能力向上・知見確保を図るため、教員研修会等の各種研修を企画し、その開催・運営をすること
- ③ カリキュラム編成の在り方を検討すること

【データ5-1-1-A】平成28～30年度カリキュラム・FD委員会開催状況

| | 平成28年度 | テーマ | |
|-----|------------------------------|--|--------|
| 第1回 | 平成28年4月1日(金) 14:30～15:00 | 年間スケジュールの確認。学生との意見交換会の実施の件。教員のFD研修会の内容についてなど。 | 学務係事務室 |
| 第2回 | 平成28年7月5日(火) 18:00～18:30 | 学生から、中間アンケート結果への教員の対応への苦情があった場合の対応について検討など。 | 学務係事務室 |
| 第3回 | 平成28年8月24日(木) 18:00～18:20 | FD研修会の開催日時について。弁護士・学生との合同FD研修会の協議結果と問題点についてなど。 | 学務係事務室 |
| 第4回 | 平成28年9月27日(火) | 前期FD研修会の議題について。28年度後期の合同FD研修会の開催について。 | 学務係事務室 |
| 第5回 | 平成29年3月14日(火) | 後期FD研修会の議題について。 | 学務係事務室 |
| | 平成29年度 | テーマ | |
| 第1回 | 平成29年4月24日(月) | 年間スケジュールの確認等 | 委員長研究室 |
| 第2回 | 平成29年5月12日(金) | 中間アンケート結果の検討等 | 委員長研究室 |
| 第3回 | 平成29年7月3日(月) | 合同意見交換会の議事録について。期末アンケート実施について。 | 委員長研究室 |
| 第4回 | 平成29年9月28日(木) | 前期FD研修会の議題について。 | 委員長研究室 |
| 第5回 | 平成29年10月30日(月) | 中間アンケート結果の確認について。法学入門の内容の検討。後期授業参観の実施について。 | 委員長研究室 |
| その後 | 委員間のメールで随時 | 法学入門の内容の検討について。カリキュラム改正について。 | |

| | 平成 30 年度 | テーマ | |
|-------|--------------------------|----------------------------|--------|
| 第 1 回 | 平成 30 年 4 月 5 日 (木) | 前期のスケジュール確認 (中間アンケートの実施等) | 委員長研究室 |
| 第 2 回 | 平成 30 年 10 月 9 日 (火) | カリキュラム改正 (基礎演習, 法学入門) について | 委員長研究室 |
| 第 3 回 | 平成 30 年 11 月 19 日 (月) | 中間アンケート結果の結果等 | 委員長研究室 |
| その他 | 委員間のメールで随時 | カリキュラム改正について。 | |

(出典：カリキュラム・FD 委員会議事録より作成)

(2) 「教育内容及び方法の改善」の対象について【解釈指針 5-1-1-1】

① 金沢大学版「到達目標」の作成

基準 2-1-2 に係る状況及び基準 3-2-1 に係る状況 (2) で述べたように、平成 23 年度から法科大学院修了生として修得すべき知識・能力を提示した金沢大学版「到達目標」を設定しており、毎年、法令の改正や新しい判例に対応するため、各科目の担当教員により必要な改訂を行い、その内容を教務・学生委員会が確認している。「到達目標」は、本研究科のホームページで公開されており、教員・学生全員が常にアクセスできるようになっている。

また、シラバスにも授業内容と到達目標との関係を明記することで、教育内容が到達目標に適合したものであるか等について、教員及び学生が確認できる体制が整えられている。(別添資料 7：金沢大学版「到達目標」，別添資料 4：金沢大学大学院 Syllabus [授業計画] 2019 法務研究科編 8-23 頁，27-47 頁，53-66 頁，69-76 頁)

② 学生アンケートの実施とその対応

法務研究科の設置以来継続的に、全授業科目及び施設、サービス等に関する「勉学生生活アンケート」(全科目一斉調査。以下、「中間アンケート」という)を各学期中に実施するとともに、各学期末に「授業評価アンケート」(対象科目毎個別に調査。以下、「期末アンケート」という)を行っている(年間 4 回の学生アンケートを実施している)。(データ 5-1-1-B) (別添資料 28：勉学生生活アンケート用紙・期末授業評価アンケート用紙)

中間アンケートについては、FD 委員会で取りまとめを行い、学生からの授業に対する要望については各教員に対して対応策の検討を依頼し、各教員が学生に対して対応策を授業中に口頭で説明することにしており、教員が中間アンケートに対する対応を行ったか否かについては、期末アンケートの質問項目としている。

また、施設、サービス等に対する学生からの要望については、FD 委員会から各関係委員会に対して検討依頼を行い、具体的な改善策の報告を受けて、学生に向けて掲示をするといった対応を行っている。

期末アンケート結果については、FD 委員会から、専任教員全員に対してアンケート対象科目すべての結果を開示し、各教員に対して自らが担当する科目に関するアンケート結果への自己評価(感想)及び授業の改善点についての報告を求めるとともに、自らが担当する科目以外についても改善点や科目間の連携に関する意見を求めている。

これらの報告及び意見については、FD 委員会で取りまとめの上、全教員に配付し、必要に応じて（3）①に述べるFD 研修会の議題としている。

なお、中間アンケート及び期末アンケートの結果については、記載した学生が筆跡から特定されないよう、専門業者に依頼するか、又はFD 委員及び大学院係において回答内容を転記した上で、各教員に送付している。

【データ5-1-1-B】平成30年度学生アンケート実施状況

| 項目 | 実施日 | アンケート結果への対応 |
|------------------|-----------|-------------------|
| 前期（中間） 勉学生活アンケート | 5月10日・17日 | 授業中に口頭で対応、掲示板での回答 |
| 前期（期末） 授業評価アンケート | 各科目の最終回 | 講義改善策の提出・公開 |
| 後期（中間） 勉学生活アンケート | 11月6日 | 授業中に口頭で対応、掲示板での回答 |
| 後期（期末） 授業評価アンケート | 各科目の最終回 | 講義改善策の提出・回答 |

（出典：カリキュラム・FD委員会作成）

③ 法学入門の内容の改訂

従来から法学入門において扱う講義内容については研究科会議、FD 委員会で継続的に協議を行ってきたが、平成29年度の議論においては、必修7科目の紹介といった内容の講義だと実質的に第1回目の講義内容と同様となることから、実務的な内容をすべきではないかとの結論となった。平成30年度実施の法学入門については、実務家専任教員が中心となって、司法試験において求められる実務的素養について新入生に講義を行い、目指すべきゴールについて明確なイメージを持たせることを主眼とすることとなった（基準2-1-4に係る状況参照）。

平成30年度には、法学入門で行っている「判例の読み方」と、平成31年度より新設予定の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」との内容調整を行った。

④ カリキュラムの改正について

1年次については、憲法、民法、刑法、商法の基本的な科目についての学習を徹底させる目的から、1年次後期配当の必修科目である公法Ⅱ（行政法）を2年次配当科目とすることについてのカリキュラムの変更を行った。なお、行政法については、従来から既修者コース入学の学生からも履修したいとの声が多く、学生の要望に応えることにもなっている。さらに、上記改正に伴い、既修者コース試験科目から行政法を外すこととなるが、この点については、受験者負担の軽減に繋がり、受験者の増加も期待できる（平成31年度入学生から実施予定。基準2-1-5に係る状況、基準4-3-1に係る状況参照）。

平成30年度には次の2点を協議の上、決定した。（1）公法Ⅱ（行政法）を2年前期に移動するのに伴い、刑事訴訟法（4単位）を2年前期から2年後期に、刑事訴訟法演習（2単位）を2年後期から3年前期に、商法演習（2単位）を2年後期から3年前期に移動することにした。2年前期に配当される必修科目は2単位減となり、こ

れにより、短縮コース2年生が選択科目を履修することが可能となる。(2)法学未修者教育充実のため、1年生のみ受講可能な「基礎演習Ⅰ」(1単位)を1年前期に、「基礎演習Ⅱ」(1単位)を1年後期に開講することにした。この科目は、法律基本科目群の一つとし、選択科目とする(自由選択科目10単位以上の修得に含められる。法務研究科規程第20条)。憲法・民法・刑法・商法の各判例の読み方、作法の教育を内容とし、各科目の担当者がオムニバスで実施する。以上の新カリキュラムは平成31年度入学者から適用される。

(3) 研修及び研究の実施【解釈指針5-1-1-2】

① 授業参観及びFD研修会

専任教員は授業期間中いつでも他の教員の授業を参観できることになっており、各学期に、少なくとも授業2科目について授業参観を行い、授業参観報告書を作成したうえで、FD委員長宛に提出することになっている。

FD委員長は、専任教員から提出された授業参観報告書及び上述(2)②の期末アンケートへの意見を全ての専任教員に配付し、他の専任教員からの客観的な意見と自己評価の双方から授業を振り返っている。その上で、個別の授業や授業間の連携に係る改善点等、教員間で協議すべき事項について、教員の意見を集約している。その後、FD委員会を開催して、FD研修会において協議すべき論点を決定し、FD研修会にて、教員間で活発な討論を行っている。(データ5-1-1-C)

なお、平成27年度以降、以下の⑤に述べるような新しい形の意見交換会を採用した結果、FD研修会とこれらの意見交換会を兼ねる形で行うこともある。

| | | 開催日 (場 所) | テーマ (参加人数) |
|------------|-----|------------------------|---|
| 平成 26年度 | | | 平成26年度は例年のFD研修会を行わず、前期・後期各1回開催された弁護士と教員との意見交換会の中に教員研修の要素を盛り込んだこと、カリキュラム改正の取り組みをしたことで、FDの諸問題を別の角度から検討した。 |
| 平成 27年度 | 第1回 | 平成27年6月5日 (第1会議室) | 平成27年度前期中間アンケート及び平成26年度後期期末アンケートから窺われる講義・演習上の課題等 (教員8名) |
| | 第2回 | 平成27年11月19日 (第1会議室) | (弁護士との意見交換会及び千葉大学との合同FD研修会を兼ねる) 金沢大学法科大学院の授業参観の感想、意見交換について (教員10名、千葉大教員2名、弁護士3名) |
| | 第3回 | 平成27年12月1日 (第2会議室) | 図書室に「資料持出管理システム」を導入することについて (教員8名) |
| 平成 28年度 | 第1回 | 平成28年10月18日 (第1会議室) | ① 学生個人々人、又は、学年ごとの特徴についての情報共有 ② 学生のレベル低下とそのフォロー策について ③ SAの取り扱いについて ④ (教員11名) |

| | | | |
|--------|-----|-----------------------|---|
| | 第2回 | 平成29年3月21日 (第1会議室) | ① 学生個人、又は、学年ごとの特徴についての情報共有 ② 3年生に対する商法学習に関するフォローについて ③ 学生の勉強態度について (教員10名) |
| 平成29年度 | 第1回 | 平成29年10月3日 (第1会議室) | ① 学生の状況についての情報共有 ② 法学入門のあり方について ③ 入学前学習について (教員10名) |
| | 第2回 | 平成30年4月24日 (第2会議室) | ① カリキュラム改訂に関する意見交換 ② 平成29年度後期授業アンケートに対する感想等を踏まえて (教員12名) |
| 平成30年度 | 第1回 | 平成30年9月25日 (第2会議室) | ① 授業アンケートを踏まえて ② 自習室の割り振りについて ③ 法学入門、「基礎演習(仮称)」内容について (教員13名) |
| | 第2回 | 平成31年3月19日 (第1会議室) | ① 学生のレベルと授業での工夫について ② 学生の学習意欲・自主性について (教員10名) |

(出典：カリキュラム・FD委員会記録)

② 弁護士による授業参観及び意見交換会等

法務研究科では、弁護士による授業参観期間を前期・後期それぞれ1週間程度設定し、富山県弁護士会、金沢弁護士会、福井弁護士会の各会長宛、及び、金沢弁護士会の法科大学院支援委員会に所属する弁護士(個人)全員宛に、授業参観及び意見交換会への出席依頼を行っている。

平成26年度までは、弁護士による授業参観期間の最終日に、弁護士と教員との間の意見交換会を開催し、授業内容、授業方法等の改善について毎年度継続的な意見交換を行った。(データ5-1-1-D)

この意見交換会は、10年間程度継続して行われ、ほとんどのテーマを網羅したと考えられるので、平成27年度以後はこれに代えて、以下の⑤に述べるように、本研究科専任教員と弁護士のみではなく、新たな意見交換会の形を採用している。

| | | 開催日 | テーマ (参加人数) |
|--------|-----|-----------------------|--|
| 平成24年度 | 第1回 | 平成24年7月9日 (第1会議室) | 1 授業参観の感想 2 演習の形式(報告形式の是非)について 3 レジュメ方式と板書方式について 4 一橋大学の授業見学の報告 5 金沢大学法曹会からの自習支援等 (弁護士6名, 教員9名) |
| | 第2回 | 平成25年1月17日 (第1会議室) | 1 授業参観の感想 2 演習の形式について(適切な人数・少数教育の効果など) (弁護士9名, 教員11名) |
| 平成25年度 | 第1回 | 平成25年7月9日 (第1会議室) | 1 裁判所見学等について 2 文書作成力の向上について (弁護士5名, 教員12名) |

| | | | |
|------------|-----|-----------------------|--|
| | 第2回 | 平成26年1月20日 (第1会議室) | 1 弁護士支援のあり方 2 学生への対応について 3 裁判所見学について (弁護士5名, 教員12名) |
| 平成 26年度 | 第1回 | 平成26年7月8日 (第1会議室) | 講義・演習における短答式試験への対応の仕方 (弁護士6名, 教員10名) |
| | 第2回 | 平成27年1月19日 (第1会議室) | 学生のモチベーションを向上させる方策 (弁護士5名, 教員13名) |

(出典：カリキュラム・FD委員会記録)

③ 千葉大学教員との合同FD研修会

平成27年度から千葉大学との連携により、本研究科及び千葉大学の教員が参加する合同FD研修会を両校で開催し、大学間の教育の内容及び方法に関する情報を共有している。このほか、合同FD研修会に弁護士を加えた意見交換会も開催している。(データ5-1-1-E)

| | | 開催日 | テーマ (参加人数) |
|------------|-------------|------------------------|---|
| 平成 27年度 | 第1回 (金沢) | 平成27年11月19日 (第1会議室) | (弁護士との意見交換会を兼ねる) 千葉大教員は、刑法Ⅱ、民事訴訟法演習および刑事訴訟法演習を参観 1 授業参観の感想 2 授業改善の意見交換 (弁護士3名, 金沢大学教員10名, 千葉大学教員2名・職員1名) |
| | 第2回 (千葉) | 平成27年12月17日 | 千葉大学法科大学院の民法・憲法の授業を参観 1 授業参観の感想 2 授業の方法(起案課題の出し方) 3 学生のモチベーションについて (金沢大学教員2名参加) |
| 平成 28年度 | 第1回 (金沢) | 平成29年1月11日 (演習室) | 事前に公法Ⅱ(行政法)の授業録画を千葉大に送付 1 行政法の授業に関する議論 2 授業レベルの設定について 3 進級・原級留置の制度について 4 その他(入学前教育についてなど) (金沢大学教員7名, 千葉大学教員2名) |
| | 第2回 (千葉) | 平成29年2月8日 | 実務系授業と法律基本科目等授業の連携 (金沢大学教員2名参加) |
| 平成 29年度 | 第1回 (千葉) | 平成30年2月28日 | 第3次法科大学院認証評価に関する意見交換 (金沢大学教員2名参加) |
| | 第2回 (金沢) | 平成30年3月26日 | 新たな法科大学院連携—広島大・神戸大法科大学院視察により— (金沢大学教員7名, 千葉大学教員1名) |
| 平成 30年度 | 第1回 (千葉) | 平成31年3月6日 | 未修者教育の充実についての意見交換 (金沢大学教員1名参加) |
| | 第2回 (金沢) | 平成31年3月25日 | 入試問題についての意見交換 (金沢大学教員5名参加, 千葉大学教員2名参加) |

(出典：カリキュラム・FD委員会記録)

④ 筑波大学教員との合同 FD 研修会

平成 30 年度から、筑波大学法科大学院との連携協定に基づき、本研究科及び筑波大学の教員が参加する合同 FD 研修会を ICT を用いて開催している。（データ 5-1-1-F）

| 【データ 5-1-1-F】筑波大学教員との合同 FD 研修会開催状況一覧 | | | |
|--------------------------------------|-------------|---------------|---|
| | | 開催日 | テーマ (参加人数) |
| 平成 30年度 | 第 1 回 (ICT) | 平成30年 4 月 5 日 | ①単位互換対象科目における出欠席の取り方 ②刑事模擬裁判の見学、実施方法に関する意見交換 (金沢大学教員 4 名参加) |

(出典：カリキュラム・FD 委員会記録)

⑤ 教員・弁護士・学生参加による合同意見交換会

平成 28 年度から、弁護士による授業参観期間の最終日に、弁護士、教員に加えて学生の参加も受けて、三者による合同意見交換会を開催することとした。

合同意見交換会では、弁護士による学生向け講演の後に、弁護士・教員・学生の三者間で活発な意見交換を行っている。本研究科の教育内容に関し率直な意見を聴くため本研究科以外の法科大学院出身の弁護士を招くこともある。参加した弁護士からは、「教員には基本的事項の確認を徹底してほしい」、「教員の中で学年ごとの達成目標などを検討してほしい」、「司法試験の客観的な採点基準を意識した学習が必要である」などの意見が出されている。

FD 委員会は議事録を作成して、教員に配付している。また、出された意見や提案については、必要に応じて、FD 研修会において議論している。（データ 5-1-1-G）

| 【データ 5-1-1-G】意見交換会(教員・弁護士・学生参加のもの)開催状況一覧 | | | |
|--|-------|--------------------------|---|
| | | 開催日 | テーマ (参加人数) |
| 平成 28年度 | 第 1 回 | 平成28年 4 月 5 日 (演習室) | (自習支援説明会后) 1 教えてもらう場、討論し自ら考える場、自分の考えを論文に表現する場の組み合わせについて 2 学生からの要望 (弁護士 6 名, 教員 2 名, 学生 16 名) |
| | 第 2 回 | 平成28年 6 月 28 日 (演習室) | 井奈尚史弁護士(本研究科出身)「入学後の勉強方法」の講演を受け、意見交換 (弁護士 5 名, 教員 8 名, 学生 11 名) |
| | 第 3 回 | 平成28年 12 月 13 日 (講義室) | 佐藤健児弁護士(東北大学法科大学院出身)「学習支援の感想と改善点」の講演を受け、意見交換 (弁護士 4 名, 教員 10 名, 学生 10 名) |
| 平成 29年度 | 第 1 回 | 平成29年 6 月 30 日 (演習室) | 林正人弁護士(本研究科出身)「入学後の勉強方法」の講演を受け、意見交換 (弁護士 4 名, 教員 8 名, 学生 12 名) |

| | | | |
|--------|-----|----------------------|---|
| | 第2回 | 平成29年12月22日 (講義室) | 中澤聡弁護士(早稲田大学法科大学院出身)「学習支援の感想と改善点」の講演を受け、意見交換 (弁護士3名, 教員5名, 学生4名) |
| 平成30年度 | 第1回 | 平成30年6月29日 (演習室) | 口村直輝弁護士(本研究科出身)による講演, 意見交換 (弁護士1名, 教員6名, 学生4名) |
| | 第2回 | 平成31年2月6日 (演習室) | 加瀬亮弁護士(本研究科出身)による講演, 意見交換 (弁護士3名, 教員6名, 学生7名) |

(出典:カリキュラム・FD委員会記録)

⑥ 講演会の開催

外部講師を招いての講演会や、本学教員による学内外での講演会なども行い、教育内容・方法、研究成果についての積極的な情報収集・活用を行っている。(データ5-1-1-H) (別添資料29:講演会チラシ)

【データ5-1-1-H】講演会開催状況一覧

| | 開催日 (場 所) | 行事・テーマ・講師 |
|--------|-----------------------------|--|
| 平成26年度 | 平成26年9月27日 (ITビジネスプラザ武蔵) | 法科大学院10周年記念講演会 「地域社会と法—私たちの暮らしの中の法律問題—」 高島 麻子(金沢大学大学院法務研究科教授 ※派遣検察官) 舟橋 秀明(金沢大学大学院法務研究科准教授) 越後 純子(金沢大学附属病院特任准教授 ※医師・弁護士) |
| | 平成27年3月25日 (加賀市役所) | 加賀市議会との連携協定調印式 基調講演 「議会と法科大学院による連携の意義と活用について」 河村 和徳(東北大学大学院情報科学研究科准教授, 金沢大学大学院法務研究科非常勤講師) |
| 平成27年度 | 平成27年4月30日 (金沢大学) | 金沢大学法学類・法科大学院連携公開講演会 「政治・経済事犯における検察の捜査・公判と戦略的弁護活動」 郷原 信郎(郷原総合コンプライアンス法律事務所代表弁護士) |
| | 平成27年8月17日 (加賀市役所) | 加賀市議会・議会報告会講演会 (加賀市議会・金沢大学大学院法務研究科連携事業) 「法律と年齢—選挙権年齢の引き下げを契機として—」 舟橋 秀明(金沢大学大学院法務研究科准教授) |
| 平成28年度 | 平成28年9月 14~15日 (金沢大学) | 平成28年度法務研究科講演会 「現代における基本的人権の諸問題」 安念潤司(中央大学法科大学院教授) |
| 平成29年度 | 平成30年2月13日 (金沢大学) | 金沢大学法科大学院特別講義 「行政事件訴訟における攻撃防御方法~問題発見プロセスと具体的な主張書面を中心に~」 伊藤 健(富山県弁護士会) |
| | | 金沢大学法科大学院特別講義 「憲法訴訟の基礎 ~主張・反論方法を中心に~」 大島 義則(第二東京弁護士会) |
| | | 金沢大学法科大学院特別講演会 「これからの弁護士の働き方~司法福祉連携, 福祉法務実践を題材として~」 安井 飛鳥(千葉県弁護士会) |
| | 平成30年2月19日 | 金沢大学法科大学院特別講義 |

| | | |
|------------|-----------------------------------|--|
| | (金沢大学) | 「少年事件との出会いで弁護士として得たもの」 土橋 央征 (大阪弁護士会) |
| 平成 30年度 | 平成 31 年 3 月 8 日・ 9 日 (金沢大学) | 金沢大学法科大学院講演会 「刑事法の現代的課題」 村岡啓一(白鷗大学法学部教授) |
| | 平成 31 年 3 月 14 日 (金沢大学) | 金沢大学法科大学院講演会 「法律文書の作成」 新井朗司(第二東京弁護士会) |

(出典：法務研究科作成)

(4) 「研修及び研究」を行うに当たってのその他の配慮【解釈指針5-1-1-3】

① 実務研修

研究者教員の実務研修の内容としては、弁護士実務研修等があり、特に、弁護士実務研修については、新規に採用された研究者教員のうち、実務経験がない者及び実務研修経験のない者に関しては、採用年度中に研修を受けることとしており、研究者教員全員が実務研修を経験する体制を整えている。なお、実務家教員の教育経験の確保については、各実務家教員が着任以前に、非常勤講師等の教育歴を有していることに鑑み、各学期における教員相互の授業見学をもって、教育研修の機会を確保している。
(データ5-1-1-1)

| 【データ5-1-1-1】教員実務研修実施状況（現職教員のみ） | | | |
|--------------------------------|-------|--|-------------------------------------|
| 採用年 | 教員氏名 | 研修期間 | 研修先 |
| 平成 16 年度 | 佐藤 美樹 | 平成 15 年 9 月（1 週間） | 富山中央法律事務所（富山市） |
| | 尾島 茂樹 | 平成 15 年 8 月 27～28 日 平成 15 年 9 月 17～19, 24, 25 日 | あさひ狛法律事務所（東京都千代田区） 米澤法律事務所（名古屋市） |
| 平成 21 年度 | 舟橋 秀明 | 平成 21 年 8 月 31 日～9 月 4 日 | 金沢みらい法律事務所(金沢市) |
| | 宮本 誠子 | 平成 21 年 9 月 4, 7～10 日 | 畠山美智子法律事務所(金沢市) |
| 平成 22 年度 | 鵜澤 剛 | 平成 22 年 9 月 6～10 日 | 金沢みらい法律事務所(金沢市) |
| | 稲葉 実香 | 平成 22 年 9 月 13～17 日 | 金沢合同法律事務所(金沢市) |
| 平成 25 年度 | 本間 学 | 平成 25 年 9 月 9～13 日 | 三浦法律事務所(金沢市) |
| 平成 27 年度 | 小島 陽介 | 平成 28 年 2 月 29 日～3 月 5 日 | 北尾法律事務所(金沢市) |

* 現職研究者教員のうち、岡室悠介准教授は、平成 31 年 4 月着任のため、同年度中に実務研修を受ける予定である。尾島茂樹教授は、平成 24 年度に名古屋大学に転出後、平成 30 年度に再度採用されたものである。

(出典：法務研究科作成)

② 連携教員制度

基準2-1-6に係る状況(2)で述べたように、実務基礎科目について連携教員制度を導入し、実務家教員と研究者教員とがシラバスの作成や授業内容の意見交換等

で連携し、理論と実務との架橋を意識した授業内容とする体制を構築している。（データ2-1-6-C）（別添資料8：金沢大学大学院法務研究科教務関係要領（平成31年度版）2頁「（9）連携教員」）

③ 司法試験論文式問題解説会

平成25年度のFD研修会において、司法試験問題を分析し、その内容を教員間で共有し、司法試験で具体的に求められている知識や論理的思考を授業に反映できるようにすべきであるとの提案がなされた。平成26年度以降は、研究者教員が、司法試験論文式問題について分析して、問題が何を問おうとしているのか、どんな知識が必要で、どのように思考すれば回答できるのか、いわば法知識を具体的問題に適用したうえで理解するためのレジュメを作成し、さらに、当該科目の担当教員が作成したレジュメが目的に沿う内容となっているか検討した後、実務家教員がコメントをつける等の方法で分析を深め、これらを総合した内容を研究者教員が学生に解説する機会を設けている。（データ5-1-1-J）

なお、商法については平成30年度以降研究者教員がいないため、実務家教員により解説が行われている。

| 【データ5-1-1-J】司法試験論文式問題解説会実施状況 | | | | |
|------------------------------|---------------------|--------------------------------|--|---------------------------------|
| | 開催日 | 企画 | 科目 | 解説教員 |
| 平成26年度 | 10月7日(火) 13:00～ | 論文式問題 解説会 各科目約45分 | ・民事系第3問（民事訴訟法） ・刑事系第1問（刑法） ・公法系第1問（憲法） ・公法系第2問（行政法） | 本間准教授 西村教授 宇都宮教授 鵜澤准教授 |
| | 10月14日(火) 13:00～ | | ・民事系第1問（民法） ・民事系第2問（商法） ・刑事系第2問（刑事訴訟法） | 舟橋准教授 戸川教授 佐藤教授 |
| 平成27年度 | 10月20日(火) 18:00～ | 論文式問題 解説会 各科目45分～ 60分 | ・民事系第3問（民事訴訟法） | 本間准教授 |
| | 10月22日(木) 18:00～ | | ・刑事系第1問（刑法） ・刑事系第2問（刑事訴訟法） | 小島准教授 佐藤教授 |
| | 10月27日(火) 18:00～ | | ・民事系第2問（商法） | 戸川教授 |
| | 10月29日(木) 18:00～ | | ・公法系第1問（憲法） ・公法系第2問（行政法） | 稲葉准教授 鵜澤准教授 |
| | 10月30日(金) 18:00～ | | ・民事系第1問（民法） | 長谷川教授 |
| 平成28年度 | 10月19日(水) 18:00～ | 論文式問題 解説会 各科目45分～ 60分 | ・公法系第1問（憲法） ・公法系第2問（行政法） | 稲葉准教授 鵜澤准教授 |
| | 10月24日(月) 18:00～ | | ・刑事系第1問（刑法） ・刑事系第2問（刑事訴訟法） | 西村教授、小島准教授 佐藤教授 |
| | 10月26日(水) 18:00～ | | ・民事系第1問（民法） ・民事系第2問（商法） | 榎見教授、宮本准教授 戸川教授 |
| | 10月31日(月) 18:00～ | | ・民事系第3問（民事訴訟法） | 本間准教授 |
| 平成29年度 | 10月16日(月) 18:00～ | 論文式問題 解説会 各科目45分～ 60分 | ・公法系第1問（憲法） ・公法系第2問（行政法） | 稲葉准教授 鵜澤准教授 |
| | 10月19日(木) 18:00～ | | ・民事系第2問（商法） ・民事系第3問（民事訴訟法） | 戸川教授 本間准教授 |

| | | | | |
|---------------------|---------------------|--------------------------------|----------------|-------|
| 平成 30年度 | 10月23日(月) 18:00~ | 論文式問題 解説会 各科目45分~ 60分 | ・刑事系第1問(刑法) | 小島准教授 |
| | 11月27日(月) 18:00~ | | ・刑事系第2問(刑事訴訟法) | 佐藤教授 |
| | | | ・民事系第1問(民法) | 舟橋准教授 |
| | 10月29日(月) 10:00~ | | ・公法系第1問(憲法) | 稲葉准教授 |
| | 10月29日(月) 13:00~ | | ・公法系第2問(行政法) | 鵜澤准教授 |
| | | | ・刑事系第2問(刑事訴訟法) | 佐藤教授 |
| 10月31日(水) 14:45~ | ・刑事系第1問(刑法) | 小島准教授 | | |
| | ・民事系第1問(民法) | 樫見教授, 舟橋准教授, 宮本准教授 | | |
| | ・民事系第2問(商法) | 早川准教授 | | |
| | | | ・民事系第3問(民事訴訟法) | 本間准教授 |

(出典: 教務・学生委員会作成)

5-2 教育課程の見直し等

基準5-2-1

法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成及びそれらの見直しが、専門職大学院設置基準第6条の2に規定された教育課程連携協議会を設け、その意見を勧告しつつ、適切な体制を整備した上で実施されていること。

(基準5-2-1に係る状況)

本研究科では、法科大学院の授業科目の開発、教育課程の編成およびそれらの見直しを行うに際して助言を受けるために、教育課程連携協議会（以下、本項において「協議会」という。）を設置している（データ5-2-1-A）。これは、平成30年6月に行われた認証評価基準の改定を踏まえたものであるが、同基準改定が平成31年度以降に行われる法科大学院認証評価および年次報告書等の調査から開始されるのに先立って、平成31年3月25日に行われた。平成31年4月実施のカリキュラム改定について、認証評価基準の趣旨を先取りして審議を受けるものであり、法科大学院教育の改善をより実質的なものとして行うための措置である。

協議会は、（1）授業科目の開発その他の教育課程の編成に関する基本的な事項、（2）授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項およびその実施状況に関する事項、を対象に審議することとされている。また、その審議結果は本研究科長に報告され、研究科長が法務研究科会議に報告することとされている。【解釈指針5-2-1-1】

協議会は、（1）本研究科の専任教員、（2）法曹としての実務の経験を有する者を必ず含み、（3）地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者および（4）金沢大学の教職員以外の者を可能な限り含むものとし、かつ、構成員の過半数は金沢大学の教職員以外の者とするものとされている。平成30年度における協議会は、（1）として本研究科の専任教員たる教授1名、（2）として金沢弁護士会所属の弁護士1名、また（4）として本研究科と連携協定を結んでいる千葉大学専門法務研究科の専任教員たる教授1名を構成員として、①行政法、刑事訴訟法演習、商法演習の開講学年の変更（基準5-1-1に係る状況（2）④参照）、②「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」の新設（基準2-1-3に係る状況（1）ほか参照）、③「インターンシップ」の新設（基準2-1-3に係る状況（1）ほか参照）、④進級要件における共通到達度確認試験の利用、などについて審議を行った。【解釈指針5-2-1-2】

【データ5-2-1-A】金沢大学教育課程連携協議会設置要項

(設置)

第1条 金沢大学大学院法務研究科（以下「金沢大学法科大学院」という。）に、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、金沢大学法科大学院教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。このとき、次の（1）および（2）に掲げる者をそれぞれ1人以上含むほか、可能な限り（3）および（4）に掲げる者を含むものとする。また、協議会の構成員の過半数は金沢大学の教職員以外の者とする。

- (1) 金沢大学法科大学院の専任教員
- (2) 法曹としての実務の経験を有する者
- (3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

(4) 金沢大学の教職員以外の者

(任期)

第3条 委員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、第2条に規定された委員のうちから互選により選出する。

2 議長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集する。

3 議長は、必要に応じて会議を開催する。

4 議長は、必要と認めるときは委員以外の者を会議に出席させることができる。

(審議事項)

第5条 協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 授業科目の開設その他の教育課程の編成に関する基本的な事項

(2) 授業の実施その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(協議会による報告)

第6条 協議会は、前条の審議の結果を金沢大学法務研究科長（以下、「研究科長」という。）に報告する。研究科長は、協議会による審議結果を研究科会議に報告する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

(出典：法務研究科作成)

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 本研究科では、期末アンケートに加え、学期の途中で中間アンケートを実施しており、学生からの要望・評価を踏まえ、各教員が担当する授業の改善策を講じ、当該改善策について授業中に学生に説明している。学生の意見が反映され授業改善に繋がるこれらの取組は、教育内容・方法をより良くするために大変有効な方策である。さらに、授業改善が実際に行われたか否かはFD委員会のもと、期末アンケートで組織的に確認されることとなるため、期末アンケート及び中間アンケートを取る方法は、改善の実をあげるのに非常に効果的であるといえる。
- ② 本研究科では、専任教員のみが参加するFD研修会と称した教員研修会に加え、学外の弁護士を加えた意見交換会を、ほぼ全教員の参加により、継続的に実施している。平成28年度からは学生も加えた三者の意見交換会を新しく始め、授業改善の取り組みや勉強方法など多岐にわたって活発な議論がなされている。本研究科出身の弁護士のみならず他大学の法科大学院出身の弁護士による講演と授業改善に向けた意見交換を行い、他方面からの意見を参考にして、教員・学生が授業改善に向けて意見を出し合うという方向性が確立されつつある。
- ③ 本研究科と千葉大学大学院専門法務研究科、筑波大学法科大学院が連携したことにより、平成27年度から千葉大学と、平成30年度から筑波大学と、それぞれ両研究科の教員が相手方で行われている授業を相互に参観するなどして合同FD研修会を実施しており、このことにより新しい角度からの教育研修の実をあげることが期待される。
- ④ 実務経験がない研究者教員に弁護士実務研修を義務付けている。また、教員相互の授業見学により、実務家教員の教育研修の機会も確保している。
- ⑤ 各科目の担当教員および実務家教員によって司法試験の問題を分析し、検討する機会を持つことで、司法試験に合格するために必要な法的思考等をよりよく授業に反映できるよう工夫している。
- ⑥ 教育課程の改善について外部有識者の審議を行う「教育課程連携協議会」が設置され、教育課程編成について外部による客観的な評価を受けている。

(2) 課題等

該当なし

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準6-1-1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本研究科においては、「地域に根ざした法曹教育」という基本理念及び教育目標及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に照らして、以下のとおりアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定している。

- ① 推論能力や論理展開能力等，法学教育に必要となる基礎能力を備えている方
- ② 「人間と社会に対する健全な関心と判断能力」を有する方
- ③ 様々なバックグラウンドを有する方
- ④ 法律基本科目に対する基礎的な専門知識を有する方（短縮コースのみ）

ここで表している素養ないし能力はいずれも，特定の業務分野の専門化が困難な地域社会において，オールラウンドな法律家として活躍するために必要不可欠なものであり，公平性，開放性，多様性の確保に合致したものである。

また，基本理念及び教育目標，これと有機的に結び付いた入学者選抜に関する情報の周知が極めて重要であることに鑑み，入試と広報を同一の委員会（入試・広報委員会）の所管としている。同委員会が中心となり，学生募集要項及び研究科案内の作成・配布，Webサイトの整備，県内外における年十数回の進学説明会の開催等の広報活動を行い，本研究科の基本理念並びに教育目標及び教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー），設置の趣旨，アドミッション・ポリシー，入学者選抜の方法，その他本研究科の教育活動等に関する重要事項について，事前に周知している。（データ6-1-1-A）（法務研究科 Web サイト「概要＞基本理念」「入試」）（別添資料5-2：2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項1頁「1. 入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」，6-7頁「5. 選抜方法」）

【データ6-1-1-A】平成31年度入試説明会

| 日程 | 開催地 | 会場 | 主催 | 備考 |
|--------------------------|-----|-----------------------------|---------|---------|
| 4月3日(火) 15:30- | 金沢 | 金沢大学角間キャンパス (人間社会第1講義棟) | 金沢大学 | 弁護士講演あり |
| 4月10日(火) | 新潟 | 新潟大学 | 金沢大学 | |
| 4月21日(土) 14:00-18:00 | 東京 | 日本大学理工学部1号館 | 法科大学院協会 | |
| 5月8日(火) 18:00-19:30 | 松本 | 信州大学経法学部 | 金沢大学 | |
| 5月26日(土) 13:00-17:00 | 東京 | TKP ガーデンシティ PREMIUM 秋 葉原 | 読売新聞社 | |
| 5月27日(日) 13:00-17:00 | 大阪 | 梅田スカイビル スペース 36 | 読売新聞社 | |
| 5月27日(日) 14:00-16:00 | 東京 | 辰巳法律研究所・東京本校 | 辰巳法律研究所 | |
| 6月12日(火) 14:45-17:00 | 金沢 | 金沢大学角間キャンパス (人間社会第2講義棟) | 金沢大学 | 在学生との懇談 |
| 6月23日(土) 14:00-15:30 | 金沢 | 金沢大学サテライトプラザ | 金沢大学 | |
| 6月23日(土) 13:30-15:00 | 福井 | 福井市地域交流プラザ | 金沢大学 | |
| 7月7日(土) 14:00-16:00 | 京都 | 辰巳法律研究所・京都本校 | 辰巳法律研究所 | |
| 7月10日(火) 15:30-16:30 | 富山 | 富山大学経済学部 | 金沢大学 | 弁護士講演あり |
| 12月12日(水) 15:00-18:00 | 名古屋 | 名古屋大学東山キャンパス | 法科大学院協会 | |

(出典：入試・広報委員会作成)

基準6-1-2

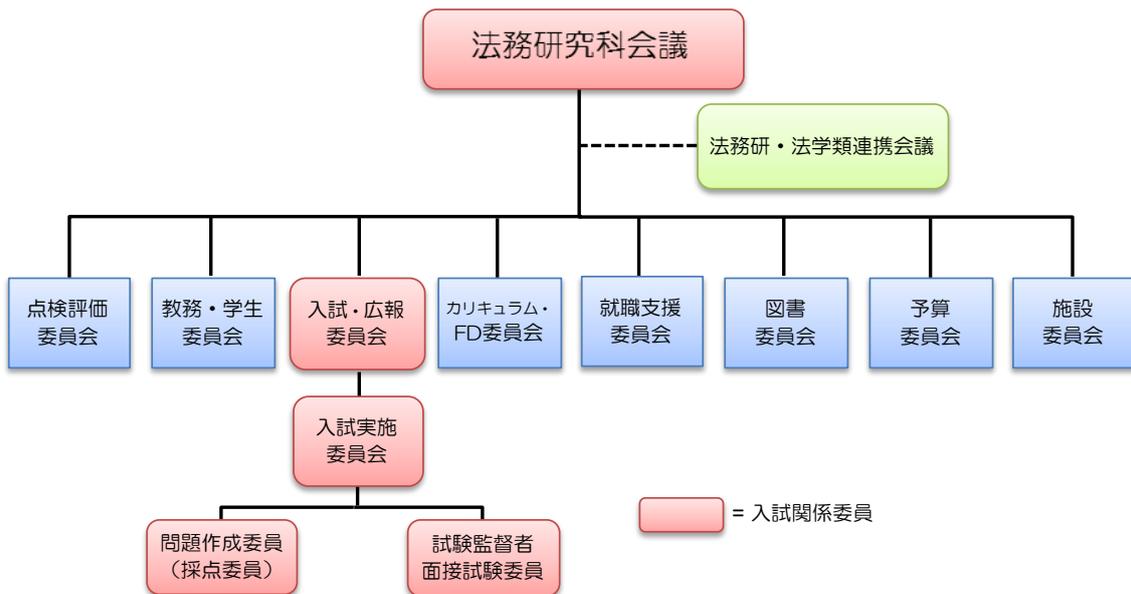
法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準6-1-2に係る状況）

基準6-1-1に係る状況で述べたアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を行うため、法務研究科会議のもとに、法学既修者の認定に係る業務を含む入試制度全般を扱うための委員会（入試・広報委員会）及び入試業務を扱う委員会（入試実施委員会（入試・広報委員が兼務））を設け、組織的に入学者選抜を行っている。（データ6-1-2-A）入試・広報委員会は4人の教員から成るが、入試業務一般については、最終的には専任教員全員が参加する研究科会議の審議・決定を経て行うこととしており、入学者受入に係る責任ある体制がとられている。（別添資料26：法務研究科科内委員会及び関連会議等、別添資料27：平成30年度法務研究科科内委員・学内委員名簿）

入試問題作成者については、入試・広報委員会が選定し、研究科長が指名するが、問題作成者名は非公開としているため、研究科会議での審議は行わない。入試問題作成においては、出題・採点等に際してのミスを事前に防止するとともに、良問を吟味し、問題の質を維持・向上させるため、小論文試験については複数の出題委員によって問題作成に当たることとし、法律専門科目試験においては、各科目について入試・広報委員会、問題作成者及びその科目に関連する教員による入試問題検討会を行い、不適切な問題を事前にチェックする体制を整備している。採点については問題作成者が行うが、合否判定に関しては、研究科会議で審議・決定している。（基準6-1-4に係る状況（4）参照）

【データ6-1-2-A】法務研究科内入試関連委員会



（出典：法務研究科作成）

基準6-1-3

各法科大学院の入学者受入方針に照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

(1) 公平性、開放性、多様性を確保するための工夫

本研究科における入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は、基準6-1-1に係る状況で述べたとおりであり、本研究科が求める人材は、自校出身者や本研究科の立地する地域出身者に限定されるものではなく、本研究科の教育目標に掲げられた、①適切かつ迅速な紛争解決を目指し、事件を分野横断的に捉えることができる法律家を志し、②紛争の解決のみならず、紛争予防にも重要な役割を果たすため社会貢献することのできる法律家を志す者であれば、誰でも受け入れることとしている。よって、本研究科は、このアドミッション・ポリシーに照らして公平性及び開放性を以下のように確保して、入学者選抜を行っている。

- ① 他大学に在籍している学生や社会人にも公平に受験の機会を与えるため、入学者選抜試験は、土曜日・日曜日（平成29年度入試以降、土曜日のみ）に実施し、本研究科が所在する金沢だけでなく、東京その他の都市における他会場でも実施している（各入試日程につき3会場を設けている）。
- ② 配点及び合否判定方法は、データ6-1-3-A、6-1-3-Bのとおりであり、これを学生募集要項及び本研究科 Web サイトに掲載して周知することで公平性を確保している。（別添資料5-2：2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項6-7頁「5. 選抜方法」）
- ③ 合否判定に際しては、基準6-1-5で述べる社会人・他学部出身者のための「優先合格枠」を除けば、後掲データ6-1-3-Bに示した得点の合計点の上位者から順に合格としている。
- ④ 入学者選抜に際して、自校出身者のための優先枠は設けていない。【解釈指針6-1-3-1（1）】

また、入学者の多様性を確保するため、標準コースにおいては、法律試験を課していないのはもちろんのこと、小論文試験においても、社会科学全般を題材とするテーマについて、法律の専門知識を問わない形で出題するように配慮している。

なお、平成30年度に入学者選抜方法の見直しを行い、平成31年度入試より法科大学院全国統一適性試験の成績を入試の合否判定に加味しないこととし、新たに「自己評価書」の作成を課すことになったが、公平性、開放性及び多様性の確保の点で従前と変わりはない（選抜方法の見直しの詳細については、後述基準6-1-4（6）に係る状況を参照）。

【データ6-1-3-A】標準コース入試における評価の割合

| | | 社会人・ 他学部出身者 | 法学部出身者 |
|---------|-------|-------------------|--------|
| | | 平成22年度 ～平成30年度 | 適性試験 |
| | 小論文試験 | 100点 | |
| | 合計 | 200点 | |
| 平成31年度～ | 小論文試験 | 100点 | |
| | 自己評価書 | 上限20点 | |
| | 合計 | 100点+α | |

(出典：法務研究科作成)

【データ6-1-3-B】選抜方法

(平成30年度入学者選抜まで)

(1) 標準コース

①法科大学院全国統一適性試験の成績（第1部～第3部）、②本研究科が実施する小論文試験、及び③面接試験により総合的に判定します。

| 試験科目 | 概要 | 評価 |
|-----------------|---|------------------------------|
| ① 法科大学院全国統一適性試験 | 第1部～第3部の成績を換算して評価します。 | 100点 |
| ② 小論文試験 | 法律の専門知識を問わない形で、法学・政治学・経済学など社会科学全般を題材としたテーマにより出題します。 | 100点 (面接試験が不合格の場合、採点しません) |
| ③ 面接試験 | 志望理由書及び成績証明書をもとに実施します。 | 合否のみ判定 |

(2) 短縮コース

①法科大学院全国統一適性試験の成績、②本研究科が実施する法律専門科目試験、③面接試験及び④特筆すべき資格等により総合的に判定します。

| 試験科目 | 概要 | 評価 |
|-----------------|--|--|
| ① 法科大学院全国統一適性試験 | 第1部～第3部の成績を換算して評価します。 | 50点 |
| ② 法律専門科目試験 | 公法・私法については、各個別法分野の問題に加えて、憲法・行政法及び民法・商法の複合的な問題が出題されることがあります。 なお、試験に使用する六法は、本研究科で準備しますので持参する必要はありません。 | 50点 |
| 公法（憲法・行政法） | | 50点 |
| 私法（民法・商法） | | 25点 |
| 刑法 | | 受験者全体の得点状況を勘案し、科目ごとに合格最低点を設定します。1科目でも合格最低点に満たない受験者は不合格となります。 |

| | | | |
|---|------|------------------------|------------------------|
| | | | また、面接試験が不合格の場合は採点しません。 |
| ③ | 面接試験 | 志望理由書及び成績証明書をもとに実施します。 | 合否のみ判定 |

- ④ 以下のような特筆すべき資格等がある場合、点数を加算します。（上限 20 点）
 法律関係の資格； 公認会計士，司法書士，税理士，不動産鑑定士，社会保険労務士
 その他 ； 国家公務員試験総合職合格，地方公務員試験（上級）合格
 ※ 上記以外の特筆すべき顕著な社会的実績については，面接時に確認の上，加算の対象とする場合があります。

（出典：平成 30 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 6 頁）

（平成 31 年度入学者選抜以降）

(1) 標準コース

①本研究科が実施する小論文試験，②面接試験及び③自己評価書の審査により総合的に判定します。

| 試験科目 | | 概 要 | 評 価 |
|------|-------|---|---|
| ① | 小論文試験 | 法律の専門知識を問わない形で，法学・政治学・経済学など社会科学全般を題材としたテーマにより出題します。 | 100 点 合格最低点を設定します。合格最低点に満たない場合は不合格となります。 また、面接試験が不合格の場合は採点しません。 |
| ② | 面接試験 | 自己評価書及び成績証明書をもとに実施します。 | 合否のみ判定 |

③自己評価書を審査し，点数を加算します。（上限 20 点）

(2) 短縮コース

①本研究科が実施する法律専門科目試験，②面接試験，③自己評価書の審査及び④特筆すべき資格等により総合的に判定します。

| 試験科目 | | 概 要 | 評 価 |
|------|----------|---|--------|
| ① | 法律専門科目試験 | 試験に使用する六法は，本研究科で準備しますので持参する必要はありません。 | |
| | 憲法 | | 25 点 |
| | 民法 | | 25 点 |
| | 刑法 | | 25 点 |
| | 商法 | | 25 点 |
| | | 各個別法分野ごとに合格最低点を設定します。合格最低点に満たない個別法分野が一つでもあれば不合格となります。 また、面接試験が不合格の場合は採点しません。 | |
| ② | 面接試験 | 自己評価書及び成績証明書をもとに実施します。 | 合否のみ判定 |

- ③ 自己評価書を審査し、点数を加算します。(上限 20 点)
- ④ 以下のような特筆すべき資格等がある場合、点数を加算します。(上限 20 点)
 法律関係の資格； 公認会計士，司法書士，税理士，不動産鑑定士，社会保険労務士
 その他； 国家公務員試験総合職合格，地方公務員試験（上級）合格
- ※ 上記以外の特筆すべき顕著な社会的実績については、面接時に確認の上、加算の対象とする場合があります。

(出典：別添資料 5-2：2020 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 6-7 頁)

さらに、開放性確保の観点から、法曹を希望する多様な人材をロースクールへと導くため、本学においては、平成 27 年より、適性試験を金沢会場（本学）で受ける者に対し、金沢大学ロースクール AT 基金より適性試験の受験料・宿泊料の助成を行ってきたが、この助成制度は、適性試験の任意化に伴い、平成 30 年度入試をもって廃止された。過去の助成実績は、データ 6-1-3-C のとおりである。

【データ 6-1-3-C】 適性試験受験料助成・宿泊料助成について

| | 受験料助成者数 | 宿泊料助成者数 | うち本研究科受験者数 | うち本研究科合格者数 | うち本研究科入学者 | うち本学法学類生 |
|----------|---------|---------|------------|------------|-----------|----------|
| 平成 27 年度 | 9 | 5 | 5 | 5 | 2 | 2 |
| 平成 28 年度 | 18 | 7 | 8 | 7 | 5 | 5 |
| 平成 29 年度 | 11 | 2 | 3 | 3 | 3 | 1 |
| 平成 30 年度 | 11 | 2 | 3 | 3 | 3 | 0 |

(出典：法務研究科作成)

(2) 入学者の出身大学

本研究科の入学者選抜は、金沢大学などの特定の大学出身者が有利又は不利となるような出願要件の設定や試験問題の出題を行っておらず、すべての学校の出身者に対して公平で開放的な選抜を行っている。筆記試験については、受験者の氏名等が記載されない解答用紙を用い、採点者は受験番号しか知ることができなくなっており、採点においても公平性を確保している。なお、過去 5 年間に行われた入学者選抜における出身校別所在地は、データ 6-1-3-D のとおりであり、自校出身者の割合は全体の 3 割程度である。(様式 2-1：学生数の状況) 【解釈指針 6-1-3-1 (1)】

【データ 6-1-3-D】 平成 27 年度～平成 31 年度出身校所在都道府県別入学者数

| | 平成 27 年度入学 | 平成 28 年度入学 | 平成 29 年度入学 | 平成 30 年度入学 | 平成 31 年度入学 | 計 | 割合 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|----|-------|
| 秋田 | | 1 | | | | 1 | 2.6% |
| 宮城 | | | | | 1 | 1 | 2.6% |
| 東京 | 1 | 1 | 3 | | 2 | 7 | 18.4% |
| 神奈川 | | | 1 | | | 1 | 2.6% |
| 新潟 | 1 | 1 | | 2 | | 4 | 10.5% |
| 富山 | | | | 2 | | 2 | 5.3% |
| 石川 | 1 | 2 | 6 | 2 | 1 | 12 | 31.6% |

| | | | | | | | |
|------|---|---|----|---|---|----|-------|
| うち本学 | 1 | 2 | 5 | 2 | 1 | 11 | 28.9% |
| 福井 | | | 1 | | | 1 | 2.6% |
| 愛知 | | | | | 1 | 1 | 2.6% |
| 静岡 | 1 | | | | | 1 | 2.6% |
| 兵庫 | | | | 1 | 1 | 2 | 5.3% |
| 島根 | | 2 | | | | 2 | 5.3% |
| 広島 | | 1 | | | | 1 | 2.6% |
| 福岡 | | | 1 | | | 1 | 2.6% |
| 沖縄 | | | | | 1 | 1 | 2.6% |
| 合計 | 4 | 8 | 12 | 7 | 7 | 38 | |

(出典：法務研究科作成)

(3) 寄附等の募集

入学者に対し、寄附等は募集していない。【解釈基準6-1-3-1(2)該当なし】

(4) 身体障害者の受験機会

身体に障害のある者に対しては、受験に際して事前相談制度を設け、健常者と同様の受験機会を確保している。この事前相談制度は、事前相談を希望する受験者が、障害の種類・程度、受験及び修学に特別な配慮を希望する事項等を記載した申請書及び医師の診断書等を本研究科に提出することにより、受験及び修学に際しての特別な配慮について相談するという制度であり、学生募集要項に記載し、進学説明会においても説明することで周知している。(データ6-1-3-E)

具体的な措置としては、視力障害のある受験者に対し、①別室での受験、②小論文試験時間の延長、③問題用紙及び解答用紙の拡大、④拡大鏡の持参・持込みの許可、⑤日光の当たらない座席の確保を講じた例がある。【解釈指針6-1-3-1(3)】

なお、平成18年度以降においては、事前相談制度の利用実績はない。

【データ6-1-3-E】身体障害者の受験について

(平成30年度入学者選抜まで)

8. 身体に障がいがある方の事前相談

身体に障がいがあるため受験及び修学に特別な配慮を必要とする方は、各日程の出願資格事前審査申請期間中に、以下の書類を提出の上、ご相談ください。

(1) 申請書(次の事項及び連絡先について記載したもの。様式任意)

- ① 障がいの種類・程度
- ② 受験及び修学に特別な配慮を希望する事項
- ③ 以前に在籍していた教育機関でとられていた特別措置
- ④ 日常生活の状況
- ⑤ その他参考となる事項

(2) 医師の診断書

(3) その他参考書類(障がい者手帳の写し、法科大学院全国統一適性試験における特別措置決定通知

書の写し等)

(出典：平成30年度金沢大学法科大学院学生募集要項10頁)

(平成31年度入学者選抜以降)

8. 身体に障がいがある方の事前相談

身体に障がいがあるため受験及び修学に特別な配慮を必要とする方は、各日程の出願資格事前審査申請期間中に、以下の書類を提出の上、ご相談ください。

(1) 申請書(次の事項及び連絡先について記載したもの。様式任意)

- ① 障がいの種類・程度
- ② 受験及び修学に特別な配慮を希望する事項
- ③ 以前に在籍していた教育機関でとられていた特別措置
- ④ 日常生活の状況
- ⑤ その他参考となる事項

(2) 医師の診断書

(3) その他参考書類(障がい者手帳の写し等)

(出典：別添資料5-2：2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項10頁)

(5) その他

標準コースの選抜試験についての小論文試験、短縮コースの法律専門科目試験においては、本研究科定期試験、本学法学類定期試験、本学大学院人間社会環境研究科博士前期課程入試の試験問題及び他大学法科大学院の入試問題と類似の問題が出題されないように、出題者及び入試・広報委員が過去3年分の問題をチェックしている。上記小論文試験においては、解答者の個人としての信条や価値観を問うものにならないよう配慮している。(法務研究科Webサイト「入試>入試結果概要」)

基準6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

(1) 入学者選抜の方法

入学者選抜に当たっては、平成30年度入試まで、標準コース及び短縮コースともに適性試験管理委員会が実施する法科大学院全国統一適性試験を受験することを本研究科入学試験の受験要件としていたが、適性試験受験の任意化に伴い、本研究科入学試験の受験要件から除外された。それに代えて、新たに「自己評価書」の作成が課されるとともに、標準コースについては本研究科が実施する小論文試験、短縮コースについては法律専門科目試験により、法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価している。【解釈指針6-1-4-1】

さらに、法学未修者が法学の知識を有する者より不利にならないよう、標準コースの試験科目である小論文試験や面接においては、法律学の知識や能力の到達度を測るような問題及び質問にならないよう徹底しており、また、法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を図ることができる試験等の結果を加点事由とはしていない。【解釈指針6-1-4-2】

法学既修者認定のための法律専門科目試験の科目及び出題範囲は、基準4-3-1に係る状況でも述べたとおり、本研究科標準コース1年次で必修となっている科目の範囲と等しい。また、飛び入学試験については、法学既修者認定と同一の法律専門科目試験を課し、入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力をもつ者であることを的確に判定している。(データ4-3-1-A) 【解釈指針6-1-4-3】

また、すべての受験者に対して、自己評価書(平成30年度入試までの志望理由書に代える)及び成績証明書をもとに面接試験を実施して、アドミッション・ポリシーに適合する人物であるかどうかを確認している。なお、面接試験は点数化せず、合・否のみで判定している。

(2) 入試制度改革

本研究科では、アドミッション・ポリシーに則し、法科大学院において教育を受けるために必要な適性及び能力等を備え、同時に、法曹に対する情熱と明確な目的意識を持ち勉学意欲の旺盛な学生を入学させるためにどのような入試制度が適切なのかについて、絶えず真摯に検討を重ね試行錯誤を行ってきた。例えば、平成22年度以降の入学者選抜においては、成績証明書に対する配点を廃止した。その理由としては、大学ごとに成績評価の厳格さが異なり、得点調整をしない方式であると不平等感は評価者、受験者共に拭えず、他方、得点調整をした場合もその基準、方法など問題が多いためである。

平成22年度入試から、入学定員を従来の40人から15人減じて25人とし、さらに短縮コースを定員化した(5人)。これに伴い、従来のいわゆる内部振り分け方式を改め、短縮コース入学試験として法律専門科目試験を設定した。法律専門科目については、競争倍率にかかわらず合格者の最低限の資質を担保するために合格最低点を設定しており、

1科目でもこれに満たないものがあれば不合格としている。

加えて、法学教育に必要な基礎能力を備えていることを示す公認会計士、司法書士等の「特筆すべき資格」を点数化し、評価することにした。平成24年度入試からは、法学未修者が法学の知識を有する者より不利にならないよう、「特筆すべき資格」を短縮コース受験者に対してのみ加点することになった。(データ6-1-3-B)

さらに、受験生の減少により、平成27年度入試から入学定員15人への見直しを実施した。

また、平成24年度以降の入学者選抜試験においては、複数日程での試験が実施されている。(平成24年度は第2次募集を実施、平成25年度はA及びB日程での実施、平成26年度はA・B・C日程及び第2次募集を実施、平成27年度はA・B・C日程及び第2次募集を実施、平成28年度以降はA・B・C・D日程及び第2次募集を実施。)

(3) 適性試験の最低基準点の利用

平成22年度入試から、当該年度の適性試験の下位15%のライン(最低基準点)に達しない者には出願資格を認めないこととした。その結果、点数の著しく低い者は合格者に含まれていない。なお、この最低基準点については、Webサイトで受験者に周知している。(データ6-1-4-A, 別添資料5-2:2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項3頁「3.出願資格」)【平成29年6月改定前の解釈指針6-1-4-2(現在は削除)】

平成31年度入試からは、小論文試験につき最低基準点を設定し、これに達しない者を不合格としている。これは、合格者の質を担保するための適性試験に代わる客観的な指標となることを想定したものである。

(4) 公正かつ適切な問題作成・採点を行うための体制

問題作成に当たっては、適切な出題及び出題ミス防止のため、複数人による相互チェック体制をとっている。具体的には、小論文試験については、複数

の専任教員から成る出題委員会が問題作成した後、入試・広報委員を交えた試験問題読み合わせ会を行っている。また、法律専門科目試験については、問題作成者、その科目に

【データ6-1-4-A】平成30年度入学者選抜試験における適性試験の成績状況

(1) 合格者の最高点・最低点・平均点

| 適性試験成績 | 標準コース | 短縮コース |
|--------|-------|-------|
| 最高点 | 225 | 263 |
| 最低点 | 142 | 165 |
| 平均点 | 173 | 207 |

(2) 合格者の適性試験成績分布(単位:人)

| 適性試験成績 | 標準コース | 短縮コース |
|----------|-------|-------|
| 251~300点 | 0人 | 1人 |
| 241~250点 | 0人 | 0人 |
| 231~240点 | 0人 | 0人 |
| 221~230点 | 2人 | 0人 |
| 211~220点 | 0人 | 0人 |
| 201~210点 | 1人 | 1人 |
| 191~200点 | 0人 | 1人 |
| 181~190点 | 0人 | 0人 |
| 171~180点 | 0人 | 0人 |
| 161~170点 | 3人 | 1人 |
| 151~160点 | 3人 | 0人 |
| 142~150点 | 2人 | 0人 |
| 0~141点 | — | — |

(出典:入試・広報委員会作成)

関連する教員及び入試・広報委員が一堂に会し、出題が適切であるかを専門的に検証する「入試問題検討会」を行い、高度に専門的すぎる問題、一部の専門家の間でのみ通用する用語の使用、特定の判例を当然の前提とした事例など、不適切な問題を事前にチェックする体制を整備している。

(5) 入試の公正さ及び透明性を担保するための措置

入学者選抜試験終了後にすべての試験問題及び出題意図を Web サイト上で公開するとともに、受験者に対して入試成績を開示する制度を設けることにより、入学者選抜試験の公正さ及び透明性を担保している。(データ 6-1-4-B, 6-1-4-C) (法務研究科 Web サイト「入試>入試結果概要」)

平成 31 年度入試からは、出題意図の内容の充実化を図るとともに、さらに比較的詳細な採点基準をも Web サイト上で公開することになる。また、全日程の入試が終了した後は、実際に使用された試験問題、とりわけ法律専門試験の問題につき、問題の質・量、難易度等を改めて検討することにより、今年度の入学選抜試験が適切に行われたかどうかを見直し、その結果について真摯に反省し、それを次年度の入試に反映するべく、事後チェックの機会を設ける(千葉大との FD 意見交換会において実施)。

なお、短縮コースの試験問題は、本研究科定期試験、本学法学類定期試験、本学大学院人間社会環境研究科博士前期課程入試及び他大学法科大学院の入試問題として過去に出題されていない問題とするため、入試・広報委員会で重複がないことを過去 3 年に遡って確認することとしている。また、標準コースの試験科目である小論文試験においても、入試・広報委員会で、過去 3 年の間に実施された他大学法科大学院の入試問題と重複がないことを確認している。

**【データ 6-1-4-B】成績開示制度
(平成 16 年度～30 年度入学者選抜)**

12. 入試情報の開示

入学試験の実施状況について、次のとおり開示します。

(1) 本研究科 Web サイトにおいて、次の内容を掲載します。

- 最終志願者数及び最終倍率
- 試験問題及び配点
- 合格者数及び内訳
- 成績状況(合格者の最高・最低点及び平均点等)
- 入学者の状況

(2) 受験者本人の請求による情報開示

受験者本人の請求があった場合に限り、次の内容を開示します。請求方法は、本研究科 Web サイトに掲載します。

なお、情報開示請求を行う際には、本研究科発行の受験票が必要となりますので、受験票は試験終了後も大切に保管しておいてください。

- 面接試験の可否
- 小論文試験の得点
- 法律専門科目の科目ごとの得点

(出典：平成 30 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 11 頁)

(平成 31 年度入学者選抜以降)

12. 入試情報の開示

入学試験の実施状況について、次のとおり開示します。

(1) 本研究科 Web サイトにおいて、次の内容を掲載します。

- 最終志願者数及び最終倍率
- 試験問題及び配点
- 合格者数及び内訳
- 成績状況（合格者の最高・最低点及び平均点等）
- 入学者の状況

(2) 受験者本人の請求による情報開示

受験者本人の請求があった場合に限り、次の内容を開示します。請求方法は、本研究科 Web サイトに掲載します。

- 面接試験の可否
- 小論文試験の得点
- 法律専門科目の科目ごとの得点

(出典：別添資料 5-2：2020 年度金沢大学法科大学院学生募集要項 11 頁)

【データ 6-1-4-C】成績開示請求の方法**(平成 30 年度入試)**

平成 30 年度入学者選抜試験にかかる成績開示について

平成 30 年度金沢大学大学院法務研究科入学者選抜試験を受験された方の個別の成績を開示します。開示を希望される方は、以下の要領で申請してください。

(1) 開示内容

- ・面接試験の可否
- ・小論文試験の得点（100 点満点）
- ・法律専門科目の科目ごとの得点（公法・私法 50 点満点，刑法 25 点満点）

(2) 申請手続

次の書類を同封し、封筒のおもて面に「入試情報開示申請書在中」と朱書きし、下記の宛先へ持参または簡易書留郵便により申請してください（電話、FAX、e-mail 等による申請はできません）。

1. 本研究科所定の成績開示申請書
2. 身分を証明する書類の写し（本研究科入学者は、学生証の提示でも可）
3. 返信用封筒 1 通

（定形封筒 [23.5×12 cm] に宛先を明記し、382 円分の切手（簡易書留郵便料金）を貼付、本研究科入学者は不要）

（宛先） 〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学人間社会系事務部学生課入試係

(3) 請求期間

平成 30 年 3 月 26 日（月）～平成 30 年 4 月 26 日（木）17：00（人間社会系事務部学生課入試係必着）

※試験日程にかかわらず、請求期間は上記期間のみ受け付けます。

(4) 開示の時期

申請期間終了後、開示手続を行います。

(平成 31 年度入試)

平成 31 年度入学者選抜試験にかかる成績開示について

平成 31 年度金沢大学大学院法務研究科入学者選抜試験を受験された方の個別の成績を開示します。開示を希望される方は、以下の要領で申請してください。

(1) 開示内容

- ・面接試験の可否
- ・小論文試験の得点（100 点満点）

・法律専門科目の科目ごとの得点（25点満点）

（2）申請手続

次の書類を同封し、封筒のおもて面に「入試情報開示申請書在中」と朱書きし、下記の宛先へ持参または簡易書留郵便により申請してください（電話、FAX、e-mail 等による申請はできません）。

1. 本研究科所定の成績開示申請書
2. 受験票原本又は身分を証明する書類の写し（本研究科入学者は、学生証の提示でも可）
3. 返信用封筒1通

（定形封筒 [23.5×12 cm] に宛先を明記し、382 円分の切手（簡易書留郵便料金）を貼付のもの、本研究科入学者は不要）

（宛先） 〒920-1192 石川県金沢市角間町 金沢大学人間社会系事務部学生課入試係

（3）請求期間

平成 31 年 3 月 27 日（水）～平成 31 年 4 月 30 日（火）17：00（人間社会系事務部学生課入試係必着）

※試験日程にかかわらず、請求期間は上記期間のみ受け付けます。

（4）開示の時期

申請期間終了後、開示手続を行います。

（出典：法務研究科 Web サイト）

（6）平成 31 年度入試に向けた選抜方法等の改革

平成 31 年度入試より適性試験の受験が任意化されることに伴い、中央教育審議会法科大学院等特別部会より、「法科大学院法学未修者等ガイドライン」が公表された。また、カリキュラム改正により、平成 31 年度入学者より 1 年次配当科目の一部に変更が生じる見込みである。これらに対応するため、平成 31 年度の入学者選抜方法につき、以下のとおり必要な改正を行った。

- ① 法科大学院全国統一適性試験は出願資格としない。
- ② 適性試験の最低基準点の利用に代わり、標準コース小論文試験に最低基準点を導入する。
- ③ 従来の「志望理由書」に代わり、「自己評価書」を出願書類として要求し、これを加点事由とすることで、受験者の判断力、思考力、表現力等をより一層的確に評価する。
- ④ 短縮コース法律専門科目試験につき、行政法を試験範囲から除外する。これに伴い、従来の「公法（憲法・行政法）」、「私法（民法・商法）」、「刑法」の試験科目区分を、「憲法」、「民法」、「商法」、「刑法」に変更する。
- ⑤ 試験問題、出題の意図に加え、採点基準についても Web サイトで公開する。また、入試実施後の出題内容等のチェック体制のあり方については、平成 30 年度中に具体的な検討を行う。

基準6-1-5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

(1) 自己評価書の提出及び面接試験の実施

本研究科では、従来、入学者選抜試験の受験者全員に志望理由書を提出させ、全員に面接試験を実施してきたが、平成31年度入試からは、志望理由書に代わって自己評価書を提出させることになった。自己評価書には、自分が法曹として資質を有すると考える理由、法曹を目指す意欲や将来像、自分が金沢大学法科大学院を選択する理由、これまでの自己の経験、学生生活・社会活動などに基づいた自己アピールポイントを、2400字以内にまとめることになる。これにより、単に志望理由を聴取するだけでなく、より幅広い視点から、学生については学業成績のほか多様な学識や課外活動等、実務の経験を有する者については多様な実務経験や社会経験等をアピールする機会を与え、受験者の多様な知識又は経験をより適切に評価できる体制となっている。(データ6-1-5-A)

【解釈指針6-1-5-1(1)(2)】

【データ6-1-5-A】志望理由書の提出について(平成30年度入学者選抜まで)

4. 出願手続

入学を志願する方は、本要項添付の封筒に下記の書類を入れて、各日程の出願期間内に提出してください。

| 提出書類 | 注意事項 |
|-------|---|
| (略) | (略) |
| 志望理由書 | 本要項添付の用紙を使用してください。これまでの社会経験又は学習経験を踏まえた上で、本研究科を志望した理由及び入学後の抱負を800字程度で記載してください。 |
| (略) | (略) |

(出典：平成30年度金沢大学法科大学院学生募集要項4頁)

(平成31年度入学者選抜以降)

4. 出願手続

入学を志願する方は、本要項添付の封筒に下記の書類を入れて、各日程の出願期間内に提出してください。

| 提出書類 | 注意事項 |
|-------|---|
| (略) | (略) |
| 自己評価書 | 自己評価書には、以下の内容を必ず記載してください。なお、作成に際しては、5頁記載の書式を厳守してください。 ①自分が法曹としての資質を有すると考える理由 ②法曹を目指す意欲、将来像 ③自分が金沢大学法科大学院を選択する理由 ④自己アピールポイント(これまでの自己の経験、学生生活・社会活動などに基づいて記載してください。) |
| (略) | (略) |

※選抜方法として、受験者全員に面接試験を実施することについては、前掲データ6-1-3-B参照。

(出典：別添資料5-2：2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項4頁)

(2) 優先合格枠の設定

多様な知識又は経験を有する者を多数入学させるため、従来、本研究科では、社会人・他学部出身者のための「優先合格枠」を設定してきた。

本研究科では、出願時において、出願資格取得後3年を経過している者を「社会人」、法学以外の課程の修了者又は修了見込みの者で当該課程において修得した単位のうち専門科目における法律系の科目の単位数が過半数に達しない者を「他学部出身者」と定義しており、「優先合格枠」とは、これらの受験者が全合格者の3割程度に達するまで優先的に合格させる制度である。（データ6-1-5-B）

【データ6-1-5-B】優先合格枠について（平成31年度入学者選抜まで）

5. 選抜方法

(4) 社会人・他学部出身者のための優先合格枠

合格者のうち、3割程度を社会人・他学部出身者のための優先合格枠として設定します。

本研究科における「社会人」「他学部出身者」の定義は次のとおりです。

「社会人」… 出願期間最終日の時点で、出願資格2(2)の出願資格の学歴等を取得後3年以上経過している者が該当します。

「他学部出身者」… 次の2つの要件を満たす者が該当します。

① 法学以外の課程を修了したことがある者又は修了する見込みの者

② ①の課程において修得した単位のうち、専門科目における法律系科目の単位数が過半数に達しない者

（出典：別添資料5-1：平成31年度金沢大学法科大学院学生募集要項7頁）

本研究科の合格者に占める社会人・他学部出身者の割合は、出願者減のため30%を下回った平成28年度及び平成30年度を除き、おおむね30%を上回っている。（データ6-1-5-C）

また、本研究科の入学者に占める社会人・他学部出身者の割合も、おおむね30%を上回っている。平成27年度は合格した多くの社会人・他学部出身者が入学手続きに至ることがなかった。平成28年度は先に述べた合格者の状況にもかかわらず、入学者における社会人・他学部出身者の割合は比較的高く、平成29年度もこれを維持していた。平成30年度は、出願者と入学手続き者の減少により、30%をわずかに下回ることとなった。

（様式2-1：学生数の状況）（データ6-1-5-D）【解釈指針6-1-5-1（3）】

なお、2020年度入試以降の優先合格枠について、今後は、これが必ずしも必要な基準にはなっていないことから、これを廃止することとしている。【解釈指針6-1-5-1（3）の削除による】

| 【データ6-1-5-C】 合格者に占める社会人・他学部出身者の割合 | | | | 【データ6-1-5-D】 入学者に占める社会人・他学部出身者の割合 | | | |
|-----------------------------------|-----|-----------|--------------|-----------------------------------|-----|-----------|--------------|
| 年度 | 合格者 | 社会人・他学部出身 | 社会人・他学部出身の割合 | 年度 | 入学者 | 社会人・他学部出身 | 社会人・他学部出身の割合 |
| 平成27年度 | 10 | 4 | 40.00% | 平成27年度 | 4 | 1 | 25.00% |
| 平成28年度 | 18 | 4 | 22.22% | 平成28年度 | 8 | 3 | 37.50% |
| 平成29年度 | 16 | 5 | 31.25% | 平成29年度 | 12 | 5 | 41.67% |
| 平成30年度 | 15 | 4 | 26.67% | 平成30年度 | 7 | 2 | 28.57% |
| 平成31年度 | 20 | 13 | 65.00% | 平成31年度 | 7 | 7 | 100.00% |

(平成31年4月1日現在)

(出典：入試・広報委員会作成)

6-2 収容定員及び在籍者数等

基準6-2-1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本研究科における令和元年5月1日現在の在籍者数(原級留置者及び休学者を含む)は、収容定員45人に対し26人となっており、平成25年度以降の在籍者数は、一度も収容定員を上回ったことはない。(データ6-2-1-A)(様式2-1:学生数の状況)【解釈指針6-2-1-1】

【データ6-2-1-A】在籍者数 (単位:人)

| | 5月1日現在の 在籍者数 | 収容定員 |
|--------|-----------------|------|
| 平成27年度 | 32 | 75 |
| 平成28年度 | 30 | 65 |
| 平成29年度 | 32 | 55 |
| 平成30年度 | 27 | 45 |
| 平成31年度 | 26 | 45 |

(出典:法務研究科作成)

基準6-2-2

入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

(基準6-2-2に係る状況)

本研究科では、入学定員を踏まえ、本研究科会議において、「優先合格枠」を除けば総合点の上位者から順に合格とする方法により、厳正な合否判定を行っており、一部の年度を除き、平成25年度入試までは、入学定員と入学者数との間に大きな乖離が見られなかった。

しかし、法科大学院の志願者減少に伴い、入学者数と入学定員との乖離が大きくなる傾向がみられたため、これを回避するために、以下のような措置を講じてきた。

平成25年度入試では、A日程及びB日程入試の2回の入学者選抜試験を行ったが、入学者数が入学定員を5名下回ったことから、平成26年度入試ではC日程入試も加えて年3回の入試を行い、さらに第2次募集も実施した。

平成27年度入試では、平成26年度の入学者数が入学定員を予想外に下回ったことから、入学定員を25人から15人に削減するとともに、当初、A日程及びB日程入試の2回の入試を予定していたが、入学者数の増加を図るため、C日程入試及び第2次募集を追加して実施した。さらに、当年度から飛び入学試験及び転入学試験も実施し、加えて、学外試験場を設置することにより、多様な受験者に対する受験機会を拡大した。

平成28年度以降は、平成27年度入試の反省を踏まえ、A日程・B日程・C日程及びD日程入試の年4回の入試を実施し、加えて飛び入学試験及び転入学試験を実施している。

平成29年度入試では、前年度までの東京に加え、名古屋と仙台にも学外試験場を設け、さらなる受験機会の拡大を図った結果、入学者数は12名となり、入学定員の80%を確保した。(データ6-2-2-A) (様式2-1:学生数の状況)

これらの入試改革のほか、平成26年度以降、従来行っていた進学説明会に加え、他大学においても積極的に進学説明会を開催しているほか、金沢大学人間社会学域法学類の学生に対し、法曹の仕事の意義を学ぶことができる科目(「法律実務」)や法科大学院レベルの授業を体験することのできる科目(「総合法学演習」)を提供するなど、法学類との連携を強化し、学生確保に向けた努力を一層強化している(基準2-1-1に係る状況(2)、データ2-1-1-B参照)。

【解釈指針6-2-2-1, 6-2-2-2, 6-2-2-3】

以上のとおり、受験機会の拡大及び法曹志望者の掘り起しに努めた結果、入学者数は改善がみられたが、平成30年度入試では、志願者が微減しただけでなく、合格者のうち入学手続きを行った者の数が減少したため、結果として入学者数は7人とどまった。

また、平成31年度入試では、志願者・受験者ともに前年度を上回ったが、そもそも入学手続きをしない者、入学手続き後に辞退する者が例年に比べて増えたため、結果として前年度と同じく入学者数は7人とどまり、依然として厳しい状況が続いている

ことから、志願者の安定的確保のため取り組む必要がある。その際、平成 31 年度入試において、本学法学類からの入学者が 0 となってしまったことを真摯に受け止め、法学類との連携を含めてより一層体制強化の必要がある。

従来の入学者データを見ると、北陸出身者が圧倒的に多かったが、平成 28 年度入試以降は、過半数をかなり下回る状態となっている。これは法科大学院の志望者が全国的に減少したことに伴い、以前に比べて大都市圏の大規模法科大学院に入りやすくなったことが主たる原因となり、金沢大学の学生あるいは他大学の北陸出身者であってもあえて北陸に所在する金沢大学法科大学院に入学する動機が相対的に小さくなったためであると思われる。

しかしながら、出産・子育てや家族の看病・介護など、様々な家庭の事情を抱えながら勉学に励む社会人入学者もこれまでも少なからず存在し、こうした学生にとっては、地元には法科大学院があることが非常に重要であるものと思われる。【解釈指針 6-2-2-3】

【データ6-2-2-A】平成31年度入試（A日程～D日程，転入学試験）

| | | | |
|-------|-----------------------|------------------------------|------------------------------|
| 【A日程】 | 出願資格事前審査受付期間 | 平成30年7月11日(水)～13日(金) | 学外試験実施 (東京・新潟) |
| | 出願期間 | 平成30年7月26日(木)～8月1日(水) | |
| | 試験日(標準コース) (短縮コース) | 平成30年8月25日(土) | |
| | 合格発表日時 | 平成30年9月6日(木) 13時 | |
| | 入学手続期間 | 平成30年9月10日(月)～21日(金) | |
| 【B日程】 | 出願資格事前審査受付期間 | 平成30年9月12日(水)～14日(金) | 飛び入学実施 学外試験実施 (東京・名古屋) |
| | 出願期間 | 平成30年9月27日(木)～10月3日(水) | |
| | 試験日(標準コース) (短縮コース) | 平成30年10月20日(土) | |
| | 合格発表日時 | 平成30年11月1日(木) 13時 | |
| | 入学手続期間 | 平成30年11月5日(月)～16日(金) | |
| 【C日程】 | 出願資格事前審査受付期間 | 平成30年10月23日(火)～25日(木) | 飛び入学実施 学外試験実施 (東京・大阪) |
| | 出願期間 | 平成30年11月15日(木)～21日(水) | |
| | 試験日(標準コース) (短縮コース) | 平成30年12月8日(土) | |
| | 合格発表日時 | 平成30年12月20日(木) 13時 | |
| | 入学手続期間 | 平成30年12月25日(火)～平成31年1月10日(木) | |
| 【D日程】 | 出願資格事前審査受付期間 | 平成30年12月18日(火)～20日(木) | 飛び入学実施 学外試験実施 (東京・松本) |
| | 出願期間 | 平成31年1月10日(木)～16日(水) | |
| | 試験日(標準コース) (短縮コース) | 平成31年2月9日(土) | |
| | 合格発表日時 | 平成31年2月21日(木) 13時 | |
| | 入学手続期間 | 平成31年2月26日(火)～3月8日(金) | |

(出典：2020年度金沢大学法科大学院学生募集要項表紙裏)

【転入学試験】

| | | | |
|-------|--------|-----------------------|--|
| 【転入学】 | 出願期間 | 平成31年1月24日(木)～28日(月) | |
| | 試験日 | 平成31年2月9日(土) | |
| | 合格発表日時 | 平成31年2月21日(木) 13時 | |
| | 入学手続期間 | 平成31年2月26日(火)～3月8日(金) | |

(出典：別添資料6：平成31年度金沢大学法科大学院学生募集要項【転入学試験】)

基準6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準6-2-3に係る状況)

(1) 現状

平成26年度入試までは本研究科の入学者選抜における競争倍率は2倍を上回り、実質的な競争が確保されており、在籍者数についても収容定員と比べても良好であった。平成27年度以降の入試においては、基準6-2-2に係る状況において述べたように、全国的な法科大学院志望者減の影響もあいまって、競争倍率は2倍に届かなかったものの、短縮コースに限ってみると平成28年度入試を除いて2倍以上を確保しており、法律専門科目試験において厳正な入試が実施されているといえる。

競争倍率の回復に向け、入学定員の見直し等、(2)で述べるとおり、改善に向けた取組を実施している。(データ6-2-3-A)(様式2-1：学生数の状況)【解釈指針6-2-3-1, 6-2-3-2】

【データ6-2-3-A】入試における志願者数及び合格者数 (単位:人)

| | コース | 志願者数 | 受験者数 | 合格者数 | 競争倍率 (受験者/合格者) |
|--------|-------|------|------|------|-------------------|
| 平成27年度 | 標準コース | 13 | 9 | 8 | 1.12 |
| | 短縮コース | 8 | 7 | 2 | 3.50 |
| | 計 | 21 | 16 | 10 | 1.60 |
| 平成28年度 | 標準コース | 14 | 11 | 11 | 1.00 |
| | 短縮コース | 13 | 11 | 7 | 1.57 |
| | 計 | 27 | 22 | 18 | 1.22 |
| 平成29年度 | 標準コース | 15 | 10 | 10 | 1.00 |
| | 短縮コース | 15 | 13 | 6 | 2.16 |
| | 計 | 30 | 23 | 16 | 1.43 |
| 平成30年度 | 標準コース | 16 | 12 | 11 | 1.09 |
| | 短縮コース | 10 | 8 | 4 | 2.00 |
| | 計 | 26 | 20 | 15 | 1.33 |
| 平成31年度 | 標準コース | 21 | 18 | 15 | 1.20 |
| | 短縮コース | 15 | 15 | 5 | 3.00 |
| | 計 | 36 | 33 | 20 | 1.65 |

※志願者数及び受験者数は、コース併願者を含む

(出典：入試・広報委員会作成)

なお、本研究科においては、14人(令和元年5月1日現在)の専任教員により、1学年15人の学生に対する教育を行っており、充実した教員体制である。(様式3：教員一覧、教員分類別内訳、様式4：科目別専任教員数一覧)

また、修了者の進路等については、これまでの本研究科修了生のうち4割弱程度が司法試験に合格するとともに、公務員等法律知識を必要とする職域で活躍する者も相当数おり、適切な教育が行われているといえる。(データ1-1-2-A, 1-1-2-B, 1-1-2-C)

(2) 改善への取組

本研究科は、「日本海側唯一」の法曹養成拠点として、地域に根ざした法曹を養成するという使命の下、入学志願者の確保に向け、以下のような取組を実施している。

① 定員の見直し

平成26年度入試A～C日程入試終了時において、志願者数が前年比の約40%に留まっていたため、研究科会議において議論し、入学定員を25名から15名に削減とする決議がなされ、平成27年度入試からは入学定員を15名とした。

② 進学説明会・本研究科に係る情報周知の拡大強化

ここ数年、全国的な法科大学院志望者の減少の影響もあり、本研究科が参加する大都市圏での法科大学院合同説明会でも、また本研究科が単独で主催する進学説明会でも、参加者の減少傾向がみられる。志願者確保のためには、進学説明会による本研究科に関する情報周知が欠かせないため、進学説明会に関する情報の効果的な提供と内容の充実化を図っている。

具体的には、まず、本研究科Webサイトにおいて進学説明会に関する情報を充実させ、また、ポスター等の掲示・告知方法等の工夫をすることにより、進学説明会に関する情報を効果的に提供するよう努めている。

加えて、平成26年度入試以降、他大学法学部において、本研究科出身の弁護士による講演を内容に加えた進学説明会を積極的に開催し、本研究科の魅力をアピールすることを試みている。さらに、平成28年度入試以降、適性試験受験申込み期限前に進学説明会を実施することの重要性に鑑み、4月中～下旬の期間に集中的に学内や他大学において進学説明会を実施し、これに加えて平成29年度入試では、ロースクール進学を真剣に考えている人に本研究科の魅力をアピールするため、本研究科出身の金沢弁護士会所属弁護士の協力を得て、適性試験当日の試験終了後に、進学説明会を行った。(データ6-1-1-A)

以上のような取り組みの結果、進学説明会実施大学からこれまで複数の受験者を得ており、また、法科大学院合同説明会参加者からの受験者もわずかではあるが継続的に獲得している。平成27年度に21名まで減少した志願者も、法科大学院進学希望者が全国的には減少している中で、平成29年度には30名まで回復した。(データ6-2-3-A) 今後は、より多くの志願者を安定的に確保するため、以上の取り組みを一層充実・拡大する予定である。具体的には、上記の取り組みに加え、法科大学院志望者に対する法科大学院での学修の具体的なイメージ形成のために、本研究科在学生との懇談の機会を進学説明会の中に設けるなど、その内容をさらに充実させつつ、開催回数・開催場所の拡大を図る予定であり、一部はすでに平成30年度学生募集において実施した。

③ 入試会場（学外試験場）の増設

遠方に住む法科大学院志望者の受験機会を増やし、あるいは受験の便宜を図るため、入試会場についても、平成 27 年度入試から学外会場を設定している。

具体的には、平成 27 年度入試から東京会場入試を実施し（平成 27 年度入試は A, B 日程のみ。平成 28 年度入試以降は全日程で実施）、日程によっては金沢会場入試よりも多くの受験生を得ることもあり、一定の成果を上げた。そこで、平成 29 年度入試では、過年度入試の動向から志願者が期待できると考えた、名古屋及び仙台でも学外試験を実施し、学生の確保に向けた努力を継続して行った。

また、結果的に仙台会場で受験者を得ることができなかったことから、平成 30 年度入試については、受験者の出身大学、出身地等を再度精査し、平成 29 年度の東京、名古屋、仙台のうち、仙台を学外試験場から外すことにした。他方、進学説明会を実施している他大学等の志願者の受験の便宜を図り、志願者増に繋げるため、新たに新潟、大阪で入試を実施し、新潟会場で 2 名の受験者を得た。

平成 31 年度入試においては、進学説明会を実施している他大学の中からさらに松本での入試を実施したが、松本会場での受験者を得ることはできなかった。

そのほか本研究科では、北陸又はその周辺に在住する多様な人材をロースクールへ導くため、基準 6-1-3 に係る状況でも述べたとおり、適性試験に係る受験料及び宿泊料の助成を行っている。この対象は、金沢会場（本学）で適性試験を受ける者であり、特に本研究科を受験することを条件とはしていないが、主に北陸周辺在住者が対象となるため、結果として本研究科の志願者増にもつながっているものと考えられる（実績についてはデータ 6-1-3-C 参照）。

④ 学類や他大学との連携、学生支援等

さらに、法科大学院の入学者を確保するため、本学法学類との連携を強化している。基準 2-1-1 に係る状況（2）で述べたように、法曹とは何か、ロースクールではどんな学修をするのかについて確固たるイメージをもてない学類生に、本研究科教員により行われる「総合法学演習」「法律実務」の 2 科目を法学類の講義として提供し、実際にロースクールで、あるいは実務において、どのようなことを行っているのかを体験させている。これにより、法曹に興味をもってロースクールを受験しようとする者が増加し、結果として本学への志願者も増加しているものと考えられる。

また、中央教育審議会における学士課程との連携に係る議論を進めるべく、平成 30 年より「法務研・法学類連携会議」が組織され、平成 31 年 4 月に入学する法学類生を対象とする法曹コースの設置に向けた具体的な議論を進めてきている。

また、法科大学院のない他大学の法学系学部と連携協力し、それらの大学の学生の本研究科への進学機会の拡大を図るよう努めている。具体的には、信州大学経法学部との間で連携協力に関する協定をすでに締結しており、今後、この協定に基づき、本研究科所属の実務家教員による講演会や授業等の提供を行うことを計画している。

さらに、他大学の法科大学院との連携により、本研究科以外の教員の講義を直接又は録画により受ける機会を与えたり、本研究科では開講していない授業や実習の機会を与えるなど、本研究科の魅力を増すための取組みを行っている（基準 2-1-8 に係る状況参照）。さらに、理事と本研究科教員で構成するタスクフォース会議におい

て、入学者確保に向けた方策等について検討し、本研究科の特長を強化するための地元自治体等との連携によるインハウスロイヤーの職域拡大（基準7-4-1に係る状況（3）参照）、学生寮の法務研究科学生用の優先枠の設置（基準7-2-1に係る状況（4）参照）等、大学を挙げて入学者確保に向け取り組んでいる。

以上のように、これまでの取組の成果・効果を分析し、効果的な取組については、拡大、継続するとともに、新たな取組の導入やこれまでの取組の改善を図っているが、これらはここ数年のうちに始まった取り組みであり、その成果が大きく現れるまでいま暫く時間が必要であると考ええる。

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 多様な知識又は経験を有する者を多く入学させるため、社会人・他学部出身者のための「優先合格枠」を設け、社会人・他学部出身者を確保しており、多様なバックグラウンドを持った法曹を養成するという司法制度改革の趣旨を体現している。また、アドミッション・ポリシーに即した意欲ある学生を入学させるべく、入試制度を絶えず真摯に検証し、改善に向けた継続的な努力を行っている。
- ② 入試問題作成に際しては、出題・採点等に際してのミスを事前に防止するとともに、良問を吟味し、問題の質を維持・向上させるため、小論文試験については複数の出題委員が問題作成に当たり、法律専門科目試験については、事前に入試・広報委員および当該科目担当教員による入試問題検討会を開き、不適切な問題を事前にチェックする体制を整備している。また、従来 of 事前チェック体制に加えて、さらに事後チェックの体制を整備することによって、入試問題の質を維持し、厳正かつ公正な入試を確実に担保することに注力している。
- ③ 本研究科では、適性試験や提出書類等による第一次選抜を行わず、また、すべての受験者に対して面接試験を実施している。このような面接試験の導入は、小規模な法科大学院の特性を生かした入試制度である。
- ④ 地域に根ざした法曹教育という本研究科の基本理念の下、従来、入学者選抜試験は本学が所在する金沢市でのみ行ってきたが、年々受験者数が減少している現状に鑑み、定員の見直しを行うと同時に、入試の複数日程化や、地元でロースクールがなくなってしまった地方の学生の獲得に向けた学外会場の設置など、積極的に改善に取り組んでいる。
- ⑤ 多くの進学説明会を開催しており、平成 30 年度（平成 31 年度入試）は本学及び他大学において延べ 18 回開催した。今後も開催場所、開催回数ともに拡大し、内容の充実を図る。
- ⑥ 法学既修者認定のための法律科目専門試験だけでなく、標準コース受験者のための小論文試験についても、合格最低点を設定することで入学者の質を担保している。なお、短縮コースについて、その合格率は、平成 28 年度入試を除いて2倍以上を保っている（平成 31 年度入試では 3.0 倍）。

(2) 課題等

上記のような改善の取り組みにもかかわらず、過去5年間にわたって入学定員を充足できておらず、また入試倍率も、平成 27 年度以降、2倍に届いていない。このことから、毎年実績とその改善策について分析、検討を行い、入試の複数日程化や学外会場の設置等に取り組み、平成 29 年度には、入学者 12 名（入学定員の 80%）を確保する等、一定の成果がみられる。もっとも、上記取り組みが大きな成果に結び付くには一定の時間が必要であり、上記の改善策を継続しつつ、さらに法学類や他大学法学系学部との連携をより一層強化するなど、志願者の安定的確保に向けた取り組みを行う必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準7-1-1に係る状況)

学生の学習面及び生活面における支援については、本研究科内に設置された「教務・学生委員会」が所管し、履修指導や学生生活に関するアドバイス体制の整備等を担当している。(別添資料 26：法務研究科科内委員会及び関連会議等，別添資料 27：平成 30 年度法務研究科科内委員・学内委員名簿)

(1) 履修ガイダンス

入学者全員に対する履修指導として入学者オリエンテーション，その他各年度前期，後期ごとに授業開始前にガイダンスを実施している。ガイダンスでは学生生活上の一般的注意事項を説明した上でシラバスを配付し，授業科目ごとに担当教員が授業の概要等を説明している。専任教員は，原則として，ガイダンスに出席することを義務づけられている。(別添資料 30-1：平成 29 年度後期授業科目ガイダンス資料(教員用)，別添資料 30-2：平成 30 年度前期授業科目ガイダンス資料(2・3年生対象)，別添資料 30-3：平成 30 年度1年次前期授業科目ガイダンス資料)

さらに，オリエンテーションやガイダンス等の学生全体に対する情報提供に加え，個別の学生に対しても，後述の(2)アドバイス教員制度や(3)オフィスアワーの設定等，学習相談や各種助言を適切に行っている。【解釈指針7-1-1-1】

入学者の法科大学院における学習が円滑に進むための配慮として，法律基本科目の授業期間開始前に集中講義にて「法学入門」を実施している。また，入学前の時期(2月～3月)に，憲法，民法，刑法，商法の各分野について，入学者に対して，未修者，既修者に分けて図書を指定し，授業が開始されるまでに読むことを推奨することで，入学当初から効果的な学習を行えるよう配慮している。さらに，平成 30 年度入学試験からは，合格者(実施日との関係で A・B 日程合格者に限る)のうち希望する者に対し，憲法・民法・刑法のごく基礎的な考え方を平易に講ずるとともに，入学後の法科大学院の授業形式をイメージすることができるよう，11 月あるいは 12 月に「入学前学習」を実施している。(別添資料 24：入学までの注意事項等について(平成 30 年度版)2 頁「4. 入学前の事前学習について」，別紙「指定図書一覧」)【解釈指針7-1-1-1，7-1-1-2】

(2) アドバイス教員制度

各学生には、2～3人のアドバイス教員をつけており、履修上、生活上の相談に個別に対応するとともに、学生個人の特性、法学の習熟度、学問的興味、関心、将来の進路に合った履修指導を行っている。

各学期の始めには、直前までの成績表を準備したうえで、アドバイス教員が個別に学生と面接し、学習の状況等を聞き取り、適切なアドバイスをしている。この際には、各学生のアドバイス教員が全員出席し、面談チェック票に従って面接を行うが、チェック票の項目に限らず、学生生活上の様々な相談に対応している。相談内容に、アドバイス教員だけでは対応できない事象や重大な事象が存在する場合には、直ちに学生支援係に連絡し、教務・学生委員会等で適切な対応を図ることにしている（別添資料 31：アドバイス教員要領，別添資料 32：アドバイス教員面談チェック票）。

また、各学期の初めの相談だけでなく、必要に応じて随時、学生の様々な相談に対応している。学生1人につき複数のアドバイス教員をつけているので、平日であれば、各学生のアドバイス教員がすべて不在ということは少ない。休学・退学をしようとする場合には、当該学生とアドバイス教員が面談を行う必要があり、アドバイス教員は、経過報告書を作成しなければならない。さらに、退学勧告（基準4-1-2に係る状況参照）が出された学生にも面談を行い、奮起を促すとともに学習上の相談に乗り、当該学生のフォローを適切に行っている。（別添資料 34：休学届・休学経過報告書・退学届・退学経過報告書様式）

アドバイス教員の構成については、できる限り実務家教員が1人加わるように配慮している。さらに、女子学生には女性教員を少なくとも1人アドバイス教員にあてることで、男性教員には話しづらい身体や心の悩みを相談できる体制を確保している。（別添資料 33：平成30年度アドバイス教員担当学生名簿）

これらのアドバイス教員の業務をまとめた「アドバイス教員要領」を平成23年4月に策定し、各教員はこれに従った学生アドバイスを実施している。（別添資料 31：アドバイス教員要領，別添資料 32：アドバイス教員面談チェック票）【解釈指針7-1-1-1】

なお、入学予定者に対してもアドバイス教員を配置して、入学前から各種相談に対応する体制を整えている。また、平成29年度から、修了生についても、司法試験受験終了まで助言を受けることができるよう、アドバイス教員の制度を拡充することとした。

（3）オフィス・アワーの設定

各教員は、毎週1時間程度のオフィス・アワーを設定し、アカンサスポータル等により学生に周知している。指定した日時に教員は研究室に在室し、学生は事前連絡なく研究室を訪れ質問することができる。また、オフィス・アワー以外にも、教員に質問がある場合には、学生はアカンサスポータルを通じて、または履修の手引に記載されている教員のメールアドレスに連絡し、面談を予約することができる。（法務研究科 Web サイト「教員紹介」）（別添資料 3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引 4頁「5 専任教員名簿」，28頁「2 法務研究科教員のオフィス・アワーについて」，36-41頁「角間地区建物，講義室，教員研究室配置図」，別添資料 35：平成30年度大学院法務研究科専任教員オフィス・アワー）【解釈指針7-1-1-3】

(4) チューター制度、学生アドバイザー制度など

① 弁護士チューター

学生の学習支援のため、現役の弁護士をチューターとして採用し、授業科目の履修をはじめ、学生からの勉学上の相談に対応している。原則として週1～2回、4時限目終了後の時間帯に2時間にわたり、学生相談室に待機し、勉学上の相談に応じている。弁護士チューターは、司法試験基本科目のほとんどについて、初学者から受験生にいたるまで学生の様々な勉学上の相談（学習内容の質問、学習方法の指導、答案の検討、重要論点に関するゼミ形式の議論等）に丁寧に対応しており、相談時間を延長する日もある。学生が相談希望日に確実に指導を受けられるよう、事前の相談予約も受け付けている。なお、現役学生と修了生（後述 SA に限る）の両方の相談に対応しているが、原則として現役学生の相談を優先している。（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引 28頁「3 弁護士チューター等について」、別添資料36：平成29年度弁護士チューター従事実績）

② 未修者チューター

平成27年度から、新入生向け弁護士チューター（未修者チューター）制度を導入し、1年生に対して法科大学院の勉強に関する指導をしている。（平成28年度は授業期間中毎週実施）（別添資料37：「1年生学習支援（未修者チューター）について」）

未修者チューターは、事例問題等の課題を提供し、問題点の指導や解答のアドバイスなどを行うほか、個々の質問や相談にも対応している。

③ 学生アドバイザー

また、修了者の一部は、学生アドバイザー（SA）として、在学生からの勉学上・生活上の各種相談への対応や授業補助業務を行っている。学生アドバイザーは、学生の修学に支障がない範囲内で、本研究科の施設を利用することができ、また担当教員の許可に基づき授業の聴講等を行うことができる。それゆえ、学生アドバイザー制度は、本研究科修了生の学習支援制度としての意義をも有する。（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引 28頁「4 学生アドバイザー制度について」）

なお、弁護士チューター、未修者チューター及び学生アドバイザーに対しては、学生の質問に対し理解を深めるよう努め、解答の作成方法に傾斜した技術的教育や知識の機械的な暗記など受験技術優先の指導をしないよう、依頼時に文書をもって周知しており、実際にもそのような指導は行われていない。【解釈指針7-1-1-4, 7-1-1-5】

このほか、図書室に「学生の声」と表記した目安箱を置き、学生が授業や学生生活についての意見を提出できるようにしている。

(5) 教員・弁護士による講演会を通じた学生の学習意欲向上

平成26年度までは、学生の学習を支援し、勉学へのモチベーションを維持するため、弁護士による新入生に対するアドバイスセミナーを実施し、法科大学院での勉強方法や

司法試験に対する心構えなどを講演していた。平成27年度からは、より個々の学生の状況に応じた助言等を行うために、このセミナーに加えて、上記(4)②の新入生向け弁護士チューター（未修者チューター）が、1年生に対して法科大学院の勉強に関する指導をしている。

このほかにも、随時弁護士や法科大学院教員が講演会を行い、それぞれの立場から勉強方法などについてのアドバイスや、自分の司法試験の体験談を話すこと等によって、学生に参考にしてもらうとともに、勉強や試験へのモチベーションを維持するよう試みている。（データ7-1-1-A）【解釈指針7-1-1-1, 7-1-1-2】

| 【データ7-1-1-A】セミナー・講演会一覧 | | |
|------------------------|---|---|
| 日時 | 講師 | テーマ |
| 平成22年4月27日 | 松田 光代 弁護士 犬塚 雅文 弁護士 | 新司法試験の勉強の仕方にかかるアドバイスセミナー |
| 平成23年5月10日 | 松田 光代 弁護士 犬塚 雅文 弁護士 | 新入生アドバイスセミナー |
| 平成23年12月20日 | 徳田 隆裕 弁護士 片岡 健太 弁護士 | 新司法試験直前期の勉強の仕方等 |
| 平成24年5月7日 | 松田 光代 弁護士 犬塚 雅文 弁護士 | 新入生アドバイスセミナー |
| 平成25年4月2日 | 森川 誠一郎 教授（検察官） | 新入生のための特別講演 「ロースクールにおける勉強方法と心構えについて」 |
| 平成25年5月22日 | 松田 光代 弁護士 犬塚 雅文 弁護士 | 新入生アドバイスセミナー |
| 平成25年8月20日 | 田島 純蔵 教授（弁護士） 森川 誠一郎 教授（検察官） | 今の学生・修習生に求めること 司法試験合格への心構え |
| 平成26年4月1日 | 早川 潤 弁護士 石川 宏一朗 弁護士 北村 勇樹 弁護士 | 新入生アドバイスセミナー（金大法曹界の活動、チューター制度の説明、勉強方法や心構え、新入生への激励） |
| 平成26年8月19日 | 高島 麻子 教授（検察官） | 刑事系科目の勉強の仕方・検察官への道 |
| 平成28年4月5日 | 犬塚 雅文 弁護士 石川 宏一朗 弁護士 北村 勇樹 弁護士 村上 巧市 弁護士 | 自習支援説明会（金大法曹界の自習支援、チューター制度、初学者ゼミについて） |
| 平成29年4月3日 | 犬塚 雅文 弁護士 | 自習支援説明会（金大法曹界の自習支援、チューター制度、初学者ゼミについて） （新入生ガイダンスと併せて実施） |
| 平成30年4月2日 | 犬塚 雅文 弁護士 | 自習支援説明会（金大法曹界の自習支援、チューター制度、初学者ゼミについて） （新入生ガイダンスと併せて実施） |

| | | |
|-----------------|-----------|---|
| 平成 31 年 4 月 1 日 | 口村 直輝 弁護士 | 自習支援説明会（金大法曹界の自習支援，チューター制度，初学者ゼミについて） （新入生ガイダンスと併せて実施） |
|-----------------|-----------|---|

（出典：法務研究科作成）

（6）合格者懇談会

毎年9月に、その年度の司法試験合格者と在学生との懇談会を実施している。合格したばかりの者に、1年、2年、3年それぞれの年の勉強方法や、教科ごとの勉強方法、心がけたことなどをあらかじめ書いてもらい、それを冊子として配付し、それをもとに当日は学生との質疑応答を行い、身近な先輩の合格体験を参考にできるように

| | |
|---------------------------------|--|
| 【データ7-1-1-B】平成30年度合格者懇談会 | |
| 平成30年9月29日（土） | |
| 10:30～11:30 | 弁護士による講演会（合格者向け） 「司法修習から就職までの心構えについて」 |
| 13:00～14:00 | 合格者座談会 （Webサイト及びパンフレット掲載用） |
| 15:30～17:00 | 合格者と在学生の懇談会 |
| （出典：法務研究科作成） | |

なっている。（データ7-1-1-B）（別添資料38：平成30年度司法試験合格者との懇談会資料，別添資料1：2020年法務研究科案内12-13頁「司法試験合格者を囲んで」）

なお、この機会を利用して、合格者のためにもまた、弁護士による司法修習の心構えについての講演会を開催している。（別添資料39：司法試験合格者対象講演会資料「司法修習から就職までの心構えについて」，「司法修習に臨むにあたっての準備・心構えについて」）【解釈指針7-1-1-1】

（7）金沢弁護士会・金大法曹会・検察庁などによる学習支援行事

本研究科は北陸三県の弁護士会（金沢弁護士会，富山県弁護士会，福井弁護士会）から全面的な協力・支援を受けており、理論と実務の架橋を意識した実践的な教育を実施しているが、これらの弁護士会，金沢地方裁判所・金沢家庭裁判所・金沢地方検察庁及び名古屋高等検察庁金沢支部，金沢刑務所及び金沢地方法務局，地元の法曹及び法務行政機関などから様々な形で協力を得て，教科書だけの学修にとどまらない，実務を踏まえた教育を実践している。（データ7-1-1-C）

| 【データ7-1-1-C】支援行事一覧 | | |
|-----------------------|--|-------------------|
| 実施日 | 行事内容 | 参加者 |
| 平成 25 年 5 月 17 日・18 日 | 模擬裁判（金沢弁護士会主催） | 学生 4 名 |
| 平成 25 年 8 月 23 日 | 刑事裁判傍聴（金大法曹会支援行事） 法廷内見学・裁判傍聴・裁判官による説明，引率弁護士による勉強会 | 学生 14 名 教員 1 名 |
| 平成 26 年 9 月 4 日 | 検察官 1 日体験プログラム（名古屋高等検察庁金沢支部） 金沢支部長の講義，検察庁施設見学，演習授業，取調べDVD視聴 | 学生 13 名 教員 2 名 |
| 平成 27 年 2 月 25 日 | 検察官 1 日体験プログラム（名古屋高等検察庁金沢支部） 次席検事による講義，模擬取調べ，取調べDVD視聴 | 学生 9 名・ 教員 1 名 |
| 平成 27 年 9 月 8 日・9 日 | 千葉地方裁判所裁判員裁判傍聴（金沢大学と千葉大学との連携事業） | 学生 8 名 教員 2 名 |
| 平成 27 年 2 月 4 日 | 検察官 1 日体験プログラム（名古屋高等検察庁金沢支部） 模擬取調べ，DVD視聴，討議等 | 学生 9 名 教員 1 名 |
| 平成 28 年 2 月 15 日 | 金沢刑務所施設参観 | 学生 9 名 教員 1 名 |
| 平成 28 年 8 月 22 日・23 日 | 千葉地方裁判所裁判員裁判傍聴（金沢大学と千葉大学との連携事業） | 学生 6 名 教員 2 名 |
| 平成 29 年 2 月 23 日 | 検察官 1 日体験プログラム（名古屋高等検察庁金沢支部） 模擬取調べ，DVD視聴，討議等 | 学生 7 名 教員 3 名 |
| 平成 30 年 2 月 21 日 | 検察官 1 日体験プログラム（名古屋高等検察庁金沢支部） 模擬取調べ，DVD視聴，討議等 | 学生 6 名 教員 3 名 |
| 平成 30 年 3 月 6 日・7 日 | 千葉地方裁判所裁判員裁判傍聴（金沢大学と千葉大学との連携事業） | 学生 6 名 教員 2 名 |
| 平成 31 年 2 月 12 日 | 検察官 1 日体験プログラム（名古屋高等検察庁金沢支部） 模擬取調べ，DVD視聴，討議等 | 学生 7 名 教員 1 名 |
| 平成 31 年 3 月 4 日～6 日 | 千葉地方裁判所裁判員裁判傍聴（金沢大学と千葉大学との連携事業） | 学生 3 名 教員 2 名 |

（出典：法務研究科作成）

（8）千葉大学との連携による裁判員裁判傍聴

本研究科所在地を管轄する金沢地方裁判所管内では重大事件が少なく，裁判員裁判が行われることも少ない。そこで本研究科では，平成 27 年に締結した連携協定に基づき，千葉大学大学院専門法務研究科と合同で，千葉地方裁判所において裁判員裁判の傍聴を行っている。

その際には，傍聴のみならず，閉廷後に千葉地裁裁判官との質疑応答，意見交換等も行っている。（データ7-1-1-D）

なお，連携事業に参加する本研究科学生の千葉までの交通費及び宿泊費を，金沢大学ロースクールAT基金より支援し，金銭的な余裕がない学生も参加できるよう配慮している。

| 【データ7-1-1-D】裁判員裁判傍聴 | | |
|---------------------|---|---|
| 実施日 | 行事内容 | 参加者 |
| 平成 27 年 9 月 8 日・9 日 | 覚せい剤取締法違反事件（法廷通訳あり）・強姦致傷事件裁判傍聴（2グループに分かれて実施） 裁判官との質疑応答，法廷通訳についての説明 | 金沢学生 8 名 千葉学生 13 名 金沢教員 2 名 千葉教員 2 名 |
| 平成 28 年 8 月 22 日・ | 強盗致傷事件の裁判傍聴 | 金沢学生 6 名 |

| | | |
|---------------------|---|---|
| 23 日 | 裁判官との質疑応答，評議室等の見学 | 千葉学生 6 名 金沢教員 2 名 千葉教員 1 名 |
| 平成 30 年 3 月 6 日・7 日 | 強盗強姦等事件の裁判傍聴 裁判官との質疑応答 | 金沢学生 6 名 千葉学生 15 名 金沢教員 2 名 千葉教員 1 名 |
| 平成 31 年 3 月 4 日～6 日 | 偽造通貨行使・覚せい剤取締法違反事件の裁判傍聴 模擬裁判員選任手続参加 裁判官との質疑応答 | 金沢学生 3 名 千葉学生 約 20 名 金沢教員 2 名 千葉教員 2 名 |

(出典：法務研究科作成)

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

(1) 本学による経済的支援【解釈指針7-2-1-1】

① 入学料、授業料減免制度

入学料、授業料減免制度は、学生の経済状況及び学業成績により、入学料、授業料のそれぞれにつき半額又は全額を免除するものである。また、入学料徴収猶予制度は、学生の経済状況及び学業成績により、入学料の徴収を猶予するものである。これら入学料、授業料減免制度及び入学料徴収猶予制度については、合格者に対して合格通知とともに送付する「大学院入学手続要項」に記載し、さらに授業料の減免制度については、入学後に配付する「履修の手引」にも記載することにより周知している。(データ7-2-1-A) (別添資料40：平成31年度(2018年度)法科大学院入学手続要項3-4頁「3 入学料免除を希望する場合の手続」、4頁「4 入学料徴収猶予を希望する場合の手続」、6-7頁「授業料免除(平成29年度前期分)を希望する場合の手続」、別添資料3-2：2019(平成31年度)大学院法務研究科履修の手引26頁「7 授業料の納入及び免除制度について」、別添資料2：2019年度金沢大学大学院便覧140頁「(2)金沢大学授業料免除及び徴収猶予規程」)

【データ7-2-1-A】入学料・授業料減免

①入学料減免・徴収猶予実績 単位：人

| | 入学料減免 | | | 入学料徴収猶予 | |
|--------|-------|------|------|---------|----|
| | 申請者数 | 半額免除 | 全額免除 | 申請者数 | 猶予 |
| 平成26年度 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 平成27年度 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成28年度 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 平成29年度 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 平成30年度 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

②授業料免除実績 単位：人

| | 前 期 | | | 後 期 | | |
|--------|------|------|------|------|------|------|
| | 申請者数 | 半額免除 | 全額免除 | 申請者数 | 半額免除 | 全額免除 |
| 平成26年度 | 10 | 3 | 5 | 9 | 3 | 5 |
| 平成27年度 | 4 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 |
| 平成28年度 | 2 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 |
| 平成29年度 | 5 | 1 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 平成30年度 | 7 | 0 | 3 | 6 | 1 | 3 |

(出典：法務研究科作成)

② 法務研究科学生奨励支援（アカンサス支援制度）・法務研究科新入学者学習支援金

本学独自の給付型奨学金制度である「金沢大学学生特別支援制度」において、大学院研究奨励支援を平成22年度に導入し、平成26年度までは、毎年、本研究科学生のうち成績優秀者6人が5万円の支援を受けていた。平成27年度からは、大学院研究奨励支援が廃止されたことに伴い、本研究科に特化した法務研究科学生奨励支援（アカンサス支援制度）を導入し、平成27年度に4名、平成28年度から平成31年度に各年度

【データ7-2-1-B】学内奨学金

| | 法務研究科 学生奨励支援 (H26年度までは大 学院研究奨励支援) | 法科大学院 新入学者 学習支援金 |
|--------|--|------------------------|
| 平成26年度 | 6 | |
| 平成27年度 | 4 | 0 |
| 平成28年度 | 5 | 3 |
| 平成29年度 | 5 | 7 |
| 平成30年度 | 5 | 2 |
| 平成31年度 | 5 | 2 |

(出典：法務研究科作成)

5名が月額5万円の支援を受けている。(データ7-2-1-B) (別添資料2：2019年度金沢大学大学院便覧141-142頁「(4)金沢大学学生特別支援制度規程」)(法務研究科Webサイト「入試>入学金・授業料・奨学金等」)

このほか、法的素養を備えた有為な人材を育成・輩出し、地域及び社会に貢献することを目的として設立した金沢大学ロースクールAT基金により、アカンサス奨学金の対象とならなかった者に対し、新入学者学習支援金50万円を給付する制度を設けており、平成28年度に3名、平成29年度に7名、平成30年度及び31年度にそれぞれ2名を支援している。

③ 司法修習助成金

司法修習における給費制が廃止されたことを受け、司法試験合格者が司法修習において生活・勉学環境を維持するために、本研究科では平成27年度に金沢大学ロースクールAT基金による修了生に対する司法修習支援制度を設け、初回合格者には100万円、2回目以降受験の合格者には50万円を給付している。

【データ7-2-1-C】司法修習助成金

| | 1回目 合格者 | 2回目以降 合格者 |
|--------|------------|--------------|
| 平成27年度 | 1 | 5 |
| 平成28年度 | 3 | 3 |
| 平成29年度 | 2 | 4 |
| 平成30年度 | 0 | 1 |

(出典：法務研究科作成)

平成27、28年度に各6名が対象となった(データ7-2-1-C)。1回目合格者を優遇することにより、司法試験受験生の早期合格へのモチベーション向上に寄与しているものと思われ、平成28年度には初回で合格した者が半数となった。

ただし、平成29年度からは給費制復活に伴い、初回合格者に30万円、2・3回目の合格者に10万円の給付となり、同年度には6名に、平成30年度には1名にそれぞれ給付された。

(2) 本学以外の団体による経済的支援【解釈指針7-2-1-1】

本学以外の団体による支援として、次の2種類がある。

① 独立行政法人日本学生支援機構による奨学金

本研究科学生も、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金の貸与対象学生となっており、奨学金制度については、合格者に対して合格通知とともに送付する「大学院入学手続要項」に記載するとともに、入学後に配付する「履修の手引」にも記載することにより、周知している。また、本学が入学後に配付する「大学院便覧」にも記載している。（データ7-2-1-D）（別添資料40：平成29年度（2017年）法科大学院入学手続要項9頁「4 奨学金」、別添資料2：2019年度金沢大学大学院便覧122頁「（7）奨学金」、別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引27頁「8 奨学金制度について」）（法務研究科 Web サイト「入試＞入学金・授業料・奨学金等」）

【データ7-2-1-D】在学者における奨学生の割合（独立行政法人日本学生支援機構による奨学生）

新入学者の奨学金採用実績

| | 第1種のみ | 第2種のみ | 第1種・第2種併用 | 奨学生 | 非奨学生 | 奨学生の割合 |
|--------|-------|-------|-----------|-----|------|--------|
| 平成26年度 | 2 | | 1 | 3 | 5 | 37.5% |
| 平成27年度 | 1 | 2 | | 3 | 1 | 75.0% |
| 平成28年度 | 3 | 1 | | 4 | 4 | 50.0% |
| 平成29年度 | 1 | | 1 | 2 | 10 | 16.7% |
| 平成30年度 | 1 | | 1 | 2 | 6 | 25.0% |

（出典：法務研究科作成）

② NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶによる奨学金

弁護士過疎地域での弁護士活動を志す法科大学院生の学費支援を目的とした「NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ」は、中部地方に存する4大学の法科大学院生を対象に奨学生の募集を実施している。（データ7-2-1-E）これについては、合格者に対して合格通知とともに送付する入学手続関連の書類の一つとして文書で案内するとともに、入学後に配付する「履修の手引」にも記載することにより、周知している。（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引27頁「8 奨学金制度について（2）NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ奨学生」、別添資料41：NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ募集要項）（法務研究科 Web サイト「入試＞入学金・授業料・奨学金等」、NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ Web サイト：<https://lawsschubu.jp/>）

【データ7-2-1-E】NPO 法人ロースクール奨学金ちゅうぶ奨学生採用実績

| 年度 | 人数 |
|--------|----|
| 平成26年度 | — |
| 平成27年度 | — |
| 平成28年度 | — |
| 平成29年度 | — |
| 平成30年度 | — |

（出典：法務研究科作成）

（3）在学生に対するその他の学修上の支援

① コピーカードの贈呈

本学を卒業した法曹が組織する金沢大学法曹会から毎年1回、本研究科の全学生に

対して、5,000円分のコピーカードが贈呈されており、学生はこれを利用して授業準備や各自の学修のためのコピーを行っている。

② 学生宿舎の優先割当枠

本研究科では平成29年度から、遠方から入学してきた学生に対する住宅支援として、金沢大学角間キャンパス内に新設された学生宿舎「北溟」に5名分の割り当てが受けられることとなった。平成29年度には2名の、平成31年度には1名の申請があった（平成30年度は申請がなかった）。

③ TKC 模擬試験受験料助成

本研究科では平成27年度より、金沢大学ロースクールAT基金から、株式会社TKCの行う模擬試験の受験料の助成を行っている。本研究科の在学生及び修了生を対象とし、申請により受験料相当額を助成している。
(データ7-2-1-F)

| | 受験料助成 (短答式のみ) (延べ人数) | 受験料助成 (短答式・論文式) (延べ人数) |
|--------|----------------------------|------------------------------|
| 平成27年度 | 22 | 15 |
| 平成28年度 | 24 | 10 |
| 平成29年度 | 36 | 11 |
| 平成30年度 | 33 | 7 |

(出典：法務研究科作成)

(4) その他の生活支援【解釈指針7-2-1-2】

本学・本研究科では、以下のような各種の相談助言体制を設けている。

① 生活相談

本研究科において実施する学生アンケート調査において、学生生活についての項目を設け、寄せられた意見に対して、FD委員会に取りまとめ、所管する委員会で検討の上対応している。(別添資料28：勉学生活アンケート用紙・期末授業評価アンケート用紙)

その他、全学の相談助言体制として、学生がどのようなことでも相談することができる「なんでも相談室ーよるまっし」を設け、本学教員や学生ボランティアが相談員となっている。

② 健康相談

本学の保健管理センターにおいて、定期健康診断を実施するほか、健康等に関する各種相談を受け付けており、相談内容に応じて医師、看護師、心理カウンセラーが対応している。

③ ハラスメント相談

本学の「国立大学法人金沢大学ハラスメント防止等に関する規程」, 「国立大学法人金沢大学ハラスメントの防止・対策に関する指針」に基づき、本研究科内においてもハラスメント防止に努めるとともに、本学の総合相談室の相談窓口となるハラスメント相談員を置いている。(別添資料42：学生用ハラスメント相談パンフレット)

なお、上記の各種相談制度及び相談窓口については、「履修の手引」に掲載して学生に周知している。また、入学者オリエンテーション時にハラスメント相談パンフレットを配付し、教務・学生委員長より口頭でも説明している。（別添資料3-2：2019（平成31年度）大学院法務研究科履修の手引 29 頁「5 「なんでも相談室—よるまっし」について」，「6 保健管理センターについて」，「7 ハラスメントについて」）

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準7-3-1に係る状況)

身体に障害のある学生に対しては、全学的に身体等に障害のある学生の支援を図るため設置された金沢大学障がい学生支援委員会と連携し、チューター制度や聴覚障害のある学生への支援としてのノートテイク制度等の支援を行える体制を整備している。(別添資料2:2019年度金沢大学大学院便覧146頁「(8)金沢大学における障がいのある学生の修学等の支援に関する規程」)(参照:金沢大学 障がいのある学生に対する修学等の支援についてWebサイト,

<http://www.kanazawa-u.ac.jp/campuslife/livelihood/disabilities>)

また、同委員会における支援施策の一環として、全学的に施設整備が行われ、本研究科においては、スロープ、手すり、車椅子のための鏡付きエレベーター、事務室等における引戸が設置されている。(別添資料43:人間社会第2講義棟バリアフリー写真)

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

（1）相談窓口の設置

本研究科では、高度な専門的知識を身につけた修了生の幅広い職域への進路を見据えて、職業支援を行っている。

本研究科の学生一人に対してできる限り実務家教員を含め複数のアドバイス教員を配置しており（基準7-1-1に係る状況参照）、担当する学生に対して前期・後期に少なくとも各1回の面談を行い、入学から修了さらには司法試験合格に至るまで、進路選択等について状況を確認するとともに、相談にも対応している。（別添資料33：平成30年度アドバイス教員担当学生名簿）

また、定期的な面談とは別に、オフィスアワー（基準7-1-1に係る状況参照）等に学生と個別に面談することで、各教員は、法曹となることの適性或法曹三者のいずれを志望するか等、相談内容に応じて実務家教員又は研究者教員が対応する体制となっている。（別添資料35：平成30年度大学院法務研究科専任教員オフィス・アワー）

（2）職業支援体制

本研究科内に「就職支援委員会」を設置し、「就職支援講演会」の開催や、学生のインターンシップの実施等を通じて就職支援を行っている。（別添資料26：法務研究科科内委員会及び関連会議等、別添資料27：平成30年度法務研究科科内委員・学内委員名簿）

本研究科が主催する毎年2回の「就職支援講演会」の目的としては、①司法試験合格後の法曹への進路選択に関する実務家教員（弁護士）による実践的な指導、②法曹以外の職域を志望する場合の本学の就職支援体制に関する説明、③過去の修了生で法曹となった者や他の職域に進路選択した者のほか、各種公務員関係者による個別講演の3つの柱を建て、これらを適宜、講演会の題目に盛り込み、学生及び修了生に対して、進路選択や就職に必要な情報提供を実施している。また、就職支援講演会の終了後には、全学組織である就職支援室のキャリア・カウンセラーの資格を有する職員等の協力を得て、個別の学生に対するカウンセリング相談時間も設定している（データ7-4-1-A）（別添資料29：講演会チラシ）。

また、法曹以外の職域への就職支援に関しては、就職支援室と連携して公務員や民間企業への就職を支援する体制を整えており、法曹以外の職域を希望する学生や修了生に対しては、就職支援室が実施している学内合同企業説明会に関する情報を提供している。

さらに、一般企業、法律事務所、地方公共団体等からの法科大学院修了生に対する求人情報は、研究科施設の1つであるリフレッシュルームに掲示することによって学生に周知しており、法曹以外の求人があり、法曹以外の進路もあることを、広く学生、修了

生に行き渡らせるよう心掛けている。(参照：金沢大学就職支援室 Web サイト，
http://www.kanazawa-u.ac.jp/education/employment/support_office)

| 【データ7-4-1-A】就職支援関係講演会等 | | |
|------------------------|-------------|---|
| | 開催日 | テーマ |
| 平成 26年度 | 平成26年11月11日 | <就職支援説明会> 「法科大学院生向け就職支援ガイダンス」 山本 均 氏 (金沢大学就職支援室長) 「法科大学院の経験を活かした就職」 竹内 克昭 氏 (小松市職員) ※法務研究科修了生，平成26年司法試験合格者 「法曹への道筋」 三浦 久徳 教授 (実務家教員 金沢弁護士会) <個別相談会> 山本就職支援室長によるキャリアカウンセリング |
| | 平成27年3月19日 | <就職支援講演会> 「北陸銀行のインターンシッププログラムについて」 宇都宮 純一 教授 「労働基準監督官の業務について」 東 好宣 氏 (石川労働局労働基準部監督課長) |
| 平成 27年度 | 平成27年10月6日 | <就職支援説明会> 「法曹への道筋」 三浦 久徳 教授 (実務家教員 金沢弁護士会) 「就職活動の現状と，金沢大学就職支援室 (大学本部2階) の役割」 山本 均 氏 (金沢大学就職支援室長) <個別相談会> 山本就職支援室長によるキャリアカウンセリング |
| | 平成28年3月17日 | <就職支援講演会> 「弁護士の仕事とその魅力」 竹内克昭 弁護士 (金沢弁護士会) 「労働基準監督官の業務について」 池田 成夫 氏 (石川労働局労働基準部監督課長) |
| 平成 28年度 | 平成28年6月23日 | <就職支援講演会> 「合格後のキャリアプランニング～法曹になるまで～」 竹森現紗 弁護士 (第二東京弁護士会) |
| | 平成29年3月15日 | <就職支援講演会> 「国税専門官の職務」 1 国税局の業務内容について 杉本 同幹 氏 (金沢国税局人事第二課試験研修係長，国税専門官) 2 国税関係の争訟について 神谷 明夫 氏 (金沢国税局課税部主任国税訟務官) |
| | 平成29年3月17日 | 「キャリアプランナーによる金沢大学就職支援室の案内」 橋本 みの里 氏 (金沢大学就職支援室就職指導係長) |
| 平成 29年度 | 平成29年5月30日 | <就職支援講演会> 「国税不服申立制度の概要と最近の裁決事例」 出村 仁志 氏 (金沢国税不服審判所長) |
| | 平成29年7月8日 | <就職支援講演会> 「企業不祥事における弁護士の役割」 久保利 英明 氏 (第二東京弁護士会) |
| | 平成29年8月8日 | <就職支援説明会> 「企業におけるインハウスローヤーの職務」 |

| | | |
|-------------|------------------|---|
| | | 小川 英之 氏（北陸銀行経営管理部主査 弁護士） 「地方公共団体におけるインハウスローヤーの役割」 中田 千香 氏（加賀市役所総務課主幹 弁護士） |
| 平成 30 年度 | 平成 30 年 7 月 25 日 | <就職支援講演会> 「自治体内弁護士の役割」 中田 千香 氏（加賀市役所総務課主幹 弁護士） |
| | 平成 31 年 3 月 14 日 | <就職支援講演会> 「ローファームの職務」 新井 朗司 氏（森・濱田松本法律事務所 弁護士） |

（出典：就職支援委員会記録）

（3）インターンシップ

法曹実務の修得に向けた授業科目として、学生が弁護士事務所にて一定期間研修に赴いて法曹実務を体験する「エクスターンシップ」があるが、これとは別に、本研究科の基本理念である「地域に根ざした法曹教育」の実現を図るため、学生を銀行や地方公共団体に派遣する企画を行っている。

一つは、平成 26 年 6 月に北陸銀行（本店・富山市）と協定（「インターンシップに関する申合せ」）を結び、学生が参加するインターンシップ・プログラムを授業外で創設したものである。北陸銀行は、既に本研究科の修了生で弁護士となった者を企業内弁護士として採用した実績があり、当銀行での研修を通して、銀行の法実務の実際の現場を体験することによって、企業におけるインハウスロイヤーの役割を理解し、現代の法曹の職域に関する視野を拓き、法曹を目指す学生のモチベーションを高めることができる。この実体験の効果は、学生の就職支援の一環としても位置付けることができるものと考えられる。平成 28 年度および平成 29 年度に学生 1 人が北陸銀行でのインターンシップを経験した（平成 30 年度は希望者がなかった）。

もう一つは、平成 27 年 3 月に石川県加賀市議会と本研究科との間で締結した連携協定（「金沢大学大学院法務研究科・加賀市議会連携協定」）に基づき実施するものである。本研究科の教育目標及び教育課程編成・実施方針の 3 には、《公》の場面における制度設計能力や政策策定能力を身につけることを定めているが、学生は、市議会でのインターンシップを通して、制度設計及び条例作成等の過程を経験し、地方自治体という場所で法律的な専門知識の活用を経験することができるほか、法曹以外の職域を理解する機会にもなっている。平成 28 年度は、学生 2 人が加賀市議会でのインターンシップを経験した。また、このインターンシップは、インハウスロイヤーの必要性を自治体に知ってもらう契機ともなり、平成 28 年度から加賀市では任期付職員（弁護士）の採用候補者試験を行い、平成 29 年 4 月から 2 年間の任期で（5 年を超えない範囲で更新あり）、本研究科出身の弁護士が採用された。（別添資料 44：平成 28 年度加賀市任期付職員（弁護士）採用候補者試験案内）

さらに、平成 30 年 3 月に中村留精密工業株式会社（本社・白山市）とインターンシップ協定を締結しており、今後希望する学生を派遣する予定である。

加えて、平成 30 年度からはこれらのインターンシップにつき単位を付与する授業とし

て新設し、学生が弁護士事務所以外で法曹として働く可能性をより身近なものと感じる機会を拡大している（基準2-1-3に係る状況（4）参照）。

こうした取組によって、修了生の法律事務所以外の法曹職域の拡大に加え、法曹資格を取らなかった者の職域拡大にも尽力している。

なお修了生の就職先については、随時就職先照会をしつつ、本人からの情報提供に基づいて全修了生の動向把握に努めている（基準1-1-2に係る状況参照）。

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 各学生のアドバイス教員の構成については、できる限り実務家教員が1人加わるように配置し、学習指導や学生生活面での指導について、修了時まで継続して、学生の個性に応じたきめ細かな指導ができる体制をとっている。また、平成29年度から、修了生についても、司法試験受験終了まで助言を受けることができるよう、アドバイス教員の制度を拡充することとした。
- ② 弁護士チューター制度や未修者チューター制度を導入し、学生に対する学習支援体制を整備している。
- ③ 入学料・授業料の減免制度や本学独自の給付型奨学金制度を設けているほか、本学以外の団体による経済的支援を紹介することにより、多くの学生が、経済的支援を受けている。
- ④ 授業科目ガイダンスを行うとともに、弁護士や実務家教員による講演会を行い、それぞれの立場から勉強方法などについてのアドバイスや、自分の司法試験の体験談を話してもらうことによって、学生に参考にしてもらうとともに、勉学や試験へのモチベーションを維持するよう試みている。
- ⑤ 教員3人から成る就職支援委員会を置き、法曹界を中心に、幅広い職域への就職の情報、相談に応じている。
- ⑥ 北陸銀行、中村留精密工業株式会社及び加賀市議会との協定およびインターンシップの単位化により、学生がインターンシップとして実務を経験し、インハウスのロイヤーの必要性を認識することに伴い、法曹となった学生の法律事務所以外の職域拡大につながっている。今後は協定企業の拡大により、学生のキャリア選択の可能性をますます広げることができる。

(2) 課題等

該当なし

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格及び評価

基準8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科における専任教員数は14人であり(令和元年5月1日現在)、うち6人が教授、8人が准教授となっている。また、専任ではあるが他の学部・大学院の専任教員(いわゆる「専・他」の教員)はいない。これは、平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)第1条の要件を満たすものである。専任教員の専門分野については、データ8-1-1-Aのとおりである。本研究科には、その種類及び規模に応じた教育上必要な教員を配置している。(様式3：教員一覧、教員分類別内訳、様式4：科目別専任教員数一覧、様式6：教員業績調書)

兼任教員及び兼任教員についても、本研究科における教育課程に応じ必要な教員を配置している。これらの教員については、最終学歴及び主な経歴を本研究科 Web サイトに掲載することにより、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料を学外に開示している。(法務研究科 Web サイト「教員紹介>担当教員の紹介」)

【データ8-1-1-A】専任教員の分類

① 研究者専任教員

| 専門分野 | 教 員 名 | | 人数 |
|-------|-------|------|----|
| 憲法 | 稲葉実香 | 岡室悠介 | 2人 |
| 行政法 | 鶴澤 剛 | | 1人 |
| 民法 | 尾島茂樹 | 舟橋秀明 | 3人 |
| | 宮本誠子 | | |
| 民事訴訟法 | 本間学 | | 1人 |
| 刑法 | 小島陽介 | | 1人 |
| 刑事訴訟法 | 佐藤美樹 | | 1人 |

② 実務家専任教員

| 専門分野 | 教 員 名 | | 人数 |
|---------|-------|------|----|
| 民事法 | 野坂佳生 | 長瀬貴志 | 2人 |
| 商法 | 早川咲耶 | | 1人 |
| 刑事法 | 立石英生 | | 1人 |
| 労働法・倒産法 | 三浦久徳 | | 1人 |

(令和元年5月1日現在)

(出典：法務研究科作成)

基準8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8-1-2に係る状況)

本研究科における専任教員14人は、いずれも当該基準各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を有している。(様式3：教員一覧、教員分類別内訳、様式6：教員業績調書)実務家教員についても、その多くが本研究科専任教員就任前に他大学等において一定の教育経験を積んでいる。

また、本研究科の専任教員のうち、2名が博士課程の科目を担当している。【解釈指針8-1-2-1】

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8-1-3 に係る状況)

(1) 専任教員の採用・昇任

① 採用・昇任の手続きについて

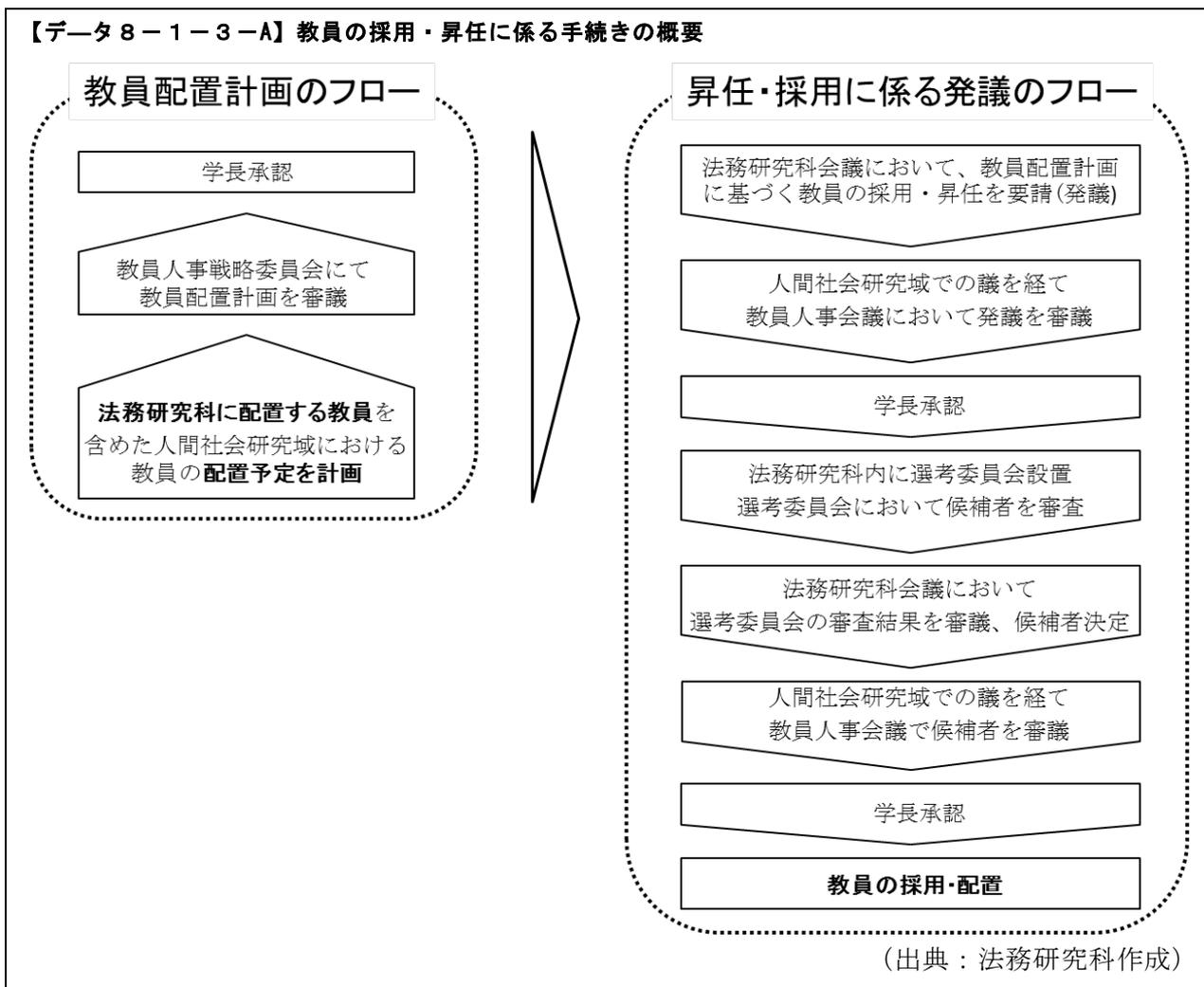
教員の採用及び昇任に関する規則として、「国立大学法人金沢大学職員採用規程」があり、第4条で、教育職員、すなわち教員の採用について、「国立大学法人金沢大学教育職員人事規程」の定めによる旨を規定している。本研究科の専任教員については、その第5条第1項及び第2項で、所属する研究組織である人間社会研究域において作成する教員の配置予定に関する計画を全学の教員人事戦略委員会に附議し、その議を経て学長が承認することを規定している。選考手続きについては、「国立大学法人金沢大学教育職員の採用・承認に係る選考手続きに関する規程」が存在する。(別添資料 48-4：国立大学法人金沢大学職員採用規程第4条、別添資料 48-5：国立大学法人金沢大学教育職員人事規程第5条、別添資料 48-6：国立大学法人金沢大学教育職員の採用・昇任に係る選考手続きに関する規程)

これら本学共通の規則を受けて、本研究科は、「金沢大学大学院法務研究科教員選考内規」を設け、選考の具体的な手続を定めている。その概要としては、まず、本研究科にて教員の採用又は昇任に関する発議を行い、全学の教員人事会議の議を経て学長が承認することとしている。

承認後、研究科会議において、選考委員会を設置し、法務研究科会議構成員(研究科長を除く)の中から、採用人事においては4名、昇任人事においては3名の選考委員を投票により選出する。また、研究科長の依頼を受け、法学系長は選出された委員以外の1名の選考委員を選出する。選考委員会は、これらの選考委員及び研究科長(ただし実質審査には加わらない)によって組織され、互選により委員長を選出し、委員長が選考委員会の議長となる。選考委員会は、昇任人事の場合には選考委員とは別に2名のピア・レビュー(原則として学外または学内他系に所属する研究者)を選任し、このピア・レビューの評価を参考としつつ、②で述べる「選考基準」に基づき、候補者の教育・研究歴及び研究業績等を厳正に審査し、審査が終了した時点で、研究科長に審査結果を報告し、研究科長はこれを本研究科の研究科会議の議に付する。同会議は、構成員の過半数を定足数とし、議事は、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって決する。この結果は、法学系会議に報告の上、人間社会系教育研究会議代議員会においても審議されるが、法務研究科会議の決議が尊重されている。その後、教員人事会議の議を経て学長が承認することとしている。

なお、近年の国立大学をとりまく財政状況に鑑み、全学的視点から後任補充の保留を含めた教員配置の見直しが行われているところであるが、法務研究科においては、その特殊性を踏まえ、前任者退職後即時の後任採用人事が承認されており、複数や単一推薦による選考が承認される等、法務研究科会議の意向が尊重された教員採用が行われている。(データ 8-1-3-A) (別添資料 48-7：金沢大学大学院法務研究科教員選考

内規，別添資料 48-2：金沢大学大学院法務研究科会議細則第5条)



② 採用・昇任の基準について

採用及び昇任のための選考基準に関する規則として、「国立大学法人金沢大学教員選考基準」があり、第7条で、「大学院法務研究科の専任教員の選考基準は、人間社会研究域において定める基準にかかわらず法務研究科において別に定める」ことを規定している。これに基づき、法務研究科において、「国立大学法人金沢大学大学院法務研究科教員採用選考内規」「国立大学法人金沢大学大学院法務研究科教員昇任選考内規」を定め、この基準に基づき、採用や昇任の審査を行っている。(別添資料 48-8：国立大学法人金沢大学教員選考基準第7条，別添資料 48-9：国立大学法人金沢大学大学院法務研究科教員採用選考内規，別添資料 48-10：国立大学法人金沢大学大学院法務研究科教員昇任選考内規)

なお、本研究科の専任教員の採用に際しては、研究者教員であれば担当科目にかかる5年の教育歴，実務家教員であれば担当科目に関連する5年の実務経験を原則として要求しており，これによって高度な教育内容を確保している。なお，平成30年度に採用した実務家教員1名は本研究科着任以前に非常勤講師等による5年の教育歴を有していな

いが、現行司法試験に合格し弁護士としての勤務経験もあることから、法科大学院において要求される高度な教育を行う能力を十分に有している。

(2) 兼担・兼任教員の任用

兼担（学内非常勤講師）・兼任教員（学外非常勤講師）の採用に関して、本研究科は、「大学院法務研究科における非常勤講師の採用手続に関する申合せ」を整備し、これに基づいて、専任教員と同等の高度な教育上の指導能力を有すると判断した者を採用している。採用手続としては、教務・学生委員会が、候補者の履歴や本務校における授業担当等に照らし、上記指導能力を有すると判断した者を研究科会議に推薦する。これに基づき同会議が審議を行い、採用の可否を決定する。（別添資料 48-11：大学院法務研究科における非常勤講師の採用手続に関する申合せ）

なお、実務家教員のうち弁護士については、北陸三県の弁護士会又は「金沢大学法科大学院支援委員会」から推薦を受けた者に関して、教務・学生委員会が上記申合せに基づき審議を行っている。

また、非常勤講師の任用についても、すべての授業担当者（責任担当者でない場合を含む）について、専任教員の採用と同等の、研究者であれば該当科目の教育歴5年以上、実務家であれば実務経験5年以上を要求し、高度な教育を確保している。

非常勤講師の任用後は、本研究科の専任教員と同様の授業が実施できるように、それぞれに連絡を担当する専任教員を配備し、連絡調整することができるように制度化されている。（別添資料 48-12：大学院法務研究科非常勤講師の連絡担当教員に関する申し合わせ）

(3) 教員評価

① 学生アンケートによる授業評価

採用後も一定の教育上の指導能力等を確保するため、本研究科においては、前期・後期にそれぞれ学生による授業評価として中間・期末アンケートを行っており、この結果について教員は各自自己評価を行い FD 委員会に報告書を提出する。また、前期・後期それぞれに教員相互の授業参観を行い、授業参観報告書を FD 委員会に提出する。これらの報告書の内容については FD 委員会において話し合わせ、各教員の授業改善に繋げている。（基準 5-1-1 に係る状況 (2) ②, (3) ①参照）。

② 教員の活動状況に係る評価結果を処遇に反映する教員評価制度

(i) 教員評価制度の概要

本学では、平成 19 年度から教員の教育研究活動の改善と向上に向けた教員評価制度を導入・運用しており、平成 28 年度から、この制度をさらに発展させ、各教員（年俸制適用者を除く）の活動状況に係る評価結果を給与処遇に反映する新たな教員評価制度の導入・運用を開始した。

具体的には、「教育」・「研究」・「診療（医師等の場合）」・「社会貢献」・「その他（管理・運營業務）」の領域について、各教員が当該年度の達成目標（各領域の合計が 100 となるよう各教員がエフォートを配分する）を設定した上で、当該年度終了後に自己評価を行い、学内の適正な手続に従って複数の教員により評価を行った後、所属する部局の長による評価を行う。さらに、その結果を基に教員理事の合議

体である教員理事審査委員会による評価に基づいて教員の給与処遇に反映させるものである。

このほか、年俸制の教員においても業績評価を給与処遇に反映する制度を設けている。本研究科では平成31年4月に着任した岡室教員が該当する。

(ii) 教育上の指導能力の向上

教員評価制度における「教育」に関する評価は、各教員の自己評価と、それを客観的に評価する評価者によって適切に判定される。自己評価の評点の判断は、法務研究科で実施する各学期の学生による授業アンケート結果と教員による授業参観報告書が、ある程度客観的指標となる。第一次評価は各教員が提示する「教育」に関する活動状況に基づいて行われており、評価結果を受け個々の教員は授業内容・方法に対する改善を行う等、教員評価制度により教育上の指導能力の向上に係るPDCAサイクルを実践する体制を構築している。

(iii) 研究活動の充実

本研究科の教員が所属する人間社会研究域では、平成27年度から全教員の研究業績全般に関して、学術振興会の専門分野別の分類に従い、各教員の研究業績を一覧できる「金沢大学 人間社会研究域研究業績集」を作成しており、最新版として平成29年度版を本学 Web サイトにて公開している。（http://www.kanazawa-u.ac.jp/collegeschool/10_hs/gyouseki/index.html）

これらの研究業績については、毎年度、各教員が「教員評価」のために更新することを義務づけ、教員評価制度における「研究」に関する評価のための活動状況として提示することとしており、研究活動の一層の充実を図っている。

8-2 専任教員の配置及び構成

基準8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

本研究科は、法務専攻のみから成り立っており、専任教員は、全て当該1専攻に限る専任教員であり、法務研究科のみで専任とされている専任教員である。【解釈指針8-2-1-1】

本研究科における令和元年5月1日現在の専任教員数は14人であり、うち6人が教授である。必置専任教員数は12人であるため、その半数を教授が占めている。さらに、専任教員14人のうち実務家教員である5人は、そのほとんどが法曹として10年以上の実務経験を有している。（様式3：教員一覧，教員分類別内訳，様式4：科目別専任教員数一覧）

【解釈指針8-2-1-2】

また、本研究科の学生の収容定員は45人であるので、本基準により法務研究科に置くことを求められる必置専任教員数は前述のとおり12人であるが、本研究科の教育の理念及び目標を実現するために必要であることから、この数を超える14名の専任教員を各科目に適切に配置している。また、前述のとおり、全ての専任教員は他専攻の専任教員を兼ねておらず、法務研究科学生の指導を最優先にする充実した教育体制を敷いている。（データ8-1-1-A）【（旧）解釈指針8-2-1-3（現在は削除）】

基準8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準8-2-2に係る状況）

法律基本科目については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員を置いている。なお、本研究科の入学定員は15人であるが、憲法には2人、民法には3人の、複数の専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く）を置き、充実した指導体制を整えている。

なお、平成30年度に採用した商法担当教員は実務家教員であるが、大学院における研究者養成課程を修了して博士号を有しており、当該科目を適切に指導する能力を十分に有している。（データ8-1-1-A）（様式3：教員一覧，教員分類別内訳，様式4：科目別専任教員数一覧，様式6：教員業績調書）【解釈指針8-2-2-1（該当なし）】

基準8-2-3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準8-2-3に係る状況)

基準8-1-1に係る状況(データ8-1-1-A)及び基準8-2-2に係る状況のとおり、全法律基本科目において専任教員を配置している。

本研究科においては、「地域に根ざした法曹教育」を基本理念に掲げ、理論と実務を架橋する高度な教育を実施するため、教育目標及びカリキュラム・ポリシーに基づいたカリキュラムを編成している。このことにより、本研究科が教育上主要と認める授業科目は、法律基本科目に該当する「法学入門」、基本7法の講義と演習、「公法総合演習」「民法総合演習Ⅰ・Ⅱ」「刑事法総合演習」、及び、実務基礎科目である「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「法曹倫理」「クリニック」「エクスターンシップ」「模擬裁判」である。

これら29科目のうち、「クリニック」「エクスターンシップ」「模擬裁判」を除く26科目が必修科目であるが、そのうち23科目は専任教員のみによって行われる授業である(平成29年度は、サバティカル研修を取得した教員の担当する法律基本科目1科目を兼任教員が担当。また、平成30年度は9月採用予定の教員が前期開講の法律基本科目1科目を非常勤講師として担当。なお、平成31年度は検察官、裁判官の派遣中止に伴い、専任教員のみにより行われる授業は上記26科目のうち「刑事訴訟実務の基礎」を除く25科目となる予定である)。「法学入門」「法曹倫理」「刑事訴訟実務の基礎」の3科目は、専任教員と非常勤講師により行われているが(平成31年度は「刑事訴訟実務の基礎」のみの予定)、いずれも責任教員は専任教員である。本研究科は小規模なため、すべての授業が1クラスのみである。よって、必修科目26科目のうち、専任教員のみが担当する科目は88%(平成29年度、平成30年度は85%。平成31年度は96%)であり、責任教員が専任教員であるものは100%(平成29年度、平成30年度は96%)である。また、担当する専任教員はすべて法務研究科でのみ専任の教員である。(データ8-2-3-A)

また、「地域に根ざした法曹教育」という本研究科の基本理念に鑑み、企業の倒産による労働者の権利をめぐる問題等が現在の地域社会において頻繁に生じうる問題となっていることから、展開・先端科目に属する「倒産法Ⅰ」「倒産法Ⅱ」「労働法Ⅱ」について、平成22年度から専任教員(実務家教員)を1人増員するとともに、「民事保全・執行法」及び「環境法」についても、専任教員が講義を行っている。

さらに、平成28年度に検事経験のある専任教員(実務家教員)を採用し、刑事実務についても実践的かつ継続的な、より充実した指導が可能になった。(様式1:開講授業科目一覧、様式3:教員一覧、教員分類別内訳、様式4:科目別専任教員数一覧)

なお、専任教員の年齢構成は、60歳代1人、50歳代3人、40歳代6人、30歳代4人(令和元年5月1日現在)であり、比較的バランスの良い配置となっている。

このことにより、学生の個性や特性に即応した学習上及び学生生活上の指導を行うこと

ができるとともに、本研究科の将来計画の面でも、円滑な人事計画を組むことができる。

(データ8-2-3-B) 【解釈指針8-2-3-1】

| 【データ8-2-3-A】主要科目中の必修科目における専任教員の担当割合 | | | | | |
|---|--------------|--------------------------------|--------------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 主要科目 | 必修科目 クラス数 | 専任教員担当クラス数 | | 専任教員担当割合 | |
| | | (責任教員が 専任教員であ るもの) | うち専任教員 のみで行われ ているもの | (責任教員が 専任教員であ る割合) | うち専任教員 のみで行われ ている割合 |
| 法律基本科目 23 科目 (平成 29・30 年度) (平成 31 年度) | 23 クラス | 23 クラス (22 クラス) (23 クラス) | 22 クラス (21 クラス) (23 クラス) | 100% (96%) (100%) | 96% (91%) (100%) |
| 法律実務基礎科目 6 科目 (平成 31 年度) | 3 クラス | 3 クラス | 1 クラス (2 クラス) | 100% | 33% (67%) |
| 計 (平成 29・30 年度) (平成 31 年度) | 26 クラス | 26 クラス (25 クラス) (26 クラス) | 23 クラス (22 クラス) (25 クラス) | 100% (96%) (100%) | 88% (85%) (96%) |

カッコ内は平成 29 年度については専任教員のサバティカル研修に伴う数値、平成 30 年度については 9 月採用予定の教員が前期開講科目を非常勤講師として担当したことに伴う数値、平成 31 年度については検察官・裁判官の派遣中止などに伴い一部科目を選任科目のみで行うこととしたことに伴う数値

(出典：法務研究科作成)

| 【データ8-2-3-B】専任教員の年齢構成 | | |
|-----------------------|------|-------|
| 30 歳代 | 4 名 | 28.6% |
| 40 歳代 | 6 名 | 42.9% |
| 50 歳代 | 3 名 | 21.4% |
| 60 歳代 | 1 名 | 7.1% |
| 計 | 14 名 | |

(令和元年 5 月 1 日現在)

(出典：法務研究科作成)

基準8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-2-4に係る状況)

専任教員14人のうち、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員(いわゆる実務家教員)は5人であり、弁護士、検察官、裁判官それぞれについて、5年以上の実務経験を有する教員を擁している。これは、必置専任教員数の41.7%(専任教員総数の35.7%)を占める。なお、本研究科では、実務家教員に弁護士との兼業を認めており、すべての実務家教員が現役弁護士としても活動しているため、実務から遠ざかっている実務家教員は存在しない。また、すべての実務家教員が、その実務経験(弁護士、検事、裁判官)と関連する授業科目を担当している。(様式3：教員一覧、教員分類別内訳)

【解釈基準8-2-4-1】

なお、専任教員14人の中に、いわゆるみなし専任教員は存在しない。(様式3：教員一覧、教員分類別内訳) **【解釈基準8-2-4-2】**

基準 8-2-5

基準 8-2-4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8-2-5 に係る状況)

基準 8-2-4 で述べたように、専任の実務家教員 5 人は、ほぼすべてが法曹としての実務経験を 10 年以上有している現役の弁護士であり、さらに、弁護士、検察官、裁判官のすべてについて、5 年以上の実務経験を有する者が存在する。(様式 3 : 教員一覧, 教員分類別内訳)

8-3 教員の教育研究環境

基準 8-3-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

各専任教員の授業負担は、別紙様式 3 のとおりであり、その授業負担は 1 名を除き、年間 20 単位以下にとどまっている。この 1 名についても、20 単位を超える分は学類生の卒業論文（6 単位）の指導であり、毎週の授業負担があるわけではない。（様式 3：教員一覧，教員分類別内訳）【解釈指針 8-3-1-1】

基準 8-3-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8-3-2 に係る状況)

平成 25 年 4 月 1 日に国立大学法人金沢大学サバティカル研修規程及び国立大学法人金沢大学サバティカル研修実施細則が施行され、勤続 7 年以上の教員（40 歳未満の教員は、勤続 5 年）について、3 月以上 1 年以内の期間で、国内外でのサバティカル研修が取得できる制度が整備された。法務研究科の専任教員においても、この制度により、研究専念期間を確保することが可能となっている。なお、法務研究科の専任教員がサバティカル研修を取得するためには、法務研究科会議において、教育活動、研究活動及び大学への貢献等を項目とした審査を受ける必要がある。また、本制度はサバティカル研修を取得してから 7 年経過後に再び申請することが可能である。

本制度を活用し、法務研究科の専任教員が 1 名、平成 28 年 10 月から平成 29 年 9 月まで 1 年間のサバティカル研修（フランス、ストラスブール）を行った。（別添資料 48-13：国立大学法人金沢大学サバティカル研修規程，別添資料 48-14：国立大学法人金沢大学サバティカル研修実施細則）

基準 8-3-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8-3-3に係る状況)

本研究科を主に担当する事務職員として、2人を配置しており(教職大学院担当を兼任する者を含む)、この事務職員が教務事項や施設管理などの事務全般を担当している。

(基準 9-1-2に係る状況参照)

その他、法務研究科図書室の図書管理及び図書の発注・整理のため、司書1人(週4日2時間勤務)を配置している。(基準 10-1-1に係る状況参照)

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 必置専任教員数を超える数の専任教員を、60歳代、50歳代、40歳代及び30歳代の4つの年代においてバランス良く配置していることにより、学生の個性や特性に即応した履修上及び学生生活上の指導を行うことができるとともに、本研究科の将来計画の面でも、円滑な人事計画を組むことができる。
- ② 本研究科が教育上主要と認める授業科目である法律基本科目及び法律実務基礎科目について、すべての必修科目で責任教員は専任教員であり、また8割以上の必修科目を専任教員のみが担当している。また、専任教員はすべて他専攻の専任教員を兼ねていない。このことは、法曹養成の中核を成す部分の教育が責任を持って実施されることを意味している。
- ③ 法曹としての実務経験を5年以上有する現役の実務家教員が必置専任教員の41.7%を占め、裁判官、検察官、弁護士全てについて実務経験者がいる。このことは、より実践的な法曹養成が実現できる体制を整備していることを意味している。
- ④ 教員の採用及び昇任に関し、規程や審議機関が体系的に整備されており、その上で、本研究科において採用及び昇任のための選考基準を定めているなど、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が構築されている。
- ⑤ 教員の採用に関しては、非常勤講師も含め、5年以上の教育歴または実務経験を原則として要求しており、これによって高度な教育を確保している。

(2) 課題等

該当なし

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準9-1-1に係る状況）

（1）会議

本研究科は、その運営に関する重要事項を審議する独自の組織として、法務研究科会議を置いている。同会議は、本研究科の専任教員の教授及び准教授で構成している。法務研究科会議は、法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜、教員人事及びその他運営に関する重要事項について、独自に審議決定している。（データ9-1-1-A）（データ9-1-1-B）なお、教員の人事については、原則として、教員組織である法学系会議で審議し、教員人事会議の議を経て学長が決定することとなるが、法務研究科においては、その特殊性を踏まえ、その適用を除外されている。【解釈指針9-1-1-1, 9-1-1-2, 9-1-1-3】

【データ9-1-1-A】法務研究科会議関係規程等

○金沢大学学則（平成31年4月1日）（別添資料2：2019年度金沢大学大学院便覧1-13頁）

第22条 学域、研究科、国際基幹教育院、研究域、附属病院、がん進展制御研究所、ナノマテリアル研究所、附属図書館、学内共同教育研究施設、保健管理センター、グローバル人材育成推進機構、新学術創成研究機構、先端科学・社会共創推進機構及び国際機構を部局とし、それぞれ学域長、研究科長、国際基幹教育院長、研究域長、附属病院長、がん進展制御研究所長、ナノマテリアル研究所長、附属図書館長、学内共同教育研究施設の長、保健管理センター長、グローバル人材育成推進機構長、新学術創成研究機構長、先端科学・社会共創推進機構長及び国際機構長（以下「部局長」という。）を置く。

（略）

8 第1項に定める部局に、部局長を補佐するため、副部局長を置くことができる。

第27条 教授会として、人間社会学域、人間社会環境研究科、法務研究科、教職実践研究科及び人間社会研究域の教育及び研究に関する重要事項を審議するため、人間社会系教育研究会議を置き、その下に、学類会議、研究科会議、系会議を置く。

○金沢大学研究科会議規程（平成30年4月1日）（別添資料48-1：金沢大学研究科会議規程）

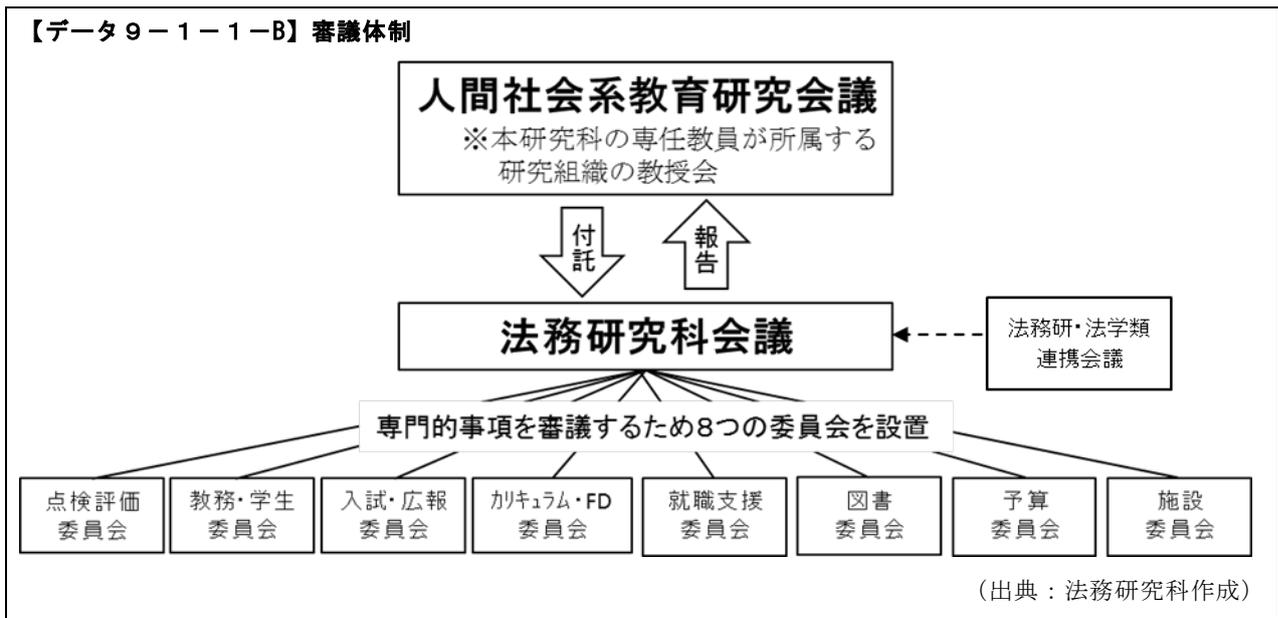
第3条 会議は、教育研究会議又は新学術創成研究機構教員会議から付託された当該研究科に係る次の事項について審議する。

- (1) 中期目標・中期計画及び年度計画に関する事項
- (2) 規程その他の教育に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (3) 教育に係る予算の執行に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (6) 学生の入学又は課程の修了その他学生の在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項

(7) 教育の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 (8) 授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究の実施に関する事項
 (9) その他教育に関する重要事項
 2 会議は、前項に定めるほか、次の事項について審議する。
 (1) 研究科長の候補者の選考に関する事項
 (2) その他当該研究科に関する重要事項

○金沢大学大学院法務研究科会議細則（平成 29 年 4 月 1 日）（別添資料 48-2 金沢大学法務研究科会議細則）

（組織）
 第 2 条 会議は、金沢大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）を担当する者のうち、次に掲げる者をもって組織する。
 (1) 専任の教授、准教授、講師（常時勤務の者に限る。）及び助教（以下「教員」という。）
 (2) 前号に掲げる者の他、年間 6 単位以上の授業を担当し、研究科の教育課程編成等の運営に責任を有する者
 （開催）
 第 3 条 会議は、研究科長が必要と認めたとき又は構成員の 4 分の 1 以上の要求があったときに開催する。
 （審議事項）
 第 4 条 会議は、規程第 3 条に定めるもののほか、法学系会議から付託された事項について審議する。



なお、法務研究科会議は、月に 1 度定例で開催しているが、必要に応じて臨時に開催することもある。（データ 9-1-1-C）

【データ 9-1-1-C】 平成 30 年度法務研究科会議開催一覧

| | | | | | |
|------------------|---------|----|-------------------|---------|----|
| 平成 30 年 4 月 24 日 | 第 164 回 | 定例 | 平成 30 年 11 月 27 日 | 第 172 回 | 定例 |
| 平成 30 年 5 月 22 日 | 第 165 回 | 定例 | 平成 30 年 12 月 18 日 | 第 173 回 | 定例 |
| 平成 30 年 6 月 26 日 | 第 166 回 | 定例 | 平成 31 年 1 月 22 日 | 第 174 回 | 定例 |
| 平成 30 年 7 月 24 日 | 第 167 回 | 定例 | 平成 31 年 2 月 19 日 | 第 175 回 | 臨時 |
| 平成 30 年 9 月 4 日 | 第 168 回 | 臨時 | 平成 31 年 2 月 26 日 | 第 176 回 | 定例 |

| | | | | | |
|-------------|-------|----|------------|-------|------|
| 平成30年9月25日 | 第169回 | 定例 | 平成31年3月1日 | 第177回 | 書面附議 |
| 平成30年10月23日 | 第170回 | 定例 | 平成31年3月8日 | 第178回 | 書面附議 |
| 平成30年10月29日 | 第171回 | 臨時 | 平成31年3月26日 | 第179回 | 定例 |

(出典：法務研究科作成)

法務研究科会議の下に、専門的事項を審議するため、8つの委員会を設置し、すべての委員会について本研究科の専任教員が委員となり（ただし、「法務研究科・法学類連携会議」については法学類専任教員が委員に加わる）、組織的に業務を分担し、遂行している。委員会で取りまとめた議案は、法務研究科会議に附議し、その審議結果に基づき、速やかに各委員会が実施している。（データ9-1-1-B）（別添資料26：法務研究科科内委員会及び関連会議等，別添資料27：平成30年度法務研究科科内委員・学内委員名簿）

（2）研究科長

本研究科の長として、専任の法務研究科長を置き、法務研究科長を補佐するため、副研究科長を置いている。平成28年度からは、業務の多様化に対応するため、副研究科長を2名（うち1名は実務家教員）に増員した。（データ9-1-1-A）（別添資料48-3：金沢大学大学院法務研究科副研究科長に関する規程）

基準 9-1-2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5-1-1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

（基準 9-1-2 に係る状況）

(1) 事務運営体制の整備

本研究科の人事、総務、会計及び学務に関する事務については、人間社会系事務部における総務課、会計課及び学生課が担当しており、平成 30 年度は計 46 人を配置している（他学類等を主として担当する職員も含む）。（データ 9-1-2-A）（別添資料 45：金沢大学人間社会系事務部組織図）

本研究科の教務及び学生生活に関する事務については、人間社会系事務部学生課大学院係（平成 29 年 6 月 30 日までは法務研学務係）が担当している。その事務室は本研究科の講義室、演習室、自習室、図書室、法情報実習室等の諸施設を設置している人間社会第 2 講義棟に置いており、教員や学生からの要望に迅速に対応することが可能な体制となっている。

【データ 9-1-2-A】法務研究科担当事務職員数一覧

| 人間社会系事務部 | | | | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|------|-----|-------|------|
| 事務部長 | 1 人 | | | | | | | |
| | 総務課 | | 会計課 | | 学生課 | | | |
| 課長 | 1 人 | | 1 人 | | 1 人 | | | |
| 副課長 | 1 人 | | 1 人 | | 1 人 | | | |
| | 総務係 | 人事係 | 経理係 | 調達係 | 大学院係 | 入試係 | 学生支援係 | 教務係* |
| | 5 人 | 5 人 | 5 人 | 4 人 | 5 人 | 3 人 | 3 人 | 9 人 |

* 教務係は学士課程の事務を担当する。

（令和元年 5 月 1 日現在）

（出典：法務研究科作成）

(2) 教職員への研修機会の提供

① 教職員に対する研修

金沢大学においては、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるため、各教職員のキャリアパスを見据えた様々な研修を計画的に実施しており、これらは法学系メーリングリストによって本研究科の教職員にも周知され、研修への参加機会が提供されている。平成 30 年度に通知された研修のうち、本研究科の教職員に関係が深い主な研修等を抜粋してデータ 9-1-2-B に示した。

また、平成 27 年度には、e-learning 教材による「研究活動不正行為等防止のための倫理研修」の受講がすべての教職員に義務づけられるなど、研修会の形以外の研修も実

施されている。【解釈指針9-1-2-1(1)(2)】

| 【データ9-1-2-B】全学研修会（平成30年度） | | |
|---------------------------|--|-----------------------------|
| ① 金沢大学主催のもの | | |
| 日時 | 研修会名 | 内容・備考 |
| 平成30年4月3日 | 新任教員説明会 | 他の教職員の聴講可，動画配信 |
| 平成30年4月4日 | 全学FD研修会～新任教員を中心として | 他の教職員の聴講可 |
| 平成30年5月24日・6月14日 | 金沢大学教育関係共同利用拠点FDAL研修「アクティブ・ラーニングについて共に考える」 | |
| 平成30年6月23日 | 2018年度第1回金沢大学SDリーダー養成プログラム-「優しさ」育成SDプログラム デイタイム型研修- | |
| 平成30年7月19日 | 平成30年度第1回国際基幹教育院FD研修会 | |
| 平成30年7月30日 | 第5回アクティブ・ラーニングFD研修会 “Re-Inventing Learning Environment in University” | |
| 平成30年8月～平成30年9月 | 平成30年度秋季タフツ大学ELP教員研修プログラム (教員対象英語研修) | 全8週(オンサイト2週，オンライン6週) |
| 平成30年10月3日・9日・10月22日 | 本学が経理するすべての経費の適正な執行及び公正な研究活動に関する研修会(3会場・3回) | |
| 平成30年12月27日～平成31年3月31日 | 「個人情報の適切な管理」に関する研修 | オンライン研修 |
| 平成31年2月～平成31年3月 | 平成31年度春季タフツ大学ELP教員研修プログラム (教員対象英語研修) | 全4週(オンサイト2週，オンライン2週×2コース) |
| 平成31年3月5日～3月7日 | English for Academics 教員の為の英語研修プログラム | |
| | | |
| ② 他機関主催のもの | | |
| 日時 | 研修会名 | 主催者(会場)・備考 |
| 平成29年9月15日 | 平成29年度北陸大学FD・SD研修会 | 北陸大学 |
| 平成29年9月25日 | FD・SD研修会 「大学入試改革の背景と方向性」 | 大学コンソーシアム石川(しいのき迎賓館セミナールーム) |
| 平成29年11月18日 | FD・SD研修会 「ケースメソッドを用いたSDの体験学習」 | 大学コンソーシアム石川(しいのき迎賓館セミナールーム) |
| 平成29年12月25日 | FD・SD研修会 「地方小規模私立大学を活性化するには」 | 大学コンソーシアム石川(しいのき迎賓館セミナールーム) |

| | | |
|------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 平成 30 年 1 月 19 日 | FD・SD 研修会 「イノベーション教育入門」 | 大学コンソーシアム石川（しいの き迎賓館セミナールーム） |
| 平成 30 年 1 月 19 日 | 「協同による学習支援の課題を整理す る」 | 岐阜大学教育推進・学生支援機構 |
| 平成 30 年 2 月 27 日 | FD・SD 研修会 「インストラクショナルデザイン入門」 | 大学コンソーシアム石川（しいの き迎賓館セミナールーム） |

（出典：法務研究科作成）

② 法科大学院協会主催その他の研修

本研究科では、毎年 8 月・9 月に法科大学院協会が主催している教員研修（司法修習における集合修習の授業見学・司法研修所との意見交換）や、法科大学院協会から通知のあった日弁連等の主催するシンポジウムや研修について、本研究科所属の全教員に通知し、参加の機会を与えている。本研究科教員の参加実績は、データ 9-1-2-C の通りである。【解釈指針 9-1-2-1（3）】

| 【データ 9-1-2-C】法科大学院協会等の主催する研修（本研究科教員が参加したもの） | | |
|---|--|-------|
| 日 時 | 研修内容 | 教員の参加 |
| 平成 24 年 8 月 23 日 | 平成 24 年度法科大学院協会主催教員研修（民事系） | 1 名参加 |
| 平成 24 年 9 月 1 日 | 日弁連「法科大学院制度のあり方に関するシンポジウム」 | 1 名参加 |
| 平成 24 年 12 月 1 日 | 日弁連エクスターンシップ・シンポジウム | 1 名参加 |
| 平成 25 年 5 月 11 日 | 法科大学院協会シンポジウム「法科大学院修了生の活躍と今後の課題——多様な人材の輩出に向けて——」 | 2 名参加 |
| 平成 29 年 8 月 31 日 | 平成 29 年度法科大学院協会主催教員研修（刑事系） | 1 名参加 |

（出典：法務研究科作成）

基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

本研究科の設置者である国立大学法人金沢大学の学長が、効率的、合理的な大学運営及び本学の中期目標、中期計画、年度計画の実現のために役員会で決定された金沢大学予算編成方針に基づき、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために必要な人件費、教育経費、研究経費及び管理経費等について当初予算配分を行っている。

本研究科の予算は、他の大学院に比して高額な授業料収入が確保されていることに配慮しつつ、法曹養成に必要な教育活動の維持・向上、及び学生の教育に必要な専門の図書室や法情報実習室の設置・管理に必要な経費を負担するものとなっている。(別添資料46：平成30年度法務研究科予算計画及び平成29年度決算書)

また、学長は、必要に応じ、本研究科の求めに応じて、財政上の事項について本研究科の意見を聴取する機会を設定している。

なお、前述のように、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために必要な予算は十分に配分されている。例えば、必要な非常勤講師費用は毎年確実に配分されている上、平成27年度に行われた入学定員の削減に際しても、教員定員の削減、予算の大幅削減は行われていない(ただし、大学全体の戦略に基づく教員定員の削減および学生の現員減にともなう予算減は除く)。

さらに、平成28年4月に、法曹教育の充実のために、「金沢大学ロースクールAT基金」を創設し、財政的基礎を強化している。同基金は、学生教育費や学習支援、法科大学院志願者数の増加に向けた広報活動費等に活用している。【解釈指針9-1-3-1】

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 本研究科における教育活動及び管理運営を適切に実施するため、独自の意思決定機関である法務研究科会議を設置し、さらに専任の研究科長の下、8つの委員会を設置し、組織的に業務を行う体制を整備している。
- ② 本研究科の円滑な管理運営を実現するために、事務体制として、大学院係、入試係、学生支援係が置かれ、大学院係5名のうち2名が法務研究科担当となっている。
- ③ 本研究科における教育活動の維持及び向上を図るため、法科大学院の設置者である学長が財政面において配慮している。さらに、平成28年4月には、法曹教育の充実に向け「金沢大学ロースクールAT基金」を創設し、財政的基礎を強化している。
- ④ 教職員に必要な知識及び技能を習得させ、その能力及び資質を向上させるための研修について、教職員に積極的に周知し、参加できる体制を作っているのみならず、ハラスメント防止や研究費の適正使用などの重要な研修については、全学的に参加が義務づけられている。また、他大学主催の研修や、法科大学院協会主催の研修についても、周知し参加を推奨している。

(2) 課題等

該当なし

第 10 章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設、設備及び図書館等

基準 10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準 10-1-1 に係る状況)

本研究科には、専用または優先利用の施設として約 35 人収容できる講義室（2 室）、大小の演習室（2 室）のほか、法情報実習室（1 室）、模擬法廷室（1 室）（以上人間社会第 2 講義棟）、法務研究科図書室（1 室）、自習室（5 室）、学生討論室（1 室）、リフレッシュルーム（1 室）、非常勤講師控室（1 室）、研究科長室（以上人間社会 3 号館）、教員の研究室（14 室）（人間社会 2 号館・3 号館）がある。（別添資料 3-2：2019（平成 31 年度）大学院法務研究科履修の手引 36-41 頁「角間地区建物、講義室、教員研究室配置図」、別添資料 23：法務研究科教室・研究室等の状況）

(1) 講義室・演習室・模擬法廷室・法情報実習室・学生討論室

講義室には 1 学年全員（定員 15 人）を収容することができ、演習室も授業を実施するに十分なスペースを有している。これらの教室は、講義や演習で利用するほか、予約すればグループ討論や自主ゼミで自由に利用することができる。

模擬法廷室には、模擬法廷セットが常設されており、ここで、模擬裁判、刑事訴訟実務の基礎などの各授業を行うことが可能になっている。

法情報実習室には、講師専用のパソコン・モニターのほか、LAN に接続したパソコンを 18 台設置しており、すべてのパソコンをプリンター 2 台と接続している。

情報検索端末は、法務研究科図書室及び法情報実習室（講義等で使用していない場合に限る）のパソコンを 24 時間、自由に使用することができる。プロジェクター使用可能な教室は 3 室ある。

さらに、予約不要でいつでも学生が討論や自主ゼミに利用できる学生討論室を一室設けており、弁護士チューターに指導を受けるための部屋としても利用している。（別添資料 23：法務研究科教室・研究室等の状況）【解釈指針 10-1-1-1】

(2) 自習室

学生の自習室がある建物には、夜間・休日でも学生証（IC カード）をかざして解錠し（平成 28 年 12 月まではカードキーを学生全員に貸与していた）、年間を通じて 24 時間いつでも自習室を使用できる体制をとっている。自習室には学生全員分の机、椅子、照明スタンド、およびロッカーを確保している。また、学生の自学自習に係る利便性を考慮し、本研究科図書室と同じ人間社会 3 号館に自習室を置いている。【解釈指針 10-1-1-2】

(3) 図書館等

① 法務研究科図書室

本研究科には専用の法務研究科図書室（120 m²）があり、図書委員会が管理運営している。本研究科学生及び教員は学生証・職員証（平成 29 年 3 月 31 日までは法務研究科カードキー）を用いて 24 時間使用することができる。同図書室には、図書 6,525 冊（購入分 5,436 冊，寄贈分 662 冊，法学部からの移管分 427 冊）（平成 31 年 3 月 31 日現在）、雑誌 19 誌を配架している。さらに、TKC ローライブラリ、LLI 判例・法律雑誌検索システムを導入している。TKC ローライブラリ及び LLI 判例・法律雑誌検索システムについては、学生の勉学の支援をより充実させることを目的に、平成 30 年度からその利用料を研究科で負担することとした。（別添資料 3-2：2019（平成 31 年度）大学院法務研究科履修の手引 32-33 頁「3 法務研究科図書室の利用について」）

この法務研究科図書室には、本研究科の授業で利用する図書のほか、司法試験のための学修に必要な図書類が備えられており、さらに「図書購入リクエスト用紙」により、学生からの図書の購入希望を積極的に受け付けるとともに、毎年改訂されるシラバスに記載された教科書や参考書の必要図書や教員から学生用図書の購入希望を募り、蔵書の充実を図っている。毎年度に追補購入された単行書は、ほとんどがこのような購入方法に基づくものである（データ 10-1-1-A）。加えて、配架されたこれらの図書についてはいつでも学生が利用できるように、図書室からの持出しはいかなる場合も禁止されている。法務研究科図書室は土日・祝日を含めて 24 時間利用可能だが、24 時間常駐する管理者はいないため、図書の紛失等への対策として、図書室入口に「ゲート」を設置している。【解釈指針 10-1-1-3】

図書室内には閲覧用テーブル 17 席，コイン，プリペイド・カード両方で使用できるコピー機 1 台，一般情報検索性パソコン 5 台，これらのパソコンに接続したプリンター 4 台，スキャナー 1 台が設置されている。

また、法務研究科図書室には、法情報調査に関する基本的素養を備え、学生に随時助言をすることのできる司書資格を有する職員 1 名を配置している。【解釈指針 10-1-1-4】

【データ 10-1-1-A】法務研究科図書室図書・雑誌購入数

| | 図書購入冊数 | 雑誌購入種・冊数 |
|----------|--------|------------|
| 平成 26 年度 | 300 冊 | 23 種 258 冊 |
| 平成 27 年度 | 276 冊 | 22 種 236 冊 |
| 平成 28 年度 | 43 冊 | 22 種 237 冊 |
| 平成 29 年度 | 25 冊 | 22 種 237 冊 |
| 平成 30 年度 | 192 冊 | 22 種 237 冊 |

（出典：法務研究科作成）

② 法学類図書室

金沢大学人間社会学域法学類が独自に設けた図書室であり、人間社会 2 号館に設置され、主に法学系（法学類・法務研究科）教員及び法学類学生・大学院生が利用している。研究のために用いる法学分野の洋書や洋雑誌も充実している。雑誌は禁帯出であるが、図書については 2 週間、10 冊まで貸出が可能である。

法務研究科学生には、法務研究科図書室にある図書や雑誌についてはそちらの利用を優先するよう指導しているが、必要に応じて法学類図書室や金沢大学附属図書館を利用できる。（別添資料 3-2：2019（平成 31 年度）大学院法務研究科履修の手引 33-34 頁「4 法学類図書室の利用について」）

③ 金沢大学附属図書館

金沢大学憲章に謳われた「地域と世界に開かれた教育重視の研究大学」という理念を支え、「卓越した知の創造」と学生の「自学自習」を促進するために、学術情報資源の収集、整理、保存、発信に力を注ぐとともに、一冊の本、一人の利用者たりともおろそかにしない万全のサービスを具体化することを使命とする本学最大の図書館である。附属図書館は、中央図書館、自然科学系図書館、医学図書館、保健学類図書室で構成されており、そのうち本研究科に最も近い中央図書館の蔵書数は和書 90 万冊、洋書 30 万冊、和雑誌 13,400 種、洋雑誌 3,500 種（平成 30 年 3 月 31 日現在）を超える規模であり、視聴覚資料も充実していて、これらすべてを法務研究科の学生も利用できる。貸出のほか、他大学の蔵書の文献複写・図書借用等の相互利用、レファレンス・サービス、図書リクエスト等も充実している。（別添資料 47：金沢大学附属図書館概要 2018 年度版）

学生からの意見・要望に対しては、適宜図書委員会が対処することとなっており、年 2 回行われる、学生に対する「勉学生生活アンケート」に記載のあった、図書関連の事項・要望には、上述のゲートの設置のように、同委員会が速やかに対応している。さらに、院生が他の学類の教員が研究室に所蔵している文献に接する必要がある場合には、附属図書館の係員に相談し、対処方法を助言してもらうよう、学生指導を行っている。このような助言の依頼については、全学図書委員会において、本研究科図書委員長が、毎年度当初に必ず発言するなど、本研究科からの要望を、全学の図書委員会を通じて、全学的に伝達している。【解釈指針 10-1-1-3】（別添資料 2：2019 年度金沢大学大学院便覧 135 頁「（4）附属図書館」）

なお、法務研究科図書室と法学類図書室、金沢大学附属図書館については、各図書室で収蔵している図書や雑誌が異なるほか、利用時間帯、書籍貸出の可否やその期間に相違点があるため、これら 3 種の図書室を、必要性に応じて有効活用する方法については、新入生のオリエンテーションにおいて図書委員会委員長が概括的に説明を行うとともに、随時、各教員が学生に丁寧に指導するように努めている。

（4）教員室

専任教員すべてに 1 室ずつ、専用の研究室を設けている。各教員研究室には、研究・教育の効果的な実施のために各種の設備（机、椅子、テーブル、書棚等）、機器（エアコン、パソコン、プリンター等）が整備されている。また、非常勤教員については、教員控室に、テーブル、椅子、エアコン、パソコン等の設備を置き、授業等の準備を十分に行うことの

できるスペースとなっている。【解釈指針 10-1-1-5】

(5) 学生相談等

学生が教員と面談するため、教員研究室、研究科長室、応接室等、人数に応じて適切な個室を利用することができる。

また、学生が自由に利用できるリフレッシュルームを設置しており、休憩や飲食に利用されている。【解釈指針 10-1-1-6】

(6) その他

教室、自習室及び法務研究科図書室はすべて本研究科の専用（一部の教室については法務研究科優先として、本研究科が利用しないときに他の部局の利用を許可している）であり、人間社会第2講義棟及びこれと棟続きの人間社会3号館に集約されており、管理も本研究科が独立して行っている。教員室については、人間社会2号館に設置されているものもあるが、3号館と近接しているため、学生の訪問等に支障はない。【解釈指針 10-1-1-7】

各施設の維持管理にあたって、通常利用時及び緊急時に、学生、教職員、その他の利用者の平穏安全が脅かされない環境が以下のように整備されている。勤務時間内（8:30～17:00）での火災の発生時には、人間社会系事務部総務課総務係が、施設設備異常時には、施設部施設管理課保全企画係が、また身体の異常時には、角間保健管理センターが対応することになっている。更に勤務時間外（休日・祝日を含む。）については、不審者対策として、防犯カメラが導入され、セキュリティ・チェックの機能を果たしている。このように、火災発生時及び施設設備異常時には中央監視室が対応し、身体の異常時には119番通報がなされる。以上のことが、各建物の各階消火栓設置場所に大きく掲示されて周知されている（データ 10-1-1-B）【解釈指針 10-1-1-8】

【データ 10-1-1-B】 緊急時連絡先掲示

● 避難経路及び消火器設置場所

Routes for evacuation & fire extinguishers



● 避難方法

Steps to evacuate

- ① 消火器等で初期消火ができなかった時は、速やかに避難する。
- ② 姿勢を低くして、タオル等で鼻や口を押さえて煙をできる限り吸い込まないようにして避難する。
- ③ 避難する時は、階段を利用し落ち着いて避難する。
エレベーターは絶対に使用しない。
- ④ 防火戸は、火災報知器が鳴ると自動的に閉まるので、手で開けて避難する。
- ⑤ 防火シャッターは、火災報知器が鳴ると自動的に閉まるので、補助扉を手で開けて避難する。(必ず扉は閉める。)
- ⑥ 延焼防止のため、必ず扉は閉めて避難する。

- AED (自動体外式除細動器) 人間社会第2講義棟1階
- 車椅子 人間社会3号館1階 正面玄関
- 担架 人間社会3号館1階 応接室(1111号室)

● 異常時・緊急時連絡先

Call in emergency

| | 勤務時間内 8:30~17:00 In office hours | 勤務時間外 (休日・祝日含む) After office hours |
|---|--|---|
| 火災(災害)の発生 If fire occurs | 人間社会系 事務部総務課総務係 076-264-5450 | 中央監視室 内線 6295 (外線 076-264-6295) |
| 施設設備異常 If you find any malfunction in facilities or equipment | 施設部施設管理課保全企画係 076-264-5126 | |
| ケガ(身体の異常) If you find someone injured | 角間保健管理センター 076-264-5255 | 119番 |

(出典：法務研究科作成)

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 本研究科専用の施設のうち、法務研究科図書室、法情報実習室、自習室については、学生証・職員証をキーとして用いることで、本研究科学生、本研究科専任教員及び事務職員のみが入退室できるよう施設管理を行っている。
- ② すべての学生に自習室の机が与えられ、また、自習室と同じ建物内に法務研究科図書室、法情報実習室があるなど、学生の学習環境が整っている。また、学生証を入退館のキーとすることで、365日、24時間使用できるとともに、不審者が入らないよう建物内の安全性も担保されている。
- ③ 講義室、演習室、学生討論室等、学生がグループ学習や自主ゼミに利用できる部屋を優先的に確保している。
- ④ 専用の法務研究科図書室を備え、同室は自習室の近くに配置されている。加えて、図書の出出しを禁止することにより、必要な図書がいつでも利用できるほか、必要に応じて法学類図書室、附属図書館を利用することができる。

(2) 課題等

該当なし

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

（1）点検・評価委員会

本研究科は、常設委員会として点検・評価委員会を設置しており、適切な評価を行うとともに、評価結果を踏まえ、速やかに教育活動等の改善に活用できるよう、研究科長（点検・評価委員長を兼ねる）、副研究科長（2名）、委員2～3名（うち1名が認証評価担当）を構成員としている。同委員会における主な任務は、毎年の自己評価書の作成及び認証評価・外部評価に関する事柄である。（様式6：教員業績調書）（別添資料48-15：金沢大学大学院法務研究科自己点検評価規程）【解釈指針11-1-1-1（該当なし）】

（2）自己評価書の作成

自己評価書は毎年、独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構の提供する認証評価に係る様式を用いて作成しており、次の各評価項目を含むものとなっている。

- ①教育の理念及び目標（修了者の進路・活動状況、その他教育理念・目標の達成状況を含む）
- ②教育内容
- ③教育方法
- ④成績評価および修了認定（進級認定を含む）
- ⑤教育内容等の改善措置
- ⑥入学者選抜等（入学者受入れ方針、志願者・受験者・入学者数、収容定員・在籍状況を含む）
- ⑦学生の支援体制（学習・生活支援・就職支援）
- ⑧教員組織（教育能力を含む）
- ⑨管理運営等
- ⑩施設、設備および図書館等
- ⑪自己点検及び評価等

なお、飛び入学制度を活用した入試の運用状況については、教育内容（基準2-1-1に係る状況）や入学者選抜（基準6-1-4に係る状況）について自己点検及び評価を実施しているが、現在のところ飛び入学の志願者がなく、運用実績がない。

【解釈指針 11-1-1-2】

毎年度これらの事項を含む自己評価書を作成する際に、点検・評価委員会がその都度最新の基準との適合性を判断し、所管の委員会に改善が必要なことや新たな基準に適合させる必要があること等を伝え、各委員会において改善等に着手することとしている。

また、平成28年度からは、前年度の自己評価書について研究科全体での読み合わせ会を行い、その自己評価の結果、特に新たな基準との適合性について議論することで、各委員会の所管事項のみならず研究科全体において課題を共有している。これにより、主たる管轄である委員会のみでなく、関連する委員会も積極的に改善に関わることで、委員会間のスムーズな連携の下、教育研究活動の改善に取り組んでいる。【解釈指針 11-1-1-3】

(3) 外部評価

本研究科は、法務研究科自己点検評価規程により、法科大学院認証評価を受けた後3年以内に外部評価を実施することとしており、外部の有識者（弁護士や他法科大学院教員）に対し外部評価委員を委嘱し、毎年作成している自己評価書の最新のものに基づいて、評価を受けている。（データ 11-1-1-A）

（別添資料 48-15：金沢大学大学院法務研究科自己点検評価規程，別添資料 48-16：金沢大学大学院法務研究科自己点検評価に係る外部評価委員に関する申合せ）

本研究科は平成24年度に認証評価を受けた後、3年後の平成27年12月3日に外部評価を受け、この時受けた指摘をもとに、教育活動の改善に取り組んでいる。これらの結果はWebサイトで公表している。また、平成29年度に認証評価を受けたことから、令和2年度までに外部評価を受ける予定であるが、具体的なスケジュール等については現在検討中である。（法務研究科Webサイト「概要>評価」）

【解釈指針 11-1-1-4】

| 【データ 11-1-1-A】外部評価・認証評価実績 | |
|---------------------------|------|
| 平成16年度 | 制度発足 |
| 平成17年度 | |
| 平成18年度 | |
| 平成19年度 | 認証評価 |
| 平成20年度 | |
| 平成21年度 | |
| 平成22年度 | 外部評価 |
| 平成23年度 | |
| 平成24年度 | 認証評価 |
| 平成25年度 | |
| 平成26年度 | |
| 平成27年度 | 外部評価 |
| 平成28年度 | |
| 平成29年度 | 認証評価 |
| 平成30年度 | |
| 平成31年度 | |

（出典：法務研究科作成）

(4) 教育活動の改善

平成26年度において入学者数が10人未満となったこと等の自己点検評価を踏まえ、入学定員数の適正化を行うため、本研究科会議において審議した改善計画案について文部科学省専門職大学院室に意見を伺い、平成27年度からは定員を15人とした。平成26年9月には、入学者・志願者の減少に対応するため、幾つかの教育活動の改善・新設制度につ

いて研究科会議で検討・審議・決定し、(1)質の高い法科大学院生の獲得と社会への法科大学院教育に関する情報発信として、学部教育との連携（基準2-1-1に係る状況（2）参照）、(2)法学未修者教育の充実として、「法学入門」の拡充、（基準2-1-1に係る状況（1）①及び基準2-1-4に係る状況（1）参照）(3)小規模法科大学院の各特色を活かした連携によるきめ細かな法曹教育の実現として、他法科大学院との連携授業のカリキュラム新設（基準2-1-8に係る状況参照）、(4)法曹の職域拡大と就職支援として、企業へのインターンシップ参加（基準7-4-1に係る状況（3）参照）などを行うこととした。

平成27年度には、これまでの自己点検評価を踏まえ、法律基本科目の授業単位を増加する等、カリキュラムを改訂したほか、平成30年度からは、法曹以外への就職の道を増やすことを目的にインターンシップを単位化したほか、筑波大学との単位互換を開始した。さらに、平成31年度入学生からは行政法を2年次に移すなどのカリキュラム改訂を行う予定である（基準2-1-5に係る状況参照）。また志願者の減少等の自己点検評価の結果を踏まえ、進学説明会の拡充、学外入試会場の設定等（基準6-2-3に係る状況参照）、入試改革にも取り組んでいる。

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

本研究科における教育の理念や教育活動等を広く社会に周知するため、毎年、「法務研究科案内」を刊行している。法務研究科案内は、Web サイト及び印刷物の両方で以下のデータを公表している。(法務研究科 Web サイト「概要>研究科案内」)(別添資料 1: 2020 年法務研究科案内)

- (1) 設置者に関すること(法務研究科 Web サイト「概要>基本理念」)(別添資料 1: 2020 年法務研究科案内 2 頁「金沢大学法科大学院の基本理念」)
- (2) 教育の理念及び目標に関すること(法務研究科 Web サイト「概要>基本理念」, 「教育>教育目標」)(別添資料 1: 2020 年法務研究科案内 2-3 頁「金沢大学法科大学院の基本理念」)
- (3) 教育上の基本組織に関すること(法務研究科 Web サイト: 「教育>コースと標準修業年限」)(別添資料 1: 2020 年法務研究科案内 4 頁「カリキュラムの構成」)
- (4) 教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位, 教育研究業績及び実務経験に関すること(法務研究科 Web サイト「教員紹介>担当教員の紹介」)(別添資料 2: 2020 年法務研究科案内 10-11 頁「教員一覧」)(「金沢大学人間社会研究域研究業績集」(http://www.kanazawa-u.ac.jp/collegeschool/10_hs/gyouseki/index.html))
- (5) 入学者受入方針, 並びに志願者, 受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること(法務研究科 Web サイト「入試>学生の受け入れ方針」「入試について」「学生募集要項」「入試説明会」「入試の流れ」「入試結果概要」「入試成績開示」)(別添資料 1: 2020 年法務研究科案内 2 頁「学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」, 18-19 頁「入試の流れ」)
- (6) 収容定員, 在籍者の数及び進級の状況に関すること(法務研究科 Web サイト「概要>収容定員・在籍者数」「教育>成績評価, 修了・進級要件」)
- (7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針, 教育課程の編成及び実施に関する方針, 標準修業年限, 授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること(法務研究科 Web サイト「教育>教育目標」「コースと標準修業年限」「カリキュラムの構成」「金沢大学版『到達目標』」「時間割」「主な法律実務基礎科目」)(別添資料 1: 2020 年法務研究科案内 3-5 頁「教育目標及び教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」「カリキュラムの構成」)
- (8) 学修の成果に係る評価, 並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること(法務研究科 Web サイト「教育>成績評価, 修了・進級要件」, 別添資料 1: 2020 年法務研究科案内 4 頁「成績評価 修了・進級要件」)

- (9) 校地，校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること（法務研究科 Web サイト「概要＞施設・設備」「研究科紹介映像」）（別添資料 2：2020 年法務研究科案内 9 頁「学習環境・施設」）
- (10) 授業料，入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること（法務研究科 Web サイト「入試＞入学金・授業料・奨学金等」）（別添資料 1：2020 年法務研究科案内 7 頁「経済的支援」）
- (11) 学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること（法務研究科 Web サイト「教育＞サポート体制」）（別添資料 1：2020 年法務研究科案内 8 頁「学習支援・就職支援」）
- (12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること（法務研究科 Web サイト「修了者の声＞修了者の進路及び活動状況」）【解釈指針 11-2-1-1】

このほか，Web サイトにおいては，「クリニック」として実施する無料法律相談や，研究科主催の講演会など各種活動の案内を掲載するなど，教育活動等の状況について，積極的に情報を提供するとともに，入試に関しては，①試験問題・評価の割合，②志願者数及び合格者数，③合格者の内訳，④成績状況，⑤入学者の状況などについては特に細かく情報提供を行っている。また，合格者座談会や修了者からのメッセージも，研究科案内と Web サイトに掲載し，在学生やこれから本研究科を受験しようとする学生への有益な情報提供に努めている。（法務研究科 Web サイト「修了者の声＞司法試験合格者座談会」「修了生からのメッセージ」）（別添資料 1：2020 年法務研究科案内 12-13 頁「司法試験合格者を囲んで」，14-19 頁「修了生からのメッセージ」）

自己点検評価書は毎年度 Web サイトに掲載し，認証評価の評価報告書も掲載している。（法務研究科 Web サイト「概要＞評価」）

さらに，「共通的な到達目標モデル」を元に本研究科の教育目標を踏まえた独自の到達目標を加筆し，毎年法令改正や判例変更に応じて改訂している金沢大学版「到達目標」を Web サイトに掲載し，本研究科の修了生として修得すべき知識・能力を公表している。（基準 2-1-2 に係る状況）（法務研究科 Web サイト「教育＞金沢大学版『到達目標』」）【解釈指針 11-2-1-2】

以上のように，紙媒体ではリアルタイムで反映することが難しい情報や，紙媒体で社会に提供することが想定されていない資料（自己評価書や，入試の出題の意図など）等についても，積極的にインターネットを利用して発信することで，本研究科の情報公開を広くタイムリーに実施している。

専任教員の詳しい情報についても，金沢大学及び本研究科の Web サイトで公表しており，逐次更新している。本研究科の Web サイトにおいては，専任教員の氏名，職名，担当科目，最終学歴，取得学位，研究室，連絡先，職歴等の情報のほか，次のような情報を公開している。

- ① 研究者教員：最近 5 年間の主な著書・論文等の業績，社会貢献活動・公的活動
- ② 実務家教員：主な著書・論文等，社会貢献活動・公的活動，弁護士登録年月，所属弁護士会・所属事務所名，最近 5 年間の主な取扱い事件・公職等
- ③ 非常勤講師：氏名，現職，担当科目，最終学歴・取得学位，職歴，

研究者については最近5年間の主な著書・論文等

弁護士については弁護士登録年月，所属弁護士会・所属事務所名，最近5年間の主な
取扱い事件・公職等

その他の職業の者については適宜必要な情報

これに加え，Webサイトの教員紹介には各教員からの一言メッセージの欄を設け，学修に当たっての心構えや科目特性，それに応じた勉強の仕方等に関する各教員のメッセージも積極的に公表している。【解釈指針11-2-1-3】

基準 11-2-2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 11-2-2 に係る状況)

本研究科では、教育については教務・学生委員会、入試については入試・広報委員会というように、本研究科の教育活動につき各委員会が主体となって、その担当する範囲の資料やデータ等の情報について、調査及び収集を行っており、大学院係、入試係及び学生支援係が責任をもって保管している。これらの評価の基礎となる情報には、自己点検及び評価の結果に関する文書（点検・評価委員会）、筆記試験問題・答案その他成績評価の基礎となる資料（教務・学生委員会）が含まれるが、本研究科では設立年度の平成 16 年度より、授業において使用した定期試験の問題、解答例、答案用紙等の成績評価の基礎となる資料は、大学院係においてすべて原本を収集・保管している（平成 31 年度以降、上記資料についても下記金沢大学法人文書管理規則を適用させることとしたため、原本の保存期間は 10 年に変更される予定である）。これらの情報を基礎として、点検・評価委員会が毎年、自己点検及び評価を行っている。（別添資料 26：法務研究科・科内委員会及び関連会議等）

自己評価に用いた資料等については、金沢大学法人文書管理規則により、評価を受けた年から 10 年間、人間社会系事務部学生課大学院係、入試係及び学生支援係において適切に保管することとなっており、評価機関の求めに応じて速やかに提出できる状態を保っている。（別添資料 48-17：国立大学金沢大学法人文書管理規則）【解釈指針 11-2-2-1, 11-2-2-2】

2 特長及び課題等

(1) 特長

- ① 本研究科における教育活動等の状況について、本研究科設置の趣旨及び設置申請書の記載事項に照らして自己点検及び評価を組織的に行っている。また、評価結果については、点検・評価委員会を中心に、各委員会との連携の下、教育研究活動等の改善に活用しており、カリキュラムの改訂や入試制度改革等につながっている。
- ② 刊行物（法務研究科案内）を毎年発行するとともに、Web サイトを開設して常に新しい情報を積極的に公表している。Web サイトにおいては、自己評価書や入試についての詳細情報も積極的に掲載している。
- ③ 教員の情報についても、Web サイトにおいて詳しく公表しており、専門や職歴等の一般的な情報に加え、「一言メッセージ」として学生に向けて、学修に対する心構えや科目特性、それに応じた勉強の仕方等のメッセージを掲載している。
- ④ 本研究科の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報として、金沢大学版「到達目標」を作成し、Web サイトに掲載している。
- ⑤ カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを Web サイトに記載して公表しているほか、研究科案内、履修の手引等にも記載し、研究科内外に周知している。

(2) 課題等

該当なし